

# 岡山市地域防災計画「新旧対照表」 (風水害等対策編)

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表の修正理由欄に番号で記載しています。

- ① 災害対策基本法及び防災基本計画の改正による修正や岡山県地域防災計画との整合性を図るための修正
- ② 市の防災対策の見直しによる修正
- ③ 文章の簡素化や記述の適正化、文言修正等に伴う修正
- ④ パブリックコメントの結果による意見反映

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第1部 総則 第1章 総則 第1節 計画の目的	1	第1節 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため、総合的な運営計画を作成したもので、これを効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 <u>(追記)</u>	第1節 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため、作成した、総合的な運営計画である。 本計画において、本市の地理的特性（最新の各種被災想定・避難者数想定、浸水想定区域、土砂災害計画区域）を効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。 この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、対応すべき概要を示すものとする。	①
2	第1部 総則 第1章 総則 第2章 計画の構成及び内容	1	本計画は、「風水害等対策編」及び「地震・津波災害対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、別途作成する「岡山市水防計画」（別冊）とも十分調整を図るものとし、「岡山県地域防災計画」並びに指定行政機関又は指定公共機関等の作成する「防災に関する計画」と整合を図るものとする。	本計画は、「風水害等対策編」及び「地震・津波災害対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、別途作成する「岡山市水防計画」（別冊）とも十分調整を図（削除）り、「岡山県地域防災計画」並びに指定行政機関又は指定公共機関等の作成する「防災に関する計画」と整合を図るものとする。	③
3	第1部 総則 第1章 総則 第4節 災害の想定	2	<u>(新設)</u> 本計画は、岡山市の地域における地勢・地質・気象等の自然条件に加え、人口・資産・産業活動の集中等の社会的条件並びに、過去における各種災害履歴を考慮した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波による災害については地震・津波災害対策編として別冊を作成した。  1 暴風等による災害 2 大雨等による災害 3 高潮等による災害 4 上記1～3のほか異常気象による災害 <u>(追記)</u> 5 大規模火災 6 危険物の爆発等による災害 7 交通機関による災害 8 その他の特殊災害	1 災害の想定 本計画は、岡山市の地域における地勢・地質・気象等の自然条件に加え、人口・資産・産業活動の集中等の社会的条件並びに、過去における各種災害履歴を考慮した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波による災害については地震・津波災害対策編として別冊を作成した。  ①暴風等による災害 ②大雨等による災害 ③高潮等による災害 ④上記①～③のほか異常気象による災害 ⑤複合災害 ・南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来 ・新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生 ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等 ⑥大規模火災 ⑦危険物の爆発等による災害 ⑧交通機関による災害 ⑨その他の特殊災害	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																					
	部・章・節	頁	旧	新																																						
4	第1部 総則 第1章 総則 第4節 災害の想定	5	(新設)	<p>2 岡山市被災想定調査（令和4年5月）</p> <p>岡山市は、令和4年5月に被災想定調査を実施し、災害種別ごとの立退避難者を算出し、南海トラフ巨大地震発生時の避難者数について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、最大立退避難者数を算出した。</p> <p>これらの結果を踏まえ、今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。</p> <p>被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。</p> <p>また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。</p> <p>[災害種別ごとの住家被害数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>被害数（棟）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水＋土砂災害</td> <td>約 190,000</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>約 35,000</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>約 37,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[災害種別ごとの避難者数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>立退避難者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水＋土砂災害</td> <td>約 68,000</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>約 9,000</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>約 115,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[町丁目ごとの最大立退避難者数：約 157,000 人]</p> <p>※算出方法：町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、集計した。 （イメージ図）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町丁目</th> <th colspan="3">立退避難者（人）</th> </tr> <tr> <th>洪水＋土砂</th> <th>高潮</th> <th>地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>灰色網掛け箇所を積み上げ</p> <p>《参照》 ○資料編 第1.2（参考）被災想定調査結果</p>	災害種別	被害数（棟）	洪水＋土砂災害	約 190,000	高潮	約 35,000	地震	約 37,000	津波	約 23,000	災害種別	立退避難者数（人）	洪水＋土砂災害	約 68,000	高潮	約 9,000	地震・津波	約 115,000	町丁目	立退避難者（人）			洪水＋土砂	高潮	地震・津波	A	100	0	200	B	200	100	100	C	10	100	80	②
災害種別	被害数（棟）																																									
洪水＋土砂災害	約 190,000																																									
高潮	約 35,000																																									
地震	約 37,000																																									
津波	約 23,000																																									
災害種別	立退避難者数（人）																																									
洪水＋土砂災害	約 68,000																																									
高潮	約 9,000																																									
地震・津波	約 115,000																																									
町丁目	立退避難者（人）																																									
	洪水＋土砂	高潮	地震・津波																																							
A	100	0	200																																							
B	200	100	100																																							
C	10	100	80																																							

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
5	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第1節裏施責任	8	《参照》 ○緊急消防援助隊の運用に関する要綱・緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱・消防相互応援協定 ○中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 ○21大都市災害時相互応援に関する協定 ○岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定 ○災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局） ○災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市） ○岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定(岡山県及び県下27市町村)	《参照》 ○資料編 第10協定書一覧	③
6	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	9	(17) <u>避難勧告等の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難所の開設を行う。</u> (略) (22) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。	⑰ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難所の開設を行う。</u> (略) ⑳ 被災者の <u>広域避難及び広域一時滞在</u> に関する協議、被災者の受入れを行う。	③
7	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	10	(8) 水防法・地すべり等防止法に基づく、 <u>避難の勧告、指示</u> を行う。	⑧ 水防法・地すべり等防止法に基づく、 <u>立退きの指示等</u> を行う。	③
8	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	10	㉔ 市が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。	㉔ 市が実施する被災者の <u>広域避難及び広域一時滞在</u> の調整、代行を行う。	③
9	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は 業務の大綱	11	5 指定地方行政機関 [中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）] (略) (2)吉井川・旭川・高梁川・金剛川・百間川・小田川直轄河川の改修工事・維持修繕・防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。 (3)吉井川・旭川・高梁川・金剛川・百間川・小田川の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行うとともに、岡山地方気象台と共同して、洪水予報を行う。 (略)	5 指定地方行政機関 [中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）] (略) ② <u>国土交通省管理河川の改修工事・維持修繕・防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表</u> を行う。 ③ <u>国道交通省管理の各洪水予報河川</u> において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行うとともに、岡山地方気象台と共同して、洪水予報を行う。 (略)	③
10	第1部 総則 第2章各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱 第2節処理すべき事務又は 業務の大綱	13	(3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。	③ 国有林内河川流域( <u>削除</u> )における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
11	第1部 総則 第2章 各機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大 綱 第2節 処理すべき事務又は業 務の大綱	20	[おかやまD M A T] (略) (新設)	<p>〔災害時精神科医療中核病院〕</p> <p>①災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。 ②医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。 ③被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。 ④災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入れ・派遣を行う。</p> <p>※ 災害派遣精神医療チーム（D P A T（ディーパット）） 災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、 精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の 支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。</p>	①
12	第1部 総則 第3章 防災会議	22	<p>第3章 地域防災計画の作成又は修正</p> <p>1 計画の作成又は修正 岡山市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画を作成し、随時同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正する。 修正に当たっては、国の防災基本計画及び県防災計画を参考とするとともに、特に県地域防災計画において、計画事項として示すものについては、市域での実情に応じた細部の計画を定める。 さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力が得られるよう努める。</p> <p>2 計画の周知 本計画は、市職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。</p>	<p>第3章 防災会議</p> <p>1 防災会議 岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づく、市の附属機関として設置され、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する市長への意見の陳述を行う。</p>	③
13	第1部 総則 第3章 防災会議	22	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織</p> <p>第1 防災会議</p> <p>1 組織 から移動</p>	<p>2 組織 (略)</p>	③
14	第1部 総則 第3章 防災会議	22	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織</p> <p>第1 防災会議</p> <p>1 組織 から移動</p>	<p>3 所掌事務 (略)</p>	③
15	第1部 総則 第3章 防災会議	22	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3章 地域防災計画の作成又は修正</p> <p>1 計画の作成又は修正 から移動</p> <p>岡山市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、(追記) 地域防災計画を作成し、随時同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正する。 修正に当たっては、国の防災基本計画及び県防災計画を参考とするとともに、特に県地域防災計画において、計画事項として示すものについては、市域での実情に応じた細部の計画を定める。 さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力が得られるよう努める。</p>	<p>4 地域防災計画の作成又は修正</p> <p>岡山市防災会議は、災害対策基本法(削除)に基づき岡山市地域防災計画を作成し、(削除) 同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。 岡山市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、(削除) 本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。 (略)</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第1部総則）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
16	第1部 総則 第4章 岡山市の概要 第1節 自然的条件	25	3 気象 (3) 風 年間を通じて強風となる事は少ないが、春には日本海で急発達する低気圧、秋は台風、冬は西高東低の気圧配置による季節風によって強い風が吹くことがある。平年値の風速は3.1m/sである。 ※平年値の統計期間は1981年～2010年である。	3 気象 (略) (3) 風 年間を通じて強風となる事は少ないが、春には日本海で急発達する低気圧、秋は台風、冬は西高東低の気圧配置による季節風によって強い風が吹くことがある。平年値の風速は3.0m/sである。 ※平年値の統計期間は1991年～2020年である。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備	31	第1章 防災業務施設・設備等の整備 災害の未然防止及び抑制又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務施設・設備等の整備充実を中心として、防災システムの高度化を計画的に推進する。 <u>（追記）</u>	第1章 防災業務施設・設備等の整備 災害の未然防止及び抑制又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務施設・設備等の整備充実を中心として、防災システムの高度化を計画的に推進する。 また、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。	①
2	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第1節気象等観測施設・設備等	31	1 岡山県総合防災情報システムの活用 総合的防災対策をより迅速・的確に実施することができるよう、 <u>（追記）</u> 防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早目の避難に役立てるため、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。	1 岡山県総合防災情報システムの活用 [市] 総合的防災対策をより迅速・的確に実施することができるよう、 <u>県</u> や岡山県地方気象台と防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早目の避難に役立てるため、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。	③
3	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第2節消防施設・設備等	32	1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、消火栓・防火水槽等の消防水利、消防緊急通信指令施設その他の消防施設・設備等の整備改善及び性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した、化学消火薬剤の備蓄に努める。 2 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 3 関係事業者は、風水害等による被害の拡大を最小限にとどめるため、防災体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。	第2項 実施内容 市（消防機関）は、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、消火栓・防火水槽等の消防水利、消防緊急通信指令施設その他の消防施設・設備等の整備改善及び性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した、化学消火薬剤の備蓄に努める。 また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の入団促進等消防団の活性化に努める。 <u>（削除）</u>	③
4	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第3節通信施設・設備等	33	災害時においては、正確な情報の収集・伝達・緊急時の避難勧告等の迅速かつ的確な措置が被害を最小限にとどめることになり、通信施設は災害応急対策を実施する上で不可欠であるため、岡山市総合防災情報ネットワーク施設・無線通信施設及び放送施設等の整備を推進するとともに、防災構造化等の改善に努める。また、停電対策・リスクの分散・通信路の多ルート化・補完施設・設備の確保・デジタル化の促進等、防災対策をさらに推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。	第1項実施方針 災害時においては、 <u>（削除）</u> 通信施設は災害応急対策を実施する上で不可欠であるため、岡山市総合防災情報ネットワーク施設・無線通信施設及び放送施設等の整備を推進するとともに、 <u>（削除）</u> 通信連絡機能の維持・向上を図る。	③
5	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第4節通信施設・設備等	33	1 防災行政無線（移動系、同報系）・地域防災無線・衛星携帯電話等 <u>（1）</u> 有線電話が途絶した場合、市の組織内及び防災関係機関との相互の通信をより確実に確保するため、有効な伝達手段である市防災行政無線及び衛星携帯電話等、通信路の多ルート化を図るとともに、アマチュア無線等の協力が得られるよう、日頃から協力体制の強化を図る。 また、被災性の高い地域においては、防災行政無線の同報系を整備することにより、緊急時の通信及び避難勧告等、情報伝達手段の整備充実を図る。 <u>（2）</u> コミュニティ放送・ケーブルテレビ 放送機関のうち、市域の一部をエリアとするコミュニティFM放送局及びCATV放送局との協力関係の強化を図り、災害が発生又は発生のおそれのある場合には、気象情報・災害発生状況・通行規制状況・避難状況等各種情報を提供し、放送により住民等に対し、より詳細な情報の周知を図る。	第3項実施内容 1 防災行政無線移動系、同報系・地域防災無線・衛星携帯電話等 [市] 有線電話が途絶した場合、市の組織内及び防災関係機関との相互の通信をより確実に確保するため、 <u>（削除）</u> 市防災行政無線及び衛星携帯電話等、通信路の多ルート化を図るとともに、アマチュア無線等の協力が得られるよう、 <u>（削除）</u> 協力体制の強化を図る。 また、 <u>（削除）</u> 防災行政無線の同報系を整備することにより、緊急時の通信及び避難指示等、情報伝達手段の整備充実を図る。 [放送機関] <u>（削除）</u> 市域の一部をエリアとするコミュニティFM放送局及びCATV放送局は協力関係の強化を図り、災害が発生又は発生のおそれのある場合には、気象情報・災害発生状況・通行規制状況・避難状況等各種情報を提供し、 <u>（削除）</u> より詳細な情報の周知を図る。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
6	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第4節通信施設・設備等	33	2 医療情報  消防機関・医師会及び医療機関等を相互に結び、広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況・患者の転送要請・医療従事者の要請・医療品備蓄状況等を、迅速かつ的確に把握するとともに、応急派遣等を行う体制を強化する。 県、市及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。	2 医療情報 [市] 消防機関・医師会及び医療機関等を相互に結び、広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時における医療機関の被災状況・患者の転送要請・医療従事者の要請・医療品備蓄状況等を、迅速かつ的確に把握するとともに、応急派遣等を行う体制を強化する。 (削除) また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。	③
7	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第4節通信施設・設備等	34	4 電気通信設備  電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化にむけた取組を推進することに努める。	4 電気通信設備 [中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社] (削除) 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を進める。	③
8	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	第5 救助施設・設備  1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能強化を図る。	第2項 実施内容 [市] ①効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保(削除)、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能強化を図る。	③
9	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	4 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、あらかじめ指定し、そのうち「指定緊急避難場所」として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民の周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。なお、「指定緊急避難場所」は災害種別ごとに指定する。	④地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要な避難所を、地区ごと及び災害種別ごとにあらかじめ候補地を選定し、指定する。	③
10	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	5 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。	⑤災害時における指定避難所の使用方法、場所、収容人数等について、施設所有者あるいは管理者と事前に協議を行い、ハザードマップや広報紙、ホームページ等を通じて、住民への周知徹底を図る。	③
11	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	—	6 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を「指定避難所」として指定する。なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制を整備されている施設を「福祉避難所」として指定する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。	(削除)	③
12	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	(新設)	⑥市が選定・指定するもののほか、町内会や自主防災組織等においても、自主的に避難所及び避難場所となる施設を選定し、自らの地域が避難しやすい環境を整備するものとする。その場合、市は選定された避難所の把握に努める。	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
13	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	7 指定避難所に必要となる応急給水・仮設トイレ・マット・通信機器、シャワー等の入浴設備等の施設設備の整備に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	⑦ 指定避難所に必要となる応急給水・仮設トイレ・マット・通信機器、シャワー等の入浴設備等の（削除）の整備に努め（削除）、テレビ・ラジオ等、避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	③
14	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	36	8 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料・飲料水・非常用電源・炊き出し用具・毛布・マスク・消毒液等、避難生活に必要な物資等の備蓄や調達方法の整備に努めるとともに、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討する。 (追記)	⑧ 指定避難所又はその近傍で（削除）備蓄施設を確保し、食料・飲料水・非常用電源・携帯トイレ・簡易トイレ・常備薬・マスク・消毒液・体温計・パーティション・簡易ベッド・（削除）毛布等、避難生活に必要な物資や感染症対策用品等の備蓄や調達方法の整備に努め（削除）、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討する。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。	②、③
15	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	10 必要な物資の備蓄に当たっては、岡山市備蓄計画を踏まえ、市民が最低限備蓄すべきもの（3日間分以上、できれば1週間分）の進捗や、県計画等を考慮し、計画的な備蓄を進める。	⑩必要な物資の備蓄に当たっては、岡山市備蓄計画を踏まえ、市民が最低限備蓄すべきもの（3日間分以上、できれば1週間分）の進捗や、県計画等を考慮（削除）する。	③
16	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	(新設)	⑪ 帰宅困難者対策として、帰宅困難者の発生を想定した備蓄の推進や、一時避難場所の確保に努める。また、職場や外出先等に待機をする「一斉帰宅の抑制」や、徒歩帰宅が可能な方を支援するコンビニエンスストアや外食事業者等の「災害時帰宅支援ステーション」について、普及を推進するとともに、住民や事業者へ周知する。	②
17	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置 3 実施内容 (7) 避難所・避難路等	34	第3編 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 (7) 避難所・避難路等	第2部 災害予防計画 第1章 防災業務施設・設備等の整備 第5節 救助施設・設備 に移動	③
18	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	—	7 避難所・避難路等 避難所及び避難地は、地区ごとにあらかじめ候補地を選定し、可能なものからその管理者の同意を得た上で順次指定をする。指定をした施設については、災害時における使用方法等について、施設所有者あるいは管理者と事前に協議する。ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。 (略)	(削除)	③
19	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	① 指定避難所の選定及び指定 ア 指定避難所（生活避難所） イ 指定避難所の定義 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所に避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として選定・指定する。指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	(1) 指定避難所の選定及び指定 1) 指定避難所（生活避難所） ア 指定避難所の定義 想定される災害の状況、人口の状況（削除）等を勘案し、災害が発生した場合に（削除）避難（削除）を行った居住者、滞在者その他の者を（削除）一時的に滞在させるための施設をいう。 (削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
20	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	<p>(イ) 指定避難所の選定・指定方針 選定及び指定に当たっては、災害対策基本法施行令第20条の6の指定基準に従い、以下の方針とし、市立小・中学校及びそれに準じた教育施設の体育館及び校舎・市有公共施設・市立以外の各種学校の体育館及び校舎、その他各種公共施設のほか、寺院・ホテル等、民間施設等から選定及び指定を行う。 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>[選定・指定方針] ・避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要な適切な規模のもの。 ・被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの。 ・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの。 ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの。</p>	<p>イ 指定避難所の選定・指定方針 (削除) 災害対策基本法施行令第20条の6の指定基準に従い、(削除)市立小・中学校及びそれに準じた教育施設の体育館及び校舎・市有公共施設・市立以外の各種学校の体育館及び校舎、その他各種公共施設等(削除)から、選定及び指定を行う。 学校を指定避難所に指定する場合には、(削除)教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、(削除)施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(削除) ・避難(削除)を行った居住者等又は被災者を滞在させるために(削除)適切な規模のもの。 ・被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの。 ・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの。 ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの。</p>	③
21	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	<p>イ 福祉避難所（要配慮者に配慮した避難所） (ア) 福祉避難所の定義 指定避難所のうち、要配慮者を滞在させることを想定した施設で、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設をいう。</p>	<p>2)福祉避難所（要配慮者に配慮した避難所） ア 福祉避難所の定義 指定避難所のうち、要配慮者を滞在させることを想定した施設で、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害発生時に要配慮者が相談等(削除)を受けることができる体制が整備され、(削除)要配慮者を(削除)に必要な居室が可能な限り確保される施設をいう。</p>	③
22	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	<p>(イ) 福祉避難所の選定・指定方針 指定避難所の選定・指定方針に加え、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は、助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保することが可能であるもの(追記)。</p>	<p>イ 福祉避難所の選定・指定方針 指定避難所の選定・指定方針に加え、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は、助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保(削除)が可能である施設等から選定及び指定を行う。</p>	③
23	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	37	<p>② 指定緊急避難場所の選定及び指定 (ア) 指定緊急避難場所の定義 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。</p>	<p>(2) 指定緊急避難場所の選定及び指定 ア 指定緊急避難場所の定義 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所をいう。(削除)</p>	③
24	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	38	<p>(イ) 対象とする災害種別 指定緊急避難場所の選定・指定は、以下の内閣府令で定める異常な現象の種類を対象とする。 ・洪水、土砂災害(がけ崩れ、土石流及び地すべり)、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫(雨水出水)</p>	<p>イ 対象とする災害種別 (削除)内閣府令で定める次の異常な現象の種類を対象とする。 ・洪水、土砂災害(がけ崩れ、土石流及び地すべり)、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫(雨水出水)</p>	③
25	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備 第5節救助施設・設備	38	<p>(ウ) 指定緊急避難場所の選定・指定方針 災害種別ごとの指定緊急避難場所の指定方針は、以下の通りとし、災害種別ごとに指定緊急避難場所の選定を行い、指定する。 ・対象とする異常な現象（地震以外）が発生した場合において、命に危険が及ぶおそれがないと認められる区域内（安全区域内）であること。 ・異常な現象に対して安全な構造であること。 ・洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で、想定される水位以上の高さに収容可能なスペースがあり、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。</p>	<p>ウ 指定緊急避難場所の選定・指定方針 (削除)次のとおり(削除)、災害種別ごとに指定緊急避難場所の選定(削除)及び指定を行う。 ・対象とする異常な現象（地震以外）が発生した場合(削除)、命に危険が及ぶおそれがないと認められる区域内（安全区域内）であること。 (削除) ・洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象(削除)により想定される水位以上の高さに収容可能なスペースがあり、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
26	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第5節救助施設・設備	38	③ 協定避難場所(協定締結による避難所・福祉避難所・津波避難ビル) 市が指定する指定避難所・指定緊急避難場所の他、不測の事態に備え、民間施設管理者等の協力承諾を得て緊急応急的な避難が可能となる協定避難場所を確保し、避難先の充実に努める。特に、災害発生時に緊急性の高い津波からの避難を対象とした津波避難ビル及び要配慮者の避難先である福祉避難所の確保に努める。また、これら市が指定した施設のみでなく、地域において町内会・自治会・自主防災組織等住民自らも、日頃から使用可能な施設を選定し、事前の所有者の理解を得て活用するものとする。	(3) 協定避難場所（協定による避難場所・福祉避難所・津波避難ビル） 市が指定する指定避難所・指定緊急避難場所の他、不測の事態に備え、民間施設管理者等の協力承諾を得て緊急応急的な避難が可能となる協定避難場所を確保（削除）に努める。特に、（削除）緊急性の高い（削除）津波避難ビル及び要配慮者の避難先である福祉避難所の確保に努める。また、（削除）町内会、自主防災組織等住民自らも、（削除）使用可能な施設を選定し、（削除）所有者の理解を得て活用するものとする。	③
27	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第5節救助施設・設備	—	④ 臨時避難所 大規模災害時における生活避難所の開設に当たって、適当な収容施設がないときは、野外に仮設建物等の設置又は天幕あるいは大型車両等を借り上げて設置するものとする。その場合の設置場所としては公園・広場のほか、民間敷地等の協力を求めるものとする。 ⑤ 一次避難地 災害により自宅等が危険となった場合、あるいは危険が迫っている場合に、直面する危険を回避するため緊急かつ一時的に避難をする場所で、市街地においては大火を考慮したものとする。 主に、市立小中学校のグラウンド・寺院及び神社の境内・公園・緑地・広場等であるが、これらオープンスペースは、地域住民等が避難所に集団移動する際の、集合場所としても位置付けられる。 このため、市民あるいは市内に就業する者の責務として、日頃から話し合い等により市民あるいは就業者自らが、その場所を確認しておくものとする。 なかには標高の低い、あるいは急傾斜地が近いなど、災害の種別によっては安全性が低下する場合もあるが、災害種別ごとに使用する避難地を選別して、選定することは困難を伴うことから、公共性の高いオープンスペースについては、一律に候補地として選定するものとする。 ただし、実際に地域住民等が避難する際には、強い地震の発生時においては、周辺からの落下物及び倒壊の可能性のある建造物のないこと、河川洪水や津波による浸水の発生時においては、標高の高いこと、大規模な火災発生時には、延焼の可能性がなく、輻射熱等も防ぐ樹木等があることなどを十分理解した上で、避難先として活用するよう、市民等への周知に努めるものとする。 なお、市有施設であっても、日常的に一般に供していない敷地及び市有以外であって避難地として選定した土地・施設については、その所有者あるいは管理者等と実際に避難することとなる対象地域の町内会・自治会・自主防災組織等と市とで使用方法等を三者協議をし、理解の得られたものから指定するものとする。 また、「自分の命は自分で守る」の観点から、地域住民自らも率先して地域の避難所の選定指定に努力するものとする。	(削除)	③
28	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第5節救助施設・設備	38	⑥ 広域避難場所 市街地において、火災が延焼拡大する等の大規模災害発生時において、一次避難地や各種避難所にまでも危険が達すると予想される場合において、多くの市民等が避難することができる大規模なオープンスペースをもつ土地を、広域避難場所として指定する。 広域避難場所を必要とする地域は、大火時に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とし、その面積は輻射熱を考慮する。 また、指定した施設については、災害時における使用方法等について施設所有者、あるいは管理者と事前に協議するものとする。	(4) 広域避難場所 市街地において、火災が延焼拡大する等の大規模災害発生時に（削除）、避難場所や避難所に（削除）も危険が達すると予想される場合（削除）、多くの市民等が避難（削除）できる大規模なオープンスペースをもつ土地を、広域避難場所として指定する。 広域避難場所を必要とする地域は、大火時に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とし、その面積は輻射熱を考慮する。 また、指定（削除）施設の（削除）使用方法等について、施設所有者や管理者と事前に協議するものとする。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
29	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第5節救助施設・設備	38	⑦ 避難路の選定 地域から各種避難所及び避難地への進路については、災害の発生等による影響を考慮し、幹線道路を基本とするが、実際に避難を行うのは地域住民であることから、町内会・自治会・自主防災組織等においては、実際に経路を歩いて、浸水や土砂崩れはもちろんブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒等により、通行不能になるおそれがないかなど事前の調査をし、災害の種別に応じた安全性を、また複数の経路を確認しておくものとする。	(5) 避難路の選定 地域から避難場所や避難所への進路については、災害の発生等による影響を考慮し、幹線道路を基本とするが、実際に避難を行うのは地域住民であることから、町内会・(削除)自主防災組織等においては、実際に経路を歩いて、浸水や土砂崩れ、ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒等により、通行不能になるおそれがないかなど事前の調査を行い、災害の種別に応じた(削除)複数の経路を確認しておくものとする。	③
30	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第5節救助施設・設備	—	⑨ 避難行動と各種避難所の関係 避難及び避難所の活用は、災害の種別によって異なるが、特に風水害と大地震(津波)とで大別し、次のように位置付け、市民等に避難行動を行うよう周知するものとする。  ○風水害警戒時及び発生時   ○大地震(津波)発生時 	(削除)	③
31	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第6節医療救護用資機材等	39	1 市・県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品・医療資機材等の確保に努める。 2 市・県・医療関係機関・鉄道事業者・空港管理者等は、あらかじめ相互連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制について、計画の作成に協力する。	第2項 実施内容 [市・県・医療関係機関・鉄道事業者・空港管理者] (削除) 負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品・医療資機材等の確保に努める。 (削除)	③
32	第2部災害予防計画 第1章防災業務施設・設備 等の整備 第7節その他施設・設備等	40	1 災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要車両等の土木機械等の整備・改善及び点検を実施する。 2 特に、防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。	第2項 実施内容 [市・中国地方整備局] 災害により被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要車両や土木機械等の整備・改善及び点検を実施する。 [市] (削除) 防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
33	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第1節職員の体制	41	1 各局区室は、それぞれの実情に応じ、招集基準の明確化・連絡手段・招集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常招集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。全ての職員に対して、携帯電話等に参集情報を提供し、緊急参集、安否確認に努める。 また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。	第2項 実施内容 [市] ①（削除）招集基準の明確化・連絡手段・招集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常招集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。全ての職員に対して、携帯電話等に参集情報を提供し、緊急参集、安否確認に努める。 ②（削除）交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。	③
34	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第1節職員の体制	41	3 各部署は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	第2項 実施内容 [市] （略） ④ 応急対策全般への対応力を高めるため、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを（削除）構築することに努める。	①
35	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第1節職員の体制	41	4 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。	⑤ （削除）退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等により、人材確保方を図る。	③
36	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第1節職員の体制	41	5 夜間・休日等において、職員の非常招集を迅速に行うため、各部それぞれの段階に応じた緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は、非常招集名簿等を携行し、所在の如何にかかわらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。	⑥ 夜間・休日等において、職員の非常招集を迅速に行うため、各所属において、職員に対し配備指令・安否確認システムへの登録を促す。	②
37	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第1節職員の体制	41	（新設）	⑧ 発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める	①
38	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第2節情報収集・連絡体制	42	1 機動的な情報収集活動を行うため、（追記）航空機、無人航空機、車両など、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム・監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を促進する。 （新設）	[市] ①機動的な情報収集活動を行うため、ドローン、車両など、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム・監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を促進する。 ② 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。	①
39	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第2節情報収集・連絡体制	42	4 衛星携帯電話、衛星通信・電子メール・防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業・報道機関・住民、事業者等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより情報連絡体制を確保するよう留意する。	④衛星通信・電子メール・防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業・報道機関・住民、事業者等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより情報連絡体制を確保するよう留意する。	①
40	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第2節情報収集・連絡体制	42	5 （追記）関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に留意する。	⑤各報道機関などの関係機関と相互に協力して、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に留意する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
41	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第2節情報収集・連絡体制	42	6 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	⑥災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。 <u>（削除）</u>	③
42	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第2節情報収集・連絡体制	43	2 県は、風水害等により、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員が情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ定め、迅速に情報が収集できるよう努める。市はそれに協力する。	[県] リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。市はそれに協力する。	③
43	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	44	8 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。 13 中・四国県庁所在都市、政令指定都市、姫路市、鳥取市、尼崎市と締結している相互応援協定に基づく、広域応援体制の整備に努めるとともに、市は消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、消防力の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。	第2項 実施内容 [市] ③（削除）被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、 <u>（削除）</u> 必要な準備を整える。 ④中・四国県庁所在都市、政令指定都市、姫路市、鳥取市、尼崎市と締結している相互応援協定に基づく広域応援体制の整備に努め <u>（削除）</u> 、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制を整備する。また、消防力の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。	③
44	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	44	第3 防災関係機関の相互の連携体制  (略) 14自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を確認しておくなど必要な準備を整えておく。 15県と自衛隊に対し平素から連携体制の強化を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急・救助・応急医療・緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、県及び自衛隊に連絡しておく。  (略) 23市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。  (略) <u>（新設）</u>	第2項 実施事項 [市] (略) ⑤自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を確認しておく <u>（削除）</u> 。  (略) ⑨国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。  (略) ⑫男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、市民協働局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、岡山市男女共同参画社会推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における市民協働局及び岡山市男女共同参画社会推進センターの役割について、危機管理室と市民協働局が連携し明確化しておくよう努める。	①、③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
45	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	44	18 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	⑥災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める（削除）。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務のを支援するシステムのを活用について検討する。	③
46	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	44	23 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。  (略) (新設)	(削除) (略) ⑦男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、市民協働局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、岡山市男女共同参画社会推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における市民協働局及び岡山市男女共同参画社会推進センターの役割について、危機管理室と市民協働局が連携し明確化しておくよう努める。	①
47	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	45	24 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 (新設)	⑧訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 ⑨機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。	①
48	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	25 市は、ペット医療の応援について岡山県獣医師会との連携を図る。	(削除) ※確認	③
49	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	45	(新設) 2 (略) また、市、県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。	⑩民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ⑪ (削除) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める（削除）。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。	①
50	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	10 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定と締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	(削除)	③
51	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	45	(略) 19 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	[県] (略) ④市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
52	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	第3 防災関係機関相互の連携体制  1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。	(削除)	③
53	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	5 市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。 7 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 11 市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。 17 市及び県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。	(削除)	③
54	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。 2 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）について、あらかじめ、市、県等は民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 (略) さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防及び自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等、航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整グループを設置し、航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。 12 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。	(削除)	③
55	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第3節防災関係機関相互の連携体制	—	20 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国及び県が組織する「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
56	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第4節業務継続体制の確保	46	<p>1 市及び県やその他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。</p> <p><u>(新設)</u> また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p>	<p>第2項 実施内容 〔市・防災関係機関〕</p> <p>① <u>(削除)</u> 災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。</p> <p>②特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できる体制等を強化することとする。</p> <p>③また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p>	①、③
57	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第4節業務継続体制の確保	46	<p>2 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>④市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、<u>(削除)</u> 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</p> <p>⑤災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</p>	①、③
58	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第4節業務継続体制の確保	—	<p>3 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。</p>	<u>(削除)</u>	③
59	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第4節業務継続体制の確保	—	<p>第4 業務継続体制の確保</p> <p>4 市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	<u>(削除)</u>	③
60	第2部災害予防計画 第2章防災業務体制の整備 第4節業務継続体制の確保	—	<p>5 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</p>	<u>(削除)</u>	③
61	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第1節治山対策	47	<p>(3) 山地災害危険地区等の周知</p> <p><u>県と連携を図り、山地災害危険区域等の情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行う。</u></p>	<p>第3項 実施内容 3 山地災害危険地区等の周知 〔市・県〕 <u>(削除)</u> 山地災害危険区域等の情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行う。</p>	③
62	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	50	<p>(1) 土砂災害警戒情報等</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。</p>	<p>第3項 実施内容 1 土砂災害警戒情報等 〔県・岡山地方気象台〕 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示の発令 <u>(削除)</u> 判断や住民の自主避難を支援するため、<u>(削除)</u> 厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
63	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	50	(2) 土砂災害警戒区域等の点検  市と県は、連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。市は、上記警戒区域等について、住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及・警戒避難の啓発を図る。	2 土砂災害警戒区域等の点検 [市] 県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。また、上記警戒区域等について、住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及・警戒避難の啓発を図る。	③
64	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	50	(3) 土砂災害警戒区域等の指定  県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下、「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地について基礎調査を行い、その結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下、「警戒区域」という。）として指定する。	3 土砂災害警戒区域の指定 [県] 〔削除〕土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下、「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地について基礎調査を行い、〔削除〕急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域〔削除〕として指定する。	③
65	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	51	3 土砂災害警戒区域等の指定  (略) また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講じるものとする。  (略) ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保 (略)	3 土砂災害警戒区域等の指定 [県] (略) また、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講じるものとする。 (略) ④ 勧告による移転者への支援等 (略)	①
66	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	51	(4) 警戒避難体制の整備等 岡山市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記の項目について定めるものとする。 ① 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項 ② 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項 ③ 避難場所及び避難経路に関する事項 ④ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ⑤ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 また、県が警戒区域の指定を行った場合には、市は土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布、インターネットでの閲覧等必要な措置を講じるものとする。県が公表した基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。	4 警戒避難体制の整備等 [市] 県が警戒区域の指定を行った場合、〔削除〕警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制を整備する。 また、〔削除〕土砂災害に関する情報の伝達方法、〔削除〕避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、土砂災害ハザードマップの配布、インターネットでの閲覧等、必要な措置を講じるものとする。〔削除〕	③
67	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節土砂災害防止対策	51	① 砂防事業 砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定する。 市は、県と連携しながら土石流危険渓流を把握し、県の実施する土石流等土砂の流出を防止する砂防堰堤・溪流の縦断侵食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備に協力する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に協力する。また、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に協力する。	5 防災工事の実施 (略) (1) 砂防事業 砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定する。 〔削除〕県と連携しながら土石流危険渓流を把握し、県の実施する土石流等土砂の流出を防止する。〔削除〕 溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備に協力する。〔削除〕	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
68	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第3節田砂災害防止対策	51	② 地すべり対策事業 地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定する。 市は、県と連携しながら地すべり危険箇所を把握し、県の実施する排水施設・抑止杭等の地すべり防止施設の整備に協力する。特に、 <u>流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u>	(2) 地すべり対策事業 地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定する。 <u>(削除) 県と連携しながら地すべり危険箇所を把握し、県の実施する排水施設・抑止杭等の地すべり防止施設の整備に協力する。(削除)</u>	③
69	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	53	③ 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報  (略) また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ河川水位等の情報を提供しよう努める。また、 <u>中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</u>	(3) 洪水特別警戒水位情報 [県・中国地方整備局] (略) また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ河川水位等の情報を提供しよう努める。 <u>(削除)</u>	③
70	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	54	<u>(新設)</u>	(4) 氾濫危険水位情報 [県・中国地方整備局] 市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。	①
71	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	54	④ 水防警報  中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれに水防警報区域の指定を行った河川において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想され水防活動をする必要があるときに、水防警報を発表する。	(5) 水防警報 [県・中国地方整備局] <u>(削除) 水防警報区域の指定を行った河川において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想され水防活動をする必要があるときに、水防警報を発表する。</u>	③
72	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	54	⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表等 中国地方整備局(岡山河川事務所)又は県は、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定最大規模降雨（想定しうる最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表するとともに、市に通知する。 また、 <u>県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ浸水想定の情報を提供しよう努める。</u> 市は、 <u>洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</u>	(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表等 [市] 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。 [県・中国地方整備局] <u>(削除) 洪水予報指定河川及び水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定最大規模降雨（想定しうる最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、市に通知する。</u> また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ浸水想定の情報を提供しよう努める。	③
73	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	54	⑥ 円滑・迅速な避難の確保  岡山市防災会議は、洪水浸水想定区域等の指定があった場合には、岡山市地域防災計画において洪水浸水想定区域ごとに洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、 <u>必要な事項を定める。</u> 洪水浸水想定区域内に地下街等、その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設又は要配慮者が主に利用する施設及び大規模な工場等がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を定める。 また、洪水浸水想定区域内の地下街及び要配慮者利用施設の管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。 なお、洪水浸水想定区域については、 <u>地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</u>	(7) 円滑・迅速な避難の確保 [市] <u>(削除) 洪水浸水想定区域内に地下街等、その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設又は要配慮者が主に利用する施設及び大規模な工場等がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、これらの施設の名称及び所在地、対象河川等の伝達方法を定める。</u> また、洪水浸水想定区域内の地下街及び要配慮者利用施設の管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成に努めるものとする。 なお、洪水浸水想定区域については、 <u>(削除) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、必要な事項を住民に周知するため、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</u>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
74	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	55	② 市管理河川の改修 ア 市が管理する一級河川は倉安川、大堀川、永江川である。倉安川、永江川では現在改修事業を実施しており、河積の確保等による災害の防止・軽減を推進する。	2 河川改修事業の実施 (2) 管理河川の改修 [市] ①市が管理する一級河川である倉安川、大堀川、永江川（削除）について、河積の確保等による災害の防止・軽減を推進する。	③
75	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	55	2 河川改修事業の実施 (略) (新設)	2 河川改修事業の実施 (略) (3) 流域治水 [市] 気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。	①
76	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第4節河川防災対策	—	(3) 総合治水対策 近年、都市化の進展と流域の開発等に伴い、水害リスクの高まっている地域においては、河川改修や排水施設等の治水対策を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなど、総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。	(削除)	③
77	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第5節 海岸防災対策	56	1 方針 海岸線の延長は71kmであり、台風・高潮等による被害から海岸を防護するため、県と連携を密にし、高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業等により、堤防補強・護岸・築堤等の整備改良を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。	第1項 方針 (削除) 台風・高潮等による被害から海岸を防護するため、県と連携を密にし、高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業等により、堤防補強・護岸・築堤等の整備改良を図る。(略)	③
78	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第5節 海岸防災対策	56	④ 円滑かつ迅速な避難の確保 ア 市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を地域防災計画に定める。 イ 高潮浸水想定区域については、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。	1 被害軽減を図るための措置 (4) 円滑かつ迅速な避難の確保 [市] (削除) 高潮浸水想定区域については、(削除) 避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、(削除) 住民に周知するよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
79	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第6節ため池等農地防災対策	58	第3項実施内容 (1) ため池整備 ため池で、老朽化による堤体の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。また、市等の管理者は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、(追記) 決壊した場合の影響度が大きいため池から、順次ハザードマップを作成し住民等への周知に努める。	第3項実施内容 1 ため池整備 [市・県・中国四国農政局・土地改良区] (削除) 老朽化によるため池の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。 また、(削除) 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県等と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、決壊した場合の影響度が大きい防災重点農業用ため池から、順次ため池浸水想定マップを更新し住民等への周知に努める。	①
80	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第6節ため池等農地防災対策	—	(4) 土砂崩壊防止 土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地・農業用施設の災害を防止するために必要と認められる工事を行う。	(削除)	③
81	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第6節ため池等農地防災対策	—	(5) 地すべり対策 地下水位の上昇等に起因した地すべりによる農地・農業用施設等の被害を防止するため、対象地域において必要となる工事を行う。	(削除)	③
82	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	60	1 方針 都市への人口・資産の集中・市街地の拡大・中枢管理機能の集積等によって、多様化する都市災害に対して、国土利用計画に定める土地利用を基本として、火災・風水害・震災等の防災面に配慮した、都市計画・都市施設の整備等を総合的かつ計画的に推進し、(追記) 災害に強い都市の形成を図る。	第1項方針 都市への人口・資産の集中・市街地の拡大・中枢管理機能の集積等によって、多様化する都市災害に対して、国土利用計画に定める土地利用を基本として、火災・風水害・震災等の防災面に配慮した、都市計画・都市施設の整備等を総合的かつ計画的に推進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い都市の形成を図る。	①
83	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	60	(1) 都市計画の推進 ① 市街化区域、市街化調整区域 市街化区域については、安全性・快適性・利便性等に十分配慮し、防災効果の高い「市街地再開発事業」「土地区画整理事業」その他の市街地開発事業及び公共施設の整備等により、計画的・優先的に、市街化を推進するとともに、良好な水辺等の自然環境を積極的に保護・育成する。	第3項 実施内容 1 都市計画の推進 (1) 市街化区域、市街化調整区域 市街化区域については、安全性・快適性・利便性等に十分配慮し、防災効果の高い「市街地再開発事業」 (削除) その他の市街地開発事業及び公共施設の整備等により、計画的・優先的に、市街化を推進するとともに、良好な水辺等の自然環境を積極的に保護・育成する。	③
84	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	61	⑥災害危険区域の指定 (追記) 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定した場合は、原則として、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。	(6) 災害危険区域の指定及び対策 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定した場合は、原則として、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
85	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	61	(新設)	(7) 空家対策の推進 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。 また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	①
86	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	61	(新設)	(8) その他防災対策の推進 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。加えて、市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。 立地適正化計画における防災指針等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を行う。	①
87	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	62	(3) 都市施設の整備促進 ① 土地区画整理事業 市街化区域内の未整理区域において、公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を進め、秩序ある新市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施し、計画的な市街化を図る。	3 都市施設の整備促進 [市] (削除)	③
88	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	62	③ 公園、緑地 (略) このため、公園・緑地については、災害時には機能を十分に活用できるよう配慮し緑化の推進に努める。	3 都市施設の整備促進 (2) 公園、緑地 (略) このため、(削除) 災害時には機能を十分に活用できるよう配慮し緑化の推進に努める。	③
89	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	62	(4) 都市排水対策 浸水に強い安全で安心な街づくりを推進するため、中心市街地ではポンプ場・下水管渠の機能強化を図る。 また、平成23年9月の台風12号や、平成30年7月豪雨で大規模浸水被害があった地域では、予想される浸水被害を軽減するため、ポンプ場の新增設・幹線管渠の築造などの施設整備を促進する。 さらに、近年の集中豪雨に対処するため、雨水流出抑制施設の普及・促進に努める。	4 都市排水対策 [市] 浸水に強い安全で安心な街づくりを推進するため、中心市街地ではポンプ場・下水管渠の機能強化を図る。 また、平成23年9月の台風12号や、平成30年7月豪雨で大規模浸水被害があった地域では、予想される浸水被害を軽減するため、ポンプ場の新增設・幹線管渠の築造などの施設整備を促進する。 さらに、近年の集中豪雨に対処するため、雨水流出抑制施設の普及・促進に努めるなど、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	①
90	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第7節都市防災対策	63	(6) ライフラインの整備 (略) 一方、降雪・降雨・火災及び事故等によっても都市機能がマヒするような、大きな災害に発展する危険性が増大することとなった。 (略)	6 ライフラインの整備 (略) 近年、降雪・降雨・火災及び事故等によっても都市機能が停止するような、大きな災害に発展する危険性が増大することとなった。 (略)	③
91	第2部 災害予防計画 第3章 自然災害予防対策 第8節 地盤沈下対策	—	1 方針 防災対策等が必要となった場合は、関係機関と連携して措置を講じる。 本市域においては、地下水の汲み上げによる地盤沈下は発生していないが、動向を注視する。	(削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
92	第2部災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第9節文教対策	64	第9節 文教対策 (略) (1) 防災上必要な組織の整備 学校等は災害発生時において、迅速かつ適正な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等への任務の分担及び相互の連携等において組織の整備を図る。組織の整備に際しては、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。	第8節 文教対策 (略) 1 防災上必要な組織の整備 [学校管理者・学校等職員] 学校等は災害時において、迅速かつ適正な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等への任務の分担及び相互の連携等において組織の整備を図る。組織の整備に際しては、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。	③
93	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第9節文教対策	64	(2) 防災上必要な教育の実施 市及び県は、学校等における体系的（追記）な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。 また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から教育を行う。	2 防災上必要な教育の実施 [学校管理者・学校等職員] (削除) 学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。 また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 (削除)	③
94	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第9節文教対策	64	① 児童生徒等に対する安全教育 学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに、学級活動・学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。	2 防災上必要な教育の実施 (1) 児童生徒等に対する安全教育 [学校管理者・学校等職員] 学校等は、(削除) 防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。(削除)	③
95	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第9節文教対策	65	(1) 児童生徒等の安全確保 (略) ① 児童生徒等の安全確保 学校等は、災害の種類及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模・施設設備の配置状況・児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所・経路・時期及び誘導並びにその指示・伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。 さらに市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。	3 防災上必要な計画及び訓練 [学校管理者・学校等職員] (1) 児童生徒等の安全確保 (削除) 児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模・施設設備の配置状況・児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所・経路・時期及び誘導並びにその指示・伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。 また、(削除) 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。 なお、小学校就学前の子供たちを安全に避難させるため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と(削除)の連絡・連携体制の構築に努める。	③
96	第2編災害予防計画 第3章自然災害予防対策 第12節風害対策	69	(1) 建築物・道路等 (略) (新設)	(1) 建築物・道路等 (略) ④ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。	①
97	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	70	1 方針 (追記) 災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。	第1項 方針 市、県、中国地方整備局等の道路管理者は、災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。	③
98	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	70	(1) 道路防災対策 (略) (新設)	1 道路防災対策 [道路管理者] (略) ⑦道路パトロールや町内会等からの要望・情報提供、子どもが日常的に集団で移動する経路の合同点検等に基づき、歩行者を守るための施設設置や区画線補修等の交通安全施設の整備、用水路等への転落を防止するための対策を行い、道路交通の安全・安心の向上に努める。	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
99	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	71	(3) 交通管理体制の整備 市・県・県警察は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。	3 交通管理体制の整備 〔市・県・県公安委員会・県警察〕 信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。 <u>（削除）</u>	③
100	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	71	(4) 情報の収集連絡体制 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。 <u>（追記）</u>	4 情報の収集連絡体制 〔道路管理者〕 道路施設等の異常を迅速に発見し速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。	①
101	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	71	(5) 広報 県警察は、災害時において交通規制が実施された場合、車両運転者の義務等について周知を図る。 (6) 防災気象情報の提供 岡山地方気象台は、交通事故の防止・軽減に資するため、防災気象情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁Webサイトや国土交通省防災情報提供センターを通じて防災気象情報等をリアルタイムでわかり易く提供する。	<u>（削除）</u> 5 防災気象情報の提供 〔岡山地方気象台〕 <u>（削除）</u> 交通事故の防止・軽減に資するため、防災気象情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、 <u>（削除）</u> 防災気象情報等をリアルタイムでわかり易く提供する。	③
102	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第1節道路災害予防対策	—	4 関連調整事項 関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ道路現況の把握に努めるとともに、路線計画・構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。	<u>（削除）</u>	③
103	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	72	(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発 関係機関は、踏切事故・置き石事故等の外部要因による事故を防止するために、ポスターの掲示・チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。	第3項 実施内容 1 鉄軌道交通安全のための啓発 〔市〕 市及び関係機関は、踏切事故・置き石事故等の外部要因による事故を防止するために、ポスターの掲示・チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。	③
104	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	72	(2) 鉄軌道の安全な運行の確保 鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。 ① 大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するための路面の盛土・法面改良等の実施。 ② 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施。 ③ 防護無線その他の列車防護用具の整備。 ④ 建築限界の確保や、保安設備の点検等の運行管理体制の充実。 ⑤ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と、教育内容に関する教育成果の向上。 ⑥ 乗務員及び保安要員に対する、科学的な適性検査の定期的な実施。 (略)	2 鉄軌道の安全な運行確保 〔JR西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社〕 安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。 ①大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するための路面の盛土・法面改良 <u>（削除）</u> ②異常時における列車防護及び関係列車の停止手配 <u>（削除）</u> ③防護無線その他の列車防護用具の整備。 ④建築限界の確保や、保安設備の点検 <u>（削除）</u> ⑤乗務員及び保安要員に対する教育訓練 <u>（削除）</u> ⑥乗務員及び保安要員に対する <u>（削除）</u> 適性検査 <u>（削除）</u> (略)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
105	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	73	(2) 鉄軌道の安全な運行の確保 (略) (新設)	2 鉄軌道の安全な運行の確保 [ ] R 西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社] (略) ⑨ 浸水被害軽減のための、車両避難措置。 ⑩ 鉄道施設の障害防止のための採等。	①
106	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	—	(3) 鉄軌道車両の安全性の確保 鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。 ① 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上。 ② 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実。 ③ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映。	(削除)	③
107	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	73	(4) 鉄軌道交通環境の整備 ① 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。 ア 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備。 イ 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実。 ② 関係機関は、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の充実・統廃合の促進等の踏切道の改良に努める。	3 鉄軌道交通環境の整備 [ ] R 西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社] (削除) 交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める ① 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備。 ② 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実。 ③ (削除) 踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の充実・統廃合の促進 (削除)。	③
108	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	73	(5) 通信手段の確保 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために、指令電話・列車無線等及び外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。	4 通信手段の確保 [ ] R 西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社] (削除) 事故災害時の重要通信の確保のために、指令電話・列車無線・無線 (削除) 設備又は、災害時優先電話の整備に努める。	③
109	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	—	(6) 安全施設等の整備 関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体化又は道路との立体交差化・自動制御装置の設置等、安全施設整備事業を推進する。	(削除)	③
110	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	73	(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え 鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。 ① 事故災害発生直後における、旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化。 ② 事故災害時の応急活動に必要な、人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備。 ③ 施設・車両の構造図等の資料の整備。	5 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え [ ] R 西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社] 災害応急対策と災害復旧に備えるため、次の事項の実施に努める。 ① 事故災害発生直後における、旅客避難等体制整備及び防災関係機関との連携強化。 ② 事故災害時の応急活動に必要な、人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備。 ③ 施設・車両の構造図等の (削除) 整備。	③
111	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第2節鉄道災害予防対策	73	(9) 防災気象情報の提供 岡山地方気象台は、鉄道気象に影響を及ぼす台風・大雨・竜巻等の激しい突風・地震・津波・火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとりよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。	7 防災気象情報の提供 [岡山地方気象台] (削除) 鉄道気象に影響を及ぼす台風・大雨・竜巻等の激しい突風・地震・津波・火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、(削除) 特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表する (削除)。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
112	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	74	① 港湾施設 中国地方整備局、県は、船舶の大型化・高速化に伴い、大型停泊地・航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。 また、県及び市は、それぞれの所管施設において、台風・高潮による災害時に被害を防止するため、防潮堤等防災施設の整備拡充を図る。 <u>（追記）</u>	(1) 港湾施設 [市・県] <u>（削除）</u> 災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また、 <u>（削除）</u> それぞれの所管施設において、台風・高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。 [県・中国地方整備局] 災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。 また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、必要に応じて、防波堤の整備や防衛工の設置を行う。	①
113	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	74	② 漁港施設 漁獲物の水揚げ時に集中する漁船の交錯・荒天時の漂流・転覆・座礁等の防止や、危険解消を図るため、多数の静穏な停泊地・係船施設を整備し、災害を未然に防止する。 ③ その他船舶の収容施設 県は、ヨット・モーターボート等、海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船・漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設け、収容し、海上事故等を防止する。 ④ 無線の整備、点検 関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。 ⑤ 航路標識の整備 玉野海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を行う。	(2) 漁港施設 [市・県・中国地方整備局] <u>（削除）</u> 漁船の交錯・荒天時の漂流・転覆・座礁等の防止 <u>（削除）</u> のため、 <u>（削除）</u> 停泊地・係船施設を整備 <u>（削除）</u> する。 <u>（削除）</u> (3) 無線の整備、点検 [市・県・中国地方整備局・海上保安庁第六管区海上保安本部・船舶所有者等・漁業協同組合] <u>（削除）</u> 無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。 (4) 航路標識の整備 [海上保安庁第六管区海上保安本部] <u>（削除）</u> 海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を行う。	③
114	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	75	(3) 関係資機材の整備 ② 市及び県は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。	3 関係資機材の整備 [市・県] ①油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。 <u>（削除）</u>	③
115	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	75	(3) 関係資機材の整備 ① 関係機関は、船舶・ヘリコプター・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。 ③ 関係機関は、オイルフェンス等、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。 ④ <u>（追記）</u> 船舶所有者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。	3 関係資機材の整備 [中国地方整備局・海上保安庁第六管区海上保安本部・船舶所有者等・石油事業者・石油事業者団体・漁業協同組合・一般社団法人海上災害防止センター] ① <u>（削除）</u> 船舶・ヘリコプター・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。 <u>（削除）</u> ② <u>（削除）</u> オイルフェンス等、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。 ③ <u>一般社団法人海上災害防止センター</u> 、船舶所有者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。	①
116	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	75	(4) 防災訓練 海上保安部・消防機関及び警察関係等を始め、地方公共団体 <u>（追記）</u> ・民間救助・防災組織・関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出・火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。 <u>（新設）</u>	4 防災訓練 [市] ①海上保安部 <u>（削除）</u> 及び警察関係等を始め、地方公共団体、 <u>一般社団法人海上災害防止センター</u> 、民間救助・防災組織・関係事業者並びに港湾管理者等と、相互に連携し、油等危険物の大量流出・火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。 ②油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、 <u>一般社団法人海上災害防止センター</u> の海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。	①



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
117	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	—	4 関連調整事項 (1) 協力支援体制の整備 市・海上保安部・県及び関係事業者等は、危険物等の大量流出による海上災害の発生及び拡大を防止するため、関係事業所等が協力できるオイルフェンス・オイルフェンス展張船・油回収船等の流出油処理機材の保有状況等の実態を把握しておくとともに、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。 また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。	(削除)	③
118	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第3節海上災害予防対策	—	(2) 情報収集、伝達体制の強化 油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市・海上保安部・県・県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。  (3) 予防知識の普及啓発 危険物等を貯蔵し、取り扱い又は船舶等により輸送する関係者に対し、漏えいの防止・不法投棄等による汚染の防止及び安全航行について注意を喚起するとともに、取締りの実施や海難防止運動等、各種災害防止運動を通じて保安意識の啓発に努める。	(削除)	③
119	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第4節大規模な火災予防対策	77	(1) 災害に強いまちの形成  ① 市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地帯等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化・水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。 ② 市及び県、事業者等は、火災時に消火活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用スペースの設置を促進するよう努める。	第3項 実施内容 1 災害に強いまちの形成 [市・県] ①避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地帯等の(削除)整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための(削除)市街地再開発事業等による市街地の(削除)整備、建築物や公共施設の耐震化・不燃化(削除)、耐震性貯水槽(削除)、海水、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定(削除)により、災害に強い都市構造の形成を図る。 ②(削除)医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用スペースの設置を促進するよう努める。	③
120	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第4節大規模な火災予防対策	77	(3) 防災知識の普及  市、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等、防災知識の普及を図る。	3 防災知識の普及 [市・県] (削除)全国火災予防運動、防災週間等を通じ、(削除)大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知するとともに、火災発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等、防災知識の普及を図る。	③
121	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第5節森林火災の防止防止対策	80	(3) 巡視、監視の強化  ① 市・県等は、多発期及び火災注意報・警報の発令時には、関係機関が行う巡視及び監視を有機的に関連させ、 <u>間隙が生じないよう計画的に実施して、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。</u> ② 火災警報が発令されているときは、森林内でのたき火・たばこ等、火の使用の制限について徹底する。 <u>(新設)</u>	3 巡視・監視の強化 [市] ①山火事多発期及び火災注意報・警報の発令時には、関係機関が行う巡視及び監視を(削除)強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。 (削除) [県] ①航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。また、常に、市町村、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。	①



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
122	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第5節林野火災の防止防止対策	80	<p>(6) 消防施設等の整備</p> <p>① 県は、森林火災多発地域に対して、予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。 (新設)</p> <p>② 市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備拡充を図る。</p> <p>③ 市及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。</p> <p>④ 公有林管理者は、防火標識等、火災予防施設の整備を図る。</p> <p>⑤ 森林の実態に応じ、小型ポンプ・ジェットシューター・チェンソー・鋸・おの・鎌等、消火資機材の備蓄に努める。</p>	<p>6 消防施設等の整備 [市・県]</p> <p>① (削除) 林野火災用消防水利及び消防施設の整備拡充を図る。</p> <p>② 防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。 [近畿中国森林管理局]</p> <p>(削除)</p> <p>① (削除) 防火標識等、火災予防施設の整備を図る。</p> <p>② 森林の実態に応じ、小型ポンプ・ジェットシューター・チェンソー・鋸・おの・鎌等、消火資機材の備蓄に努める。</p>	③
123	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第5節林野火災の防止防止対策	81	<p>(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備</p> <p>② 市及び消防機関が、県から資機材を借り受ける場合は、運用要綱に定める手続きによる。</p> <p>③ ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、県・自衛隊等の協力による空中消火広域航空応援体制・活動拠点の整備を行い、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。</p> <p>① 県は、大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、空中消火体制の確立を図る。</p>	<p>7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備 [市]</p> <p>① (削除) 県から資機材を借り受ける場合は、運用要綱に定める手続きによる。</p> <p>② ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、県・自衛隊等の協力による空中消火広域航空応援体制・活動拠点の整備を行い、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。 [県]</p> <p>① (削除) 大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、空中消火体制の確立を図る。</p>	③
124	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第5節林野火災の防止防止対策	81	<p>(8) 出火防止についての啓発</p> <p>① 報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載又は放送について協力を求める。</p> <p>② 講習会・座談会等を開催し又は各種会議を活用することにより、火の使用の制限等に関する法令の周知及び林野火災の防止についての具体的方法を指導する。</p>	<p>8 出火防止についての啓発 [市]</p> <p>① 報道機関に対して啓発に関する資料を提供す (削除)る。</p> <p>② 講習会・座談会等の開催や各種会議を活用することにより、火の使用の制限等に関する法令の周知及び林野火災の防止についての具体的方法を指導する。 (略)</p>	③
125	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第6節高層建築物・地下害等の保安対策	83	<p>(2) 各機関等の対策 (略)</p> <p>ウ 浸水対策の実施（地下街等の所有者等）</p> <p>(リ) 洪水浸水想定区域内の避難確保計画の策定</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者は、<u>地域防災計画に位置付けられる洪水浸水想定区域内の地下施設について避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに公表を行う。</u></p>	<p>2 各機関等の対策 (略)</p> <p>(3) 浸水対策想定区域内の避難確保計画の策定</p> <p>③ 洪水浸水想定区域内の避難確保計画の策定</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者は、(削除) 地下施設について避難確保計画を作成し市長に報告及び公表を行う。</p>	③
126	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第6節高層建築物・地下害等の保安対策	—	<p>4 関連調整事項</p> <p>関係機関等は、災害時に消防・救助活動が制約される可能性のある高層建築物について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p>	(削除)	③
127	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	85	<p>1 方針</p> <p>危険物（石油類等）・毒物劇物等・化学薬品類等(以下「危険物等」という。)の火災等による災害の発生及び拡大を防止するため、<u>保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化</u>を図る。</p>	<p>第1項 方針</p> <p>危険物（石油類等）・毒物劇物等・化学薬品類等(以下「危険物等」という。)(削除)による災害の発生及び拡大を防止するため、(削除) 取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
128	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	85	(1) 事業者の自主保安体制の確立  (略) (新設)	1 事業者の自主保安体制の確立 〔危険物等の施設所有者 管理者 占有者〕 (略) ⑤ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定 の確認を行うとい、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。	①
129	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	—	(2) 保安意識の高揚 市及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等 を実施する。	(削除)	③
130	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	86	(5) 危険物の大量流出時の対策  ① 市及び県は、危険物が大量に流出した場合に備え、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努 める。 ② 市及び県は、危険物が大量に流出した場合に備え、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要資機材 の整備を図る。 ③ 市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要 に応じて、応援を求められることができる体制を整備する。	4 危険物の大量流出時の対策 〔市・県〕 (削除) ①危険物が大量に流出した場合に備え、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要資機材の整備を 図るとともに、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。 ②関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じ て、応援を求められることができる体制を整備する。	③
131	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	—	(6) 災害防止技術の研究開発 防災関係機関及び事業者は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。	(削除)	③
132	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	—	(8) 輸送対策 ① 容器・積載方法等、法令上の基準遵守を指導強化する。 ② 危険物等を積載する車両の火災の予防・安全運行の励行及び密集市街地・繁華街等の通行の制限等について 指導するとともに、消防署・出張所・その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。	(削除)	③
133	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	—	(9) 消火剤等の緊急輸送対策 関係事業所等における、消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、化学消防車・その他化学消防施設を有効 利用し、緊急輸送体制の確立を図る。	(削除)	③
134	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第7節危険物等保安対策	—	4 関連調整事項 防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、 可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に 努める。	(削除)	③
135	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第8節高圧ガス保安対策	—	(2) 保安意識の高揚 市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。 ① 高圧ガス保安法等関係法令の周知。 ② 保安講習会・研修会の開催。 ③ 高圧ガスの取り扱い指導。 ④ 高圧ガス保安活動促進週間の実施。	(削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
136	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第8節高圧ガス保安対策	87	<p>(3) 保安指導の強化</p> <p>市及び県は、関係法令の定めるところにより、高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。</p> <p>① 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動・消費・その他取り扱いについて、高圧ガス取締法に基づき、県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。</p> <p>② ボイラー・圧力容器の製造取り扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山労働基準監督署が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。</p> <p>③ 製造施設又は消費場所等の、保安検査及び立入検査の強化。</p> <p>④ 関係行政機関との緊密な連携。</p>	<p>2 保安指導の強化</p> <p>[市・県・中国四国産業保安監督部]</p> <p>(削除) 関係法令の定めるところにより、高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。</p> <p>①高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動・消費・その他取り扱いについて、高圧ガス取締法に基づき、県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。</p> <p>②ボイラー・圧力容器の製造取り扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山労働基準監督署が実施している規制業務の実態を把握し災害防止の指導に努める。</p> <p>③製造施設又は消費場所等の、保安検査及び立入検査の強化。</p> <p>(削除)</p>	③
137	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第8節高圧ガス保安対策	—	<p>(5) 災害防止技術の研究開発</p> <p>防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。</p>	(削除)	③
138	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第8節高圧ガス保安対策	—	<p>4 関連調整事項</p> <p>防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。</p>	(削除)	③
139	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第10節有害ガス等災害予防対策	91	<p>(3) 常時監視及び監視体制の強化</p> <p>市は、有害ガス等による大気汚染状況及び水質汚濁状況を常時監視するとともに、監視体制の強化に努める。</p>	<p>3 常時監視及び監視体制の強化</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 大気汚染状況及び水質汚濁状況を常時監視するとともに、監視体制の強化に努める。</p>	③
140	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第10節有害ガス等災害予防対策	91	<p>4 警報等の発表及び伝達</p> <p>市長は、有害ガス等による大気汚染状況及び水質汚濁状況が、人の健康に著しい障害を与えるおそれがある場合は、注意報・警報等を発表する。</p> <p>この場合、報道機関に依頼又はWebサイト等への掲載等により、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>4 警報等の発表及び伝達</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 大気汚染状況及び水質汚濁状況が、人の健康に著しい障害を与えるおそれがある場合は、(削除) 住民への周知徹底を図る。</p>	③
141	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第10節有害ガス等災害予防対策	91	<p>5 事故時の措置</p> <p>市長は、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ又は損なわれるおそれがあると認めるときは、特定施設設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命じる。</p>	<p>5 事故時の措置</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ又は損なわれるおそれがあると認めるときは、特定施設等の設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命じる。</p>	③
142	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第10節有害ガス等災害予防対策	—	<p>6 関連調整事項</p> <p>防災関係機関は、それぞれの保安命令の定めるところにより、自主検査・立入り検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
143	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第11節 放射性物質の災害 予防対策	92	(1) 予防体制の整備 ② 市は、関係法令に基づき、放射性物質の取り扱いが適正に行われているか確認を行う。  ① 放射性物質取扱事業者は、関係法令に基づく適正な取り扱い・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等、保安体制の整備に努めるものとする。	第3項 実施内容 1 予防体制の整備 (削除) [放射性物質取扱事業者] (削除) 関係法令に基づく適正な取り扱い・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等、保安体制の整備に努めるものとする。	③
144	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第11節 放射性物質の災害 予防対策	92	(2) 通信連絡体制の整備  ① 放射性物質取扱事業者は、保有又は使用している放射性物質の性状・取り扱い上の注意事項について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。 ② 放射性物質取扱事業者は、万一の事故に備え、消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。  ③ 市及び県は、放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間・休日を含む。）を整備する。	2 通信連絡体制の整備 [放射性物質取扱事業者] (削除) 保有又は使用している放射性物質の性状・取り扱い上の注意事項について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。 また、(削除) 万一の事故に備え、消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。 [市・県] 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間・休日を含む。）を整備する。	③
145	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第11節 放射性物質の災害 予防対策	—	(3) その他 ① 救急体制の整備 ② 防災用資機材の整備	(削除)	③
146	第2部災害予防計画 第4章事故災害予防対策 第12節 火災予防対策	94	(5) 火災予防思想の啓発  ① 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動（春秋2回）を実施し、総合的な啓発広報を行う。 ② 報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載又は放送について協力を求める。 ③ 「市民のひろばおかやま」・ポスター・パンフレット・チラシ・Webサイト及び防火委員会広報紙等により、啓発に努める。	5 火災予防思想の啓発 [市] ①火災予防思想の啓発のため、火災予防運動（削除）を実施し、総合的な啓発広報を行う。 ②報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載や放送の協力を求める。 ③広報誌・ポスター・パンフレット・チラシ・Webサイト（削除）等により、啓発に努める。	③
147	第2部災害予防計画 第5章複合災害対策	96	(2) 訓練の実施  市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上（図上）訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。 さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合訓練を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。	2 訓練の実施 [市・県・防災関係機関] (削除) さまざまな複合災害を想定した机上（図上）訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。 さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合訓練を想定し、要員の参集、(削除) 災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。	③
148	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	97	1 方針 災害の未然防止及び災害を最小限にとどめるため、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を高め、万一の災害から自らを守るとの意識の下、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりを推進する。 (追記)	第1項方針 災害時に市民一人一人が確実に避難できるように、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型インフルエンザ等の感染症にも対応ができるよう、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	①
149	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	97	このため、市・県は防災関係機関、水防協力団体・自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の、地域に 関係する多様な主体と連携した防災訓練又は図上訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制を強化、予防及び 災害応急対策機能の向上を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。(追記) 住民主体となる図上訓練では、 D I G（簡易型図上訓練）実施マニュアル、基になる図面及びH U G（避難所運営ゲーム）避難所体験キット等 を提供し、後方支援する。	市は、県や防災関係機関、水防協力団体・自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等（削除）と連 携した防災訓練又は図上訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、(削除) を図り、併せて住民 の防災意識の高揚を図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携し て、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 住民主体となる図上訓練では、D I G（簡易型図上訓練）実施マニュアル、基になる図面及びH U G（避難 所運営ゲーム）避難所体験キット等を提供し、後方支援する。	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
150	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	—	3 実施内容 訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにするなどさまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。 また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るとともに、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。なお、訓練後には参加者が集まり、訓練内容の評価を行うことにより課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行う。	(削除)	③
151	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	—	(1) 基礎防災訓練の実施 市長及び実行委員会等の執行機関は、単独又は災害予防責任者（国の地方支分部局長・その他地方機関の長・県知事及び県の執行機関・公共的団体・防災上重要な施設の管理者）と共同して、必要な各種訓練を実施する。 また、市と共同して防災訓練を実施する場合、災害予防責任者の属する機関の職員・従業員・使用人は、防災訓練に参加するものとする。	1 基礎防災訓練の実施 [市] (削除)	③
152	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	109	③ 避難・救助訓練 (略) (新設)	(3) 避難・救助訓練 (略) ④ 市は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。	①
153	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	98	⑥ 非常招集訓練 市・県及び防災関係機関は、非常体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における関係部班の職員・消防団員等の非常招集訓練を、必要に応じて実施する。	(6) 非常招集訓練 (削除) 非常体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における関係部班の職員・消防団員等の非常招集訓練を、必要に応じて実施する。	③
154	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	—	⑦ 交通規制訓練 県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行なわれるよう、関係機関と協議して交通規制訓練を実施する。 ⑧ 危険物等特殊災害訓練 市・県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防機関及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害等を想定した訓練を実施する。 ⑨ 鉄軌道事故災害訓練 鉄軌道事業者は、伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関・警察機関を始めとする、地方公共団体の機関が実施する防災訓練に、積極的に参加するよう努める。 ⑩ 航空機事故災害訓練 県・航空運送事業者・消防機関・警察機関を始めとする地方公共団体及び国の機関等は、相互に連携した訓練を実施する。	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
155	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第1節防災訓練	99	<p>(2) 総合防災訓練の実施</p> <p>上記各種の基礎防災訓練を総合化し、防災関係機関・地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>③ 実施の方法</p> <p>市・県・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共団体・指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民が一体となって、同一想定に基づき災害応急対策訓練を実施する。</p>	<p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>〔市〕</p> <p>(削除) 地域住民及びNPO・ボランティア等と連携して、総合的な訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実施の方法</p> <p>市・県・指定地方行政機関 (削除) 国等の防災関係機関及び地域住民が一体となって、同一想定に基づき災害応急対策訓練を実施する。</p>	③
156	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	100	<p>第2節 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助と身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭・地域・企業・団体等、社会のさまざまな主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては実施方針を定め、地域防災力の向上を図る。また、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、被害を最小限にとどめるためには、日頃から各種災害について正しい認識を持ち、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための知識を備えておくことが必要である。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められている。</p> <p>このため、市及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備し、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育等、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会をとらえ、自主防災組織の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2節 防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助と身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭・地域・企業・団体等 (削除) が連携して、(削除) 地域防災力の向上を図る必要がある。(削除)</p> <p>また、自らの身は自ら守ることが防災の基本であり、市民一人一人がその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、(削除) 災害から自らの生命、身体及び財産を守るための知識を備えておくことが重要である。</p> <p>(削除) このため、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求め、(削除) 水・食料の備蓄 (削除)、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境を整備するものとする。</p>	①、③
157	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	100	<p>(1) 防災教育</p> <p>① 住民に対する防災教育</p> <p>ア ハザードマップ・パンフレット等の作成配布や、防災に関する研修会・映画会・パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。</p> <p>なお、地域の祭りやスポーツのイベント等に防災コーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様ななかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>教育機関及び民間団体等は、児童生徒等・社員を始め、地域住民に対して、絵本や写真集・紙芝居・漫画・ゲーム等、さまざまな媒体を活用して魅力的な防災教育を行う。</p> <p>また、Webサイト等で、防災教育のメニューの充実にも努めるとともに、障害者・高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。</p>	<p>1 防災教育</p> <p>(1) 住民に対する防災教育</p> <p>①ハザードマップ・パンフレット等の作成配布や、防災に関する研修会・(削除) パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、地域の祭りやスポーツのイベント等に防災コーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティ (削除) の中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>なお、Webサイト等で、防災教育のメニューの充実にも努めるとともに、障害者・高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
158	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	101	<p>①住民に対する防災教育（略）</p> <p>イ3日間分以上(できれば1週間分)の食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備、自動車へのごまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ定めておくこと等の防災知識の普及を図る。</p> <p>また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>ウ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、要配慮者等については、民生委員・児童委員・愛育委員・自主防災組織・安全・安心ネットワーク等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努めることとする。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（1） 住民に対する防災教育（略）</p> <p>②3日間分以上(できれば1週間分)の食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備、自動車へのごまめな満タン給油、<u>（削除）</u>家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、<u>（削除）</u>避難所での飼養<u>（削除）</u>準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、<u>（削除）</u>避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ定めておくこと等の防災知識の普及を図る。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の防災知識の普及を図る<u>（削除）</u></p> <p>④ 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>	①、③
159	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	101	<p>エ 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。</p> <p>オ 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。</p> <p>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していても躊躇なく避難勧告等が発令する事態が生じること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</p> <p>（新設）</p>	<p>⑤地域住民に対し、<u>（削除）</u>指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑥避難指示等の発令時は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップや周囲の状況等により、自宅で身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」を行うことを周知する。</p>	①、③
160	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	101	<p>カ 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・住民等が浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p>	<p>⑦国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>ア <u>（削除）</u>浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。<u>（削除）</u></p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
161	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	102	② 学校等における防災教育 学校等においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時等において、自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう、教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。	(2) 学校等における防災教育 (削除) 防災に関する教育の重要性を認識し、気候変動の影響も踏まえつつ、児童生徒等及び学生の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時等において、自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう、教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。	①
162	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	102	(新設)	(3) 職員に対する防災教育 (略) [県] 防災知識の普及・啓発に向けた市町村の取組を支援するとともに、自らもあらゆる機会をとり積極的に普及・啓発活動を行う。 [住民] 自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加、ハザードマップの活用等を通じ、地域の防災力向上に努める。また、自ら災害教訓の伝承に努める。	①
163	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	103	(3) ボランティア活動のための環境整備 ① 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する、専門ボランティアの把握に努めるものとする。 ② 市は、災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し設置に係る事前準備を行う。 また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成について検討する。 (略)	3 災害ボランティア活動のための環境整備 [市] ①災害時における被災者のボランティアニーズに対し、迅速に対応できるよう、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する、専門ボランティアの把握に努めるものとする。 ②災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し設置に係る事前準備を行う。 また、災害ボランティアの養成に努め、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するものとする。 (略)	③
164	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	103	⑥ 市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 ⑦ 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	③災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、災害ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 ④社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、(削除) 地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	③
165	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第2節防災知識の普及	104	(4) 防災週間等における啓発事業の実施 市、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施期間を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。	4 防災週間等における啓発事業の実施 [市(削除)] 防災週間等の予防運動実施期間を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図るとともに、水防・土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。	①
166	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	105	1 方針 自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市を始めとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。 また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めおくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。 このため、隣保協同の精神に基づく地域住民主体による自主防災組織の活動の充実・活性化が効果的に行われるよう、協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。 また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなり、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。	第1項 方針 自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市を始めとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。 (削除) このため、隣保協同の精神に基づく地域住民主体による自主防災組織の活動の充実・活性化が効果的に行われるよう、協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。 また、消防団は、(削除) 災害時(削除) に住民の避難誘導を実施することも考えられることから、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
167	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	—	3 実施内容 市民の一人ひとりが「自分たちの街は自分たちで守る」という強い共助精神の下に、市民自らが、町内会・自治会を基本単位として、自主的な防災活動を行う。 今後、小学校区等を単位とし、連合町内会を主体とする学区・地区内の防災組織の活動の充実・活性化を支援するとともに、単位町内会の自主防災組織の結成や活動の充実・活性化を推進していく。	(削除)	③
168	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	106	(2) 自主防災組織の育成強化・活動活性化  (略) ・各種マニュアルやパンフレット等を活用した資料の提供 ・市及び国・県の防災関係機関による出前講座の実施 ・地域防災マップの作成及びそれに係る検討会 ・D I G(簡易型図上訓練)住民型図上防災訓練 ・地域における防災フェア等、各種行事を通じた普及啓発	2 自主防災組織の育成強化・活動活性化 [市] (略) ア 各種マニュアルやパンフレット等を活用した資料の提供 イ (削除) 出前講座の実施 ウ 地域防災マップの作成及びそれに係る検討会 エ D I G(簡易型図上訓練)住民型図上防災訓練 オ 地域における防災フェア等、各種行事を通じた普及啓発	③
169	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	107	(2) 自主防災組織の育成強化・活動活性化 (略) ② 市は、研修の実施などによる地域防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、住民の自発的な防災活動の活性化を促す。 (追記)  このため、市では「岡山市防災まちづくり学校」や防災士養成講座のほか、県主催の講習会等の受講を促進するとともに、地域性に即した内容による出前防災講座等を実施する。 住民が地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう、努める。もって組織の育成と強化を促す。 (略)	[市] (略) (削除) ②地域の中にある消防団経験者、赤十字防災ボランティア等、防災の専門的知識のある住民と連携を取り、リーダーの役割を担う人材の育成を図る。 ③自主防災組織結成時に、地域の実情に応じた防災活動を行う準備のため、経費を助成する。また、結成後の活動運営のための経費を助成する。 ④(削除) 防災士養成講座や、出前講座の開催等により地域の防災リーダーを育成する。 (略)	②
170	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	107	③ 自主防災組織結成時に、地域の実情に応じた防災活動を行う準備のため、経費を助成する。また、結成後の活動運営のための経費を助成する。 ④ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場の提供に努め、また、災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図りながら、救助・救護のための資機材の充実を図る。 ⑦平常時において感染症対策を踏まえて活動を行うこと及び災害時においても感染症対策を踏まえた避難行動、避難所運営・生活等を行うことを周知・啓発する。	(削除) ⑤平常時において感染症対策を踏まえて活動を行うこと及び災害時においても感染症対策を踏まえた避難行動、避難所運営・生活等を行うことを周知・啓発する。	③
171	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	107	(3) 消防団員の協力要請  (略) このため、市は、消防団員の積極的な協力を得て、自主組織の設置・育成・活動活性化を進める。  ② 県は、消防団の充実・強化を図るため、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。	3 消防団員の協力要請 [市] (略) このため、(削除) 消防団員の積極的な協力を得て、自主組織の設置・育成・活動活性化を進める。 [県] (削除) 消防団の充実・強化を図るため、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
172	第2編災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	107	(5) 幼年、少年消防クラブの育成  地域の防火・防災体制を推進又は堅持するためには、将来を担う低年齢者に対し、正しい知識を教授し育成することが重要であることから、 <u>現在組織されている幼年消防クラブ及び少年消防クラブに対し、知識と体験の両面による育成指導の一層の推進を図る。</u>	5 幼年、少年消防クラブの育成 〔消防団、自主防災組織等〕 地域の防火・防災体制を推進又は堅持するためには、将来を担う低年齢者に対し、正しい知識を教授し育成することが重要であることから、 <u>既存の幼年消防クラブ及び少年消防クラブに対し、知識と体験の両面による育成指導の一層の推進を図る。</u>	③
173	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第4節 企業防災の促進	108	(略) (6) 市及び県は、企業防災への取り組みに資する情報提供の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる、事業継続計画策定支援の高度なニーズにも、 <u>的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</u> (4) 県、市町村及び各業界の民間団体は、 <u>企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</u> （略）	第3項 実施内容 〔市・県〕 （略） ②企業防災への取り組みに資する情報提供の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画の策定支援（削除）に取り組む。 ③企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。	③
174	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第4節 企業防災の促進	108	(2) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、 <u>リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u> 具体的には、各企業において、 <u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練・事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定・各計画の点検及び見直しを実施するなど、防災活動の推進に努める。</u> また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。 (3) ライフライン事業者は、 <u>災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。</u> (4) (略) また、 <u>県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</u>	〔企業〕 （略） ②（削除）災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、 <u>（削除）事業継続計画（BCP）の策定・運用のほか（削除）、防災訓練の実施・事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から、復旧計画策定・各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保などに取り組む、防災活動の推進に努める。</u> ③ライフライン事業者は、 <u>（削除）大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。</u> （削除）	③
175	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第4節 企業防災の促進	109	3 実施内容  <u>(7) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	第3項 実施内容 〔企業〕 （略） ④（削除）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。	③
176	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進	110	(新設)	〔市〕 <u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u>	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
177	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第5節住民及び事業者の地区防災活動の推進	110	3 実施内容 ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 イ 岡山市防災会議は、一定の地区内の住民及び当該地区に事業を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、岡山市地域防災計画に地区防災計画を定める。	〔自主防災組織・企業〕 〔削除〕当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 〔削除〕	③
178	第2部災害予防計画 第6章防災活動の環境整備 第6節災害教訓の伝承	111	3 実施内容 ア 市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。 イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。	第3項 実施内容 〔市・県〕 〔削除〕過去に起こった大災害の教訓（削除）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、〔削除〕調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、防災教育等を通じて、既存の災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。 〔住民〕 自ら災害教訓の伝承に努める。（削除）	③
179	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	112	1 方針 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害のある人、難病のある人、妊婦、乳幼児、外国人等特に配慮が必要な人（以下「要配慮者」という。）について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画策定を支援する。さらに、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。なお、地域においては、〔追記〕自主防災組織の結成・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。	第1項 方針 高齢者、〔削除〕障害者〔削除〕等の〔削除〕要配慮者について、その状況を把握し、〔削除〕防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。社会福祉施設〔削除〕は、要配慮者が災害発生時に〔削除〕も安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検〔削除〕、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置〔削除〕する要配慮者利用施設の避難確保計画策定を支援する。さらに、医療・福祉対策との連携の下で、要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、〔削除〕要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。〔削除〕地域においては、男女共同参画による自主防災組織の結成・育成により、要配慮者に対する体制を整備し、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。〔削除〕	③
180	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	112	（1）避難行動要支援者名簿の作成 市は、岡山市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、以下に定める避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実に努める。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報情報の漏えい防止に充分留意する。市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所あるいは指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	1 避難行動要支援者名簿の作成 〔市〕 要配慮者のうち自ら避難することが困難で、支援を要する〔削除〕避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、〔削除〕避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、〔削除〕避難行動要支援者に対する情報伝達体制〔削除〕や避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実に努める。〔削除〕名簿の提供に当たっては、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 〔略〕	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
181	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	113	① 避難支援等関係者 市は、以下のアからクに挙げる避難支援等関係者（団体及び個人を含む。）に対し、避難行動要支援者のうち本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。ただし、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で当該同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者及びその他名簿情報を提供することが必要とされる者に対し、名簿情報を提供する。	避難支援等関係者 以下に挙げる（削除）（団体及び個人（削除））に対し、避難行動要支援者（削除）本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を（削除）提供する。 ただし、（削除）災害発生時や（削除）災害が発生するおそれがある場合には、（削除）災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず、（削除）名簿情報を提供する。	③
182	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	113	① 避難支援等関係者 （略） ク 町内会等 （新設）	避難支援等関係者 （略） ⑧ 町内会等 ⑨ その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者	②
183	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	113	② 名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満たし、生活の基盤が自宅にある者とする。 （略）	（1）名簿に掲載する者の範囲 名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満（削除）す者とする。 （略）	③
184	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	113	③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、名簿作成にあたり、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を関係部局から集約する。 ④ 名簿の更新に関する事項 市は、少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳等避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行うものとする。 ⑤ 名簿の管理 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 （削除）氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を、関係部局から集約する。 （3）名簿の更新に関する事項 少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳等避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行う（削除） （4）名簿の管理 （削除）庁舎が被災（削除）した場合などに（削除）名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	③
185	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	114	⑥ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 市は、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずるものとする。 ア 名簿を提供する者の範囲は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。 イ （追記）災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ウ 名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に保管するよう指導する。 エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者をあらかじめ指定しておくよう指導する。	（5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる（削除） ① 名簿の提供（削除）の範囲は、（削除）要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。 ② 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき、（削除）守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ③ 名簿を施錠可能な場所へ保管する（削除）よう指導する。 ④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ⑤ 名簿の提供先が個人でなく団体の場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を（削除）指定するよう指導する。	③
186	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	114	⑦ 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する配慮 （略） ア 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等により、一人一人に的確に伝わるようにする。 イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。 エ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。	（6）要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する配慮 （略） ① 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等に（削除）する。 ② 同じ障害で（削除）も、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ③ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、（削除）緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。 ④ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
187	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	114	(新設)	<p>2 個別避難計画の作成</p> <p>〔市〕</p> <p>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>また、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲</p> <p>個別避難計画は、避難支援等関係者への名簿提供に同意している要支援者のうち、床上浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などの居住者を優先して、避難支援等関係者などの協力を得て作成する。</p> <p>(2) 作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>個別避難計画の作成にあたり、要支援者の個人情報や緊急連絡先、避難支援等実施者等に関する個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取する。また、必要に応じて、福祉事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。</p> <p>(3) 更新に関する事項</p> <p>個別避難計画は、要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード状況の変化により、支援内容等に変更が生じる場合において、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により適宜更新を行う。</p> <p>(4) 個別避難計画と地区防災計画の整合</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。</p> <p>(5) 避難支援等関係者</p> <p>(6) 個別避難計画の管理</p> <p>(7) 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置</p> <p>(8) 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>(9) 避難支援等関係者の安全確保</p>	①
188	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	—	<p>3 要配慮等の把握 (2) 要配慮者等の把握</p> <p>市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の情報を、保健・福祉制度の活用等により、日頃から把握しておくよう努める。</p> <p>要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。</p> <p>要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。</p>	(削除)	③
189	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	—	<p>(3) 要配慮者の避難誘導體制の整備</p> <p>市は、要配慮者避難支援全体計画を作成し、計画に基づき、保健福祉部局、自主防災組織、安全・安心ネットワーク等学区・地区の防災組織、保健・福祉関係者との連携の下、地域における避難支援体制整備の支援に努め、地域による避難支援個別計画の作成を後押しする。</p> <p>地域による避難支援個別計画の作成においては、直接的な声かけ等ができるよう、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定め、避難経路や避難開始のタイミング等避難支援に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>また、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体が連携を図り、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援全体計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
190	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	115	<p>(4) 福祉避難所等の確保 (略)</p> <p>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる配慮者の現況把握に努め、(略)</p> <p>また、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることが出来るスペースの確保に努めるものとする。さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するため必要な施設設備や物資・器材の備蓄に努める。</p> <p>なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。 (新設)</p>	<p>3 福祉避難所等の確保 [市] (略)</p> <p>② (削除) の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる配慮者の現況把握に努め、(略)</p> <p>③小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることが出来るスペースの確保に努めるものとする。(削除)</p> <p>④ (削除) 被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める</p> <p>⑤福祉避難所について、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>⑥前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるとともに、要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する</p> <p>[県]</p> <p>⑦市が行う福祉避難所等の確保に協力し、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。</p>	①
191	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	116	<p>(5) 防災知識の普及</p> <p>① 社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における、要配慮者等の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族・障害者相談員・関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を研修等を通じて行う。また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者等とともに、助け合って避難できることに配慮する。</p> <p>② 社会福祉施設・要配慮者等を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。また、事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における、迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し実施する。 ア 施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制 イ 地域住民とともに行う防災訓練</p> <p>③ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた、生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくものとする。</p>	<p>4 防災知識の普及 [市]</p> <p>①社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における、要配慮者等の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族・障害者相談員・関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を、研修等を通じて行う。(削除) [要配慮者を雇用する事業所等]</p> <p>① (削除) 施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。また、(削除) 災害への備えや災害発生時における、迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し実施する。</p> <p>②施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制</p> <p>③地域住民とともに行う防災訓練 [住民(要配慮者等)]</p> <p>①要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた、生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくものとする。</p>	③
192	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	—	<p>(6) 災害広報及び情報提供</p> <p>県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。市は、県からの情報提供があった場合は、広報媒体等を利用して、関係機関・関係団体等に対し、迅速かつ適切な伝達を実施する。</p>	<p>(削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
193	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	116	<p>(7) 生活の支援等</p> <p>県は、県社会福祉協議会等、関係団体と連携し、市による要配慮者などに関する生活支援策の確立について助言等を行う。</p> <p>市は、災害時において、要配慮者等に対する情報提供や支援策が迅速かつ確に行われるよう、次の事項を含む避難所運営マニュアル、避難支援全体及び福祉避難所解説・運営マニュアル等を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 指定避難所・在宅等の要配慮者等のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者について、当該施設への受入要請に関する事項。</p>	<p>5_生活の支援等</p> <p>[市]</p> <p>災害時において、要配慮者等に対する情報提供や支援策が迅速かつ確に行われるよう、次の事項を含む避難支援全体計画、避難所運営マニュアル、(削除)及び福祉避難所開設・運営マニュアル等を作成する。</p> <p>①要配慮者等(削除)安否確認(削除)及び必要な支援の内容の把握に関する事項。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 指定避難所・在宅等の要配慮者等のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難などを要する者について、当該施設への受入要請に関する事項。</p> <p>(削除)</p> <p>[住民]</p> <p>町内会、民生委員・児童委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者等を支援できる地域社会の醸成に努める。(削除)</p> <p>また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、要配慮者等の生活について知識の習得に努める。</p>	③
194	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	—	<p>(9) 防災体制の整備</p> <p>社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。</p> <p>特に、自力による避難が困難な入所者がいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。</p> <p>また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	(削除)	③
195	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	117	<p>(10) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成</p> <p>(新設)</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市は「岡山市要配慮者利用施設避難確保計画策定支援連絡会議」を通じて、関係部署が連携し要配慮者利用施設が避難確保計画を速やかに作成するよう支援する。また、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>	<p>6_要配慮者利用施設における避難確保計画の作成</p> <p>[市]</p> <p>「岡山市要配慮者利用施設避難確保計画策定支援連絡会議」を通じて、関係部署が連携し、要配慮者利用施設が避難確保計画を速やかに作成するよう支援する。</p> <p>[社会福祉施設等]</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。(削除)</p>	③
196	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	—	<p>(11) 連絡体制等の整備</p> <p>社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに、施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第2部災害予防計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
197	第2部災害予防計画 第7章要配慮者の安全確保計画	117	<p>(12) 施設間相互の連携</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう、要請する。</p> <p>市及び県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>7 施設間相互の連携</p> <p>〔市〕 あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>〔県〕 (削除) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう、要請する。</p>	①
198	第2部災害予防計画 第8章防災対策の整備・推進 第2節緊急物資等の整備	120	<p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(追記)</p>	<p>1 物資の備蓄・調達</p> <p>〔市・県〕 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	①
199	第2部災害予防計画 第8章防災対策の整備・推進 第2節緊急物資等の整備	120	<p>2 体制の整備</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格・性質に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(追記)</p> <p>また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、市は、緊急輸送ネットワーク、県が開設する広域物資輸送拠点や市の備蓄拠点の設定状況等を考慮して、市内の地域内輸送拠点についてあらかじめ検討しておくなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 体制の整備</p> <p>〔市・県〕 ①大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないため、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格・性質に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う(削除)とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 ②緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。 ③(削除) 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。(削除)</p>	①
200	第2部災害予防計画 第8章防災対策の整備・推進 第4節被災者等への的確な情報伝達活動	122	<p>第4節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>⑥ 住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。</p>	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

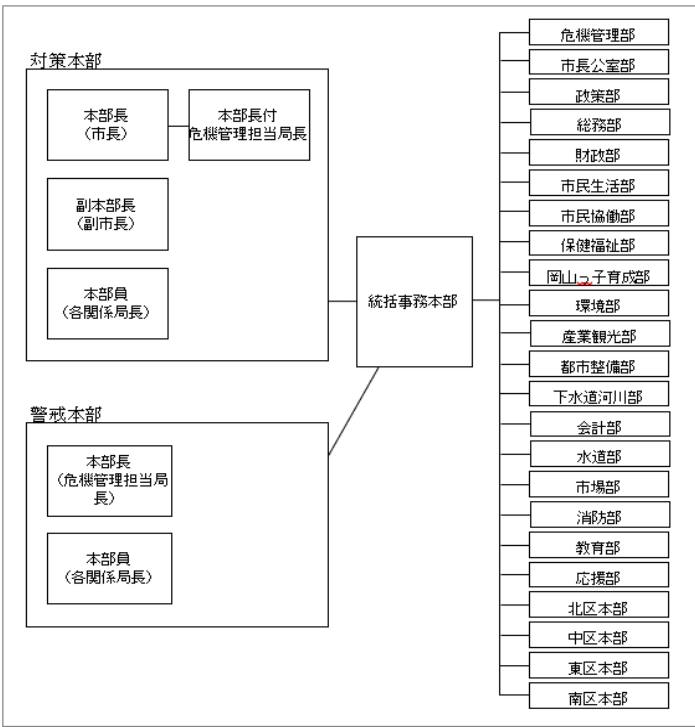
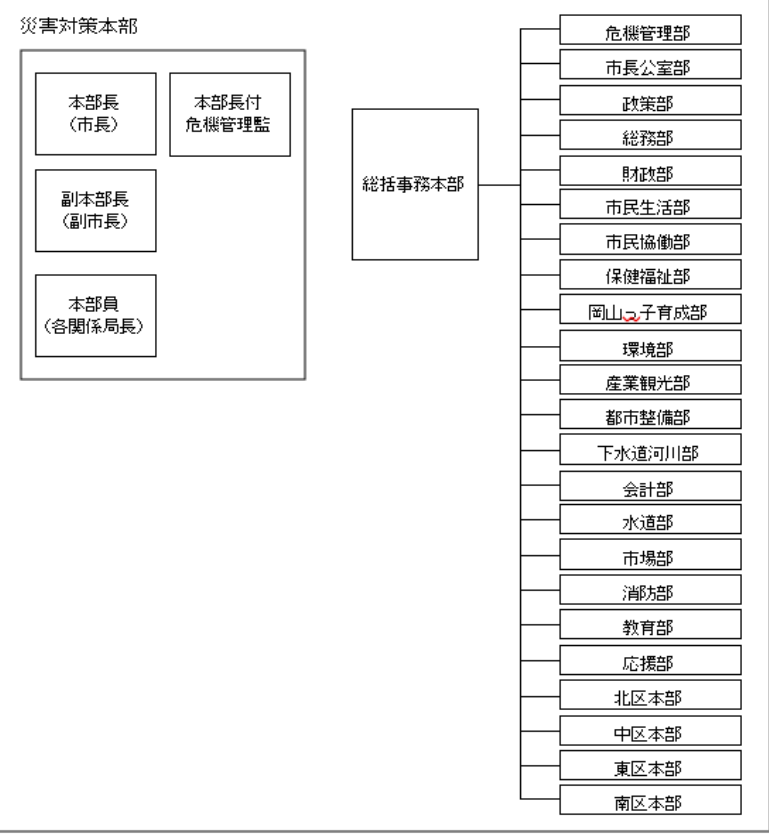
No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第1節 防災会議	—	<p>第1節防災会議</p> <p>岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づき、市の附属機関として岡山市防災会議を設置し、市の地域に係る地域防災計画を作成及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議し、災害発生時における緊急措置並びに災害応急対策等に関する各種計画の作成及び実施の推進を図る。</p> <p>組織</p> <p>(1) 会長 市長</p> <p>(2) 委員</p> <p>① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ② 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 ③ 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 ⑤ 市教育委員会教育長 ⑥ 市消防局長及び消防団長 ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 ⑧ 自主防災組織・学識経験者のうちから市長が任命する者 ⑨ 市議会・市民団体等のうちから市長が任命する者 ⑩ 市長が特に必要と認めて任命する者</p> <p>(3) 専門委員</p> <p>防災に関して専門事項を調査する必要がある場合、防災会議に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員・岡山県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>(1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 (2) 市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議する。 (3) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。</p> <p>《参照》 ○岡山市防災会議条例（附・防災会議委員名簿）（資料編）</p>	(削除)	③
2	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	127	<p>(1) 設置基準</p> <p>① 岡山市に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪の気象警報のいずれかが発表されたとき ② 岡山市内で水防警報が発表されたとき ③ 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき ④ 局地的集中豪雨が予想されるとき ⑤ 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき ⑥ 岡山市内で震度4の地震を観測したとき ⑦ 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき ⑧ 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき ⑨ その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき</p>	<p>(1) 設置基準（風水害等によるもの）</p> <p>① 岡山市に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪の気象警報のいずれかが発表されたとき ② 岡山市内で水防警報が発表されたとき ③ 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき ④ 局地的集中豪雨が予想されるとき ⑤ 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>⑥ 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき ⑦ その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき</p>	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

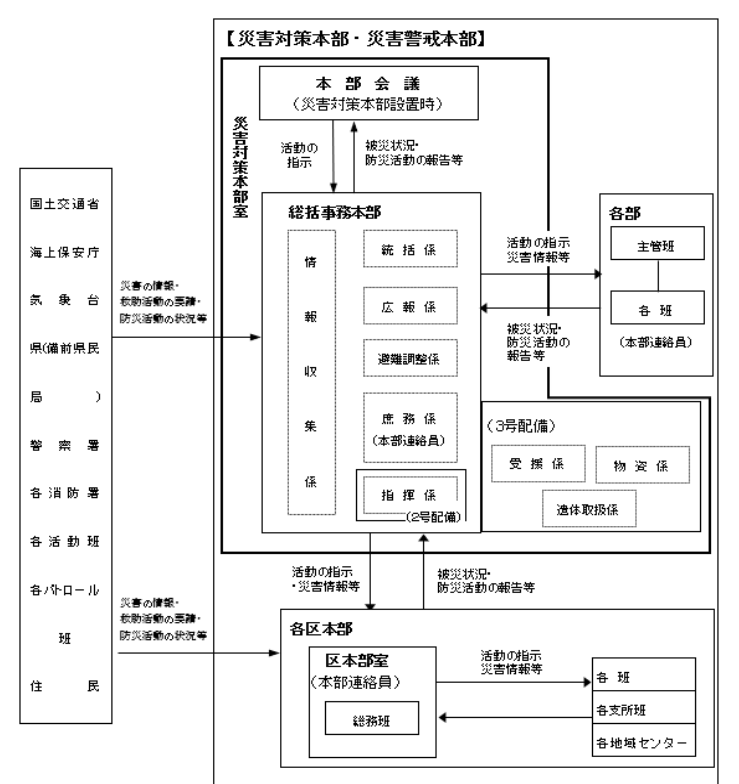
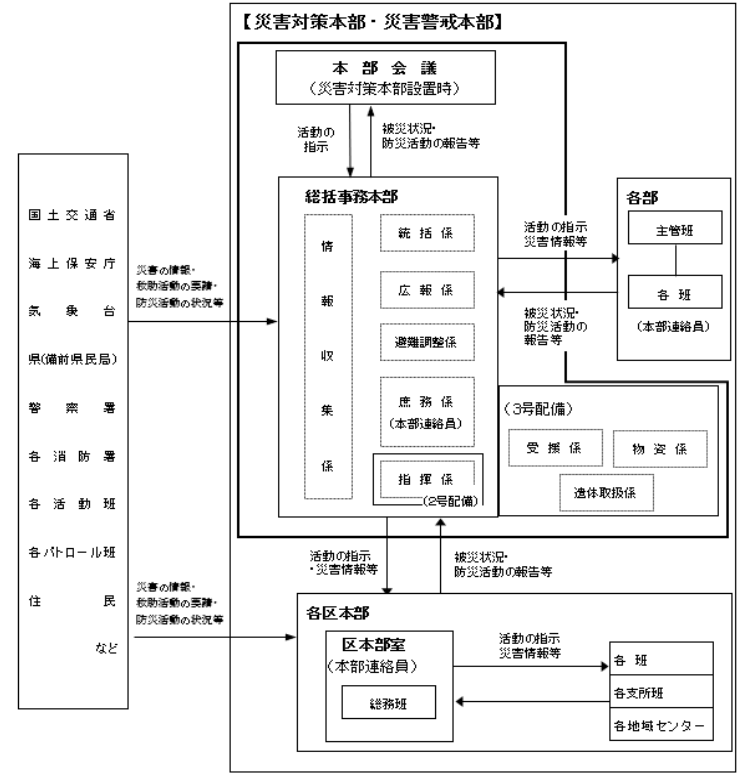
No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
3	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	128	<p>(4) 組織表</p>	<p>(4) 組織表</p>	②
4	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	128	<p>(1) 設置基準</p> <p>① 特別警報が発表されたとき。</p> <p>② 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>③ 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。</p> <p>④ 火災、爆発その他大規模な事故が発生し、2号配備では対処できないとき。</p> <p>⑤ 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。</p> <p>⑥ 災害警戒本部から事態の推移により、災害対策本部設置の必要性が認められたとき。</p> <p>⑦ その他市長が必要により災害対策本部設置を指示したとき。</p>	<p>(1) 設置基準（風水害等によるもの）</p> <p>① 特別警報が発表されたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 火災、爆発その他大規模な事故が発生し、2号配備では対処できないとき。</p> <p>③ 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。</p> <p>④ 災害警戒本部から事態の推移により、災害対策本部設置の必要性が認められたとき。</p> <p>⑤ その他市長が必要により災害対策本部設置を指示したとき。</p>	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
5	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第1節防災体制	130	<p>(6) 組織表</p> 	<p>(6) 組織表</p> 	②
6	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	131	<p>4本部会議 本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要な都度、災害対策本部において（追記）本部会議（追記）を招集する。 （略） （新設）</p>	<p>4 災害対策本部会議 本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要な都度、災害対策本部において災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。 （略） （3）開催基準（風水害等によるもの） 以下事象の発生後、市長等と相談のうえ、1時間以内に災害対策本部会議を開催する。災害対策本部が未設置の場合は、あわせて災害対策本部を設置する。 ①相当規模の災害の発生が予測されたとき。 ・旭川ダム放流：1,500m<sup>3</sup>/s以上の放流が見込まれる事前連絡があり、更なる放流量の増加が予測されたとき。 ・岡山市が24時間後の台風進路予報円に入ったとき。 ・特別警報の発表が事前にされたとき。 ②相当規模の災害が発生したとき。 ・土砂災害：人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。 ・河川災害：1級河川及び2級河川の破堤があったとき。 ・ため池災害：ため池が破堤し、人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。 ③特別警報が発表されたとき。 ④宇野港の潮位が、2.3m（TP）に達することが見込まれるとき。 ⑤多数の市民に影響を及ぼす重大な事件、事故等が発生したとき。 ・大規模火災や危険物流出案などが発生したとき。 ・道路陥没など、ライフラインに重大な被害が発生したとき。</p>	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
7	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	133	<p>【災害対策本部（災害警戒本部）の情報・伝達・報告の系統図】</p> 	<p>【災害対策本部（警戒）本部の情報・伝達・報告の系統図】</p> 	③
8	第3部災害応急対策計画 第1章防災組織 第2節防災体制	133	(新設)	8 感染症対策を踏まえた対応 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、感染症対策を踏まえた対応を行う。	①
9	3部災害応急対策計画 第2章配備体制 第2節配備要領	136	<p>(3) 指定避難所への指定職員の配置、応援配備 ① 指定避難所への指定職員の配置 (略) ア 指定職員の指名 (ア) 本部長は、<u>区本部長の指揮下</u>に入って避難所運営等を行う職員（以下「指定職員」という。）を指名する。</p>	<p>(3) 指定避難所への指定職員の配置、応援配備 1) 指定避難所への指定職員の配置 (略) ア 指定職員の指名 a 本部長は、<u>(削除)</u>指定職員を指名する。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																										
	部・章・節	頁	旧	新																																											
10	3部災害応急対策計画 第2章配備体制 第2節配備要領	136	<p>② 応援配備 配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行うものとし、原則として本部設置から初動期の概ね3日間における初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「受援係による応援配備」によるものとする。 <u>（追記）</u> ア 各部からの応援配備 各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、他部の応援を必要とする場合は「職員動員要請書」（様式第1号）により本部長に要請し、本部長は、応援配備について総務部長に指示する。<u>（追記）</u>総務部長は、すべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し配備する。 なお、総務部長は災害規模に応じて本部設置からただちに受援係を設置（追記）することを考慮にいれ、受援係への円滑な業務の引き継ぎができるように体制を整えるものとする。 イ 受援係による応援配備 各区本部長・各部長は、要員が不足し、<u>（追記）</u>受援を必要とする場合は、「応援要請書」（岡山市受援計画様式1）「応援要請状況確認書」（岡山市受援計画様式2）により本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示する。<u>（追記）</u></p>	<p>2) 応援配備 配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行う（削除）。 応援配備は原則、本部設置から初動期の概ね3日間の初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「他機関等からの応援配備」による。 ただし応援時期は、災害の規模に応じて判断するものとする。 ア 各部からの応援配備 各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、他部の応援を必要とする場合は（削除）本部長に要請し、本部長は、応援配備について受援係に指示する。受援係は総務部と連携し、すべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し、職員を配備する。 （削除） イ 他機関等からの応援配備 各区本部長・各部長は、要員が不足し、他機関等への受援を必要とする場合は、（削除）本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示する。受援係は総務部と連携し、必要な人員や業務内容を把握し、たうて、受援計画や災害対策本部マニュアルに基づき、各機関へ応援を要請する。</p>	②																																										
11	第3部災害応急対策計画 第2章 配備体制 第3節 配備体制・基準表	139	<p>(2) 災害別配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>風水害</th> <th>地震・津波</th> <th>大規模火災・事故等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制 待機配備</td> <td>① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>注意体制 1号配備</td> <td>① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。</td> <td>① 岡山市内で震度4の地震を観測したとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒体制 2号配備</td> <td>1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。</td> <td>1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表されたとき</td> <td>1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制 3号配備</td> <td>1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。</td> <td>① 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ② 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。</td> <td>1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。</td> </tr> <tr> <td>非常体制 4号配備</td> <td>1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。</td> <td>① 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合。 ② 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報【津波】）が発表されたとき。 3 地震・津波等により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。</td> <td>1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	風水害	地震・津波	大規模火災・事故等	監視体制 待機配備	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）			注意体制 1号配備	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	① 岡山市内で震度4の地震を観測したとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。		警戒体制 2号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表されたとき	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。	特別警戒体制 3号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。	① 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ② 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。	非常体制 4号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	① 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合。 ② 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報【津波】）が発表されたとき。 3 地震・津波等により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。	<p>(2) 災害別配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>風水害</th> <th>大規模火災・事故等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制 待機配備</td> <td>① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注意体制 1号配備</td> <td>① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒体制 2号配備</td> <td>1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。</td> <td>1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制 3号配備</td> <td>1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。</td> <td>1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。</td> </tr> <tr> <td>非常体制 4号配備</td> <td>1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。</td> <td>1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	風水害	大規模火災・事故等	監視体制 待機配備	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）		注意体制 1号配備	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。		警戒体制 2号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。	特別警戒体制 3号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。	非常体制 4号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。	③
体制	風水害	地震・津波	大規模火災・事故等																																												
監視体制 待機配備	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）																																														
注意体制 1号配備	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	① 岡山市内で震度4の地震を観測したとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。																																													
警戒体制 2号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 ② 県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表されたとき	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。																																												
特別警戒体制 3号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。	① 岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ② 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。																																												
非常体制 4号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	① 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合。 ② 県沿岸の海域に大津波警報（特別警報【津波】）が発表されたとき。 3 地震・津波等により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。																																												
体制	風水害	大規模火災・事故等																																													
監視体制 待機配備	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）																																														
注意体制 1号配備	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。																																														
警戒体制 2号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。																																													
特別警戒体制 3号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。																																													
非常体制 4号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が連続し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。																																													
12	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	140	<p>② 気象予報・警報等の種別 ア 特別警報 暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>(2) 気象予報・警報等の種別 1) 特別警報 （削除）大雨、（削除）大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報は、（削除）災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	③																																										



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
13	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	イ 気象警報 暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。（略）	2) 気象警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。高潮警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	③
14	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	ウ 気象注意報 強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。（略）	3) 気象注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	③
15	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	エ 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。	4) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。	③
16	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	オ 土砂災害警戒情報 気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が嚴重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。	5) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	③
17	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	カ 記録的短時間大雨情報 県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。	6) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	③
18	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	141	キ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 （追記）	7) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

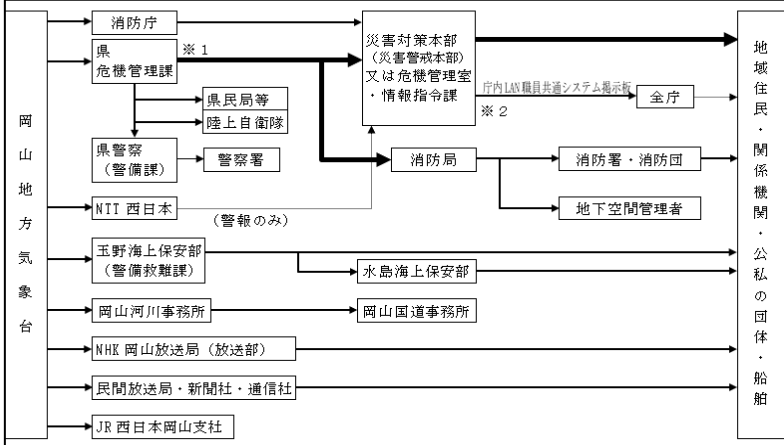
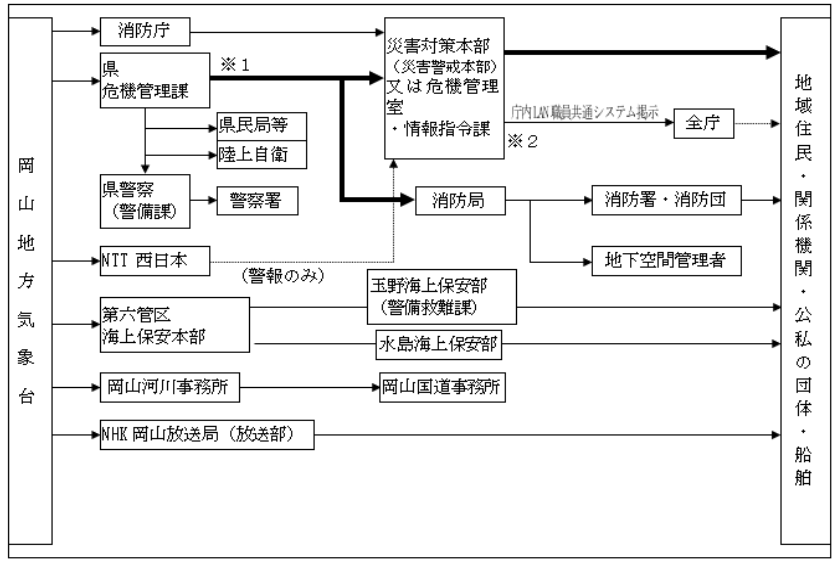
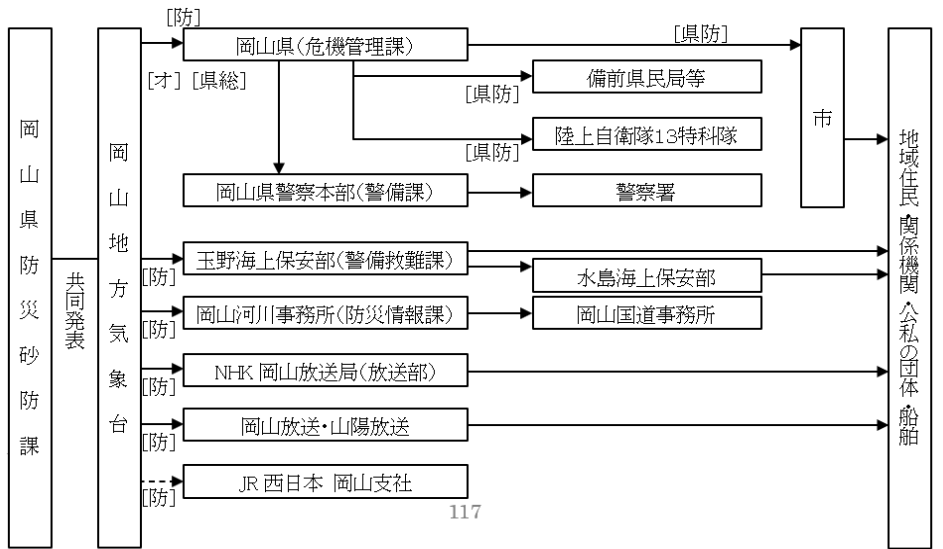
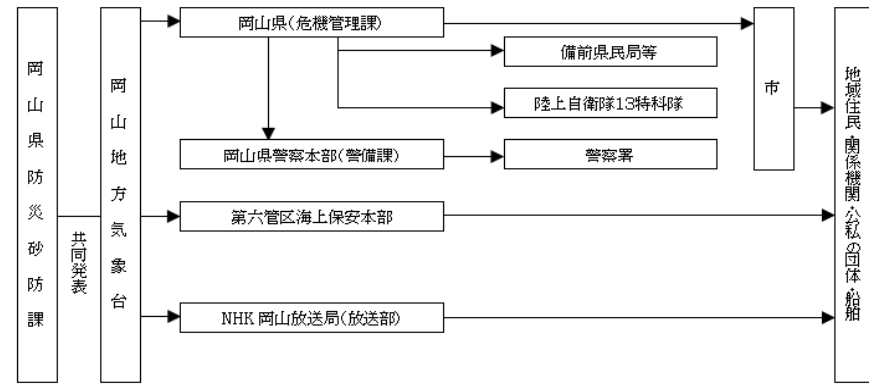
No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																				
	部・章・節	頁	旧	新																					
19	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	143	<p>ク 大雨・洪水警報の危険度分布等 ※以下は表内の修正ですが、セル内にまとめるため、以下のように変更箇所だけ抜粋して整理しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<p>8) 大雨・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	③
種類	概要																								
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																								
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																								
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																								
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																								
種類	概要																								
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																								
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。																								
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																								
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																								

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																										
	部・章・節	頁	旧	新																											
20	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	144	ケ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	9)早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、 <u>(削除)</u> [高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	③																										
21	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	144	コ 大気汚染気象予報 (略) なお、市は、光化学オキシダント及びPM2.5など大気汚染物質が高濃度になった場合は、関係機関へ情報提供し、市民等へ周知する。 <u>(資料編)</u> <u>(出典)</u> ①岡山市大気汚染防止夏期対策実施要領 ②岡山市微小粒子状物質の注意喚起等に係る実施要領について	10)因気汚染気象予報 (略) 市は、光化学オキシダント及びPM2.5など大気汚染物質が高濃度になった場合は、関係機関へ情報提供し、市民等へ周知する。 <u>(削除)</u>	③																										
22	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	144	2 河川に対する警告 (略) <table border="1" data-bbox="718 934 1486 1493"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したときに発表される。</li> <li>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき。</li> <li>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)。</li> <li>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。</li> <li>避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したときに発表される。</li> <li>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</li> </ul>	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき。</li> <li>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。</li> </ul>	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)。</li> <li>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。</li> </ul>	洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。</li> <li>避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。</li> </ul>	2 河川に対する警報 <table border="1" data-bbox="1685 877 2377 1524"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</li> <li>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</li> <li>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</li> <li>高齢者等避難の発令の判断の参考とする、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</li> <li>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</li> <li>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</li> </ul>	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</li> <li>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> </ul>	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</li> <li>高齢者等避難の発令の判断の参考とする、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。</li> </ul>	洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</li> <li>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。</li> </ul>	③
種類	標題	概要																													
洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したときに発表される。</li> <li>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</li> </ul>																													
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき。</li> <li>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。</li> </ul>																													
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)。</li> <li>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)。</li> </ul>																													
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li> <li>氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。</li> <li>避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。</li> </ul>																													
種類	標題	概要																													
洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。</li> <li>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</li> </ul>																													
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</li> <li>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> </ul>																													
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</li> <li>高齢者等避難の発令の判断の参考とする、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。</li> </ul>																													
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</li> <li>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。</li> </ul>																													
23	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	144	② 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報 水防法に基づき、国土交通大臣、県知事又は市長が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川、下水道、海岸において、現に洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したとき、国土交通大臣、県知事又は市長から関係機関等に避難勧告等の目安として通知される情報。	(2) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報 水防法に基づき国土交通大臣、県知事又は市長が定めた「水位周知河川」「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所、関係県民局）又は市町村が関係機関等にその旨通知する。	③																										



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
24	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第1節防災気象情報等	144	③ 水防警報 水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮により重大な損害が生じる可能性があるとして指定した河川・湖沼及び海岸において、現に水位又は流量あるいは海面潮位が注意及び警戒を必要とする基準に達した、あるいは達すると認められるとき、国土交通大臣又は県知事が発表するもの。	(3) 水防警報 水防法に基づき、国土交通大臣若しくは県知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波、又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。	③
25	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第2節気象予報・警報等の収集・伝達	148	① 基本系統図  ※太線は特別警報時に義務化された部分	(1) 基本系統図 	③
26	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第2節気象予報・警報などの収集・伝達	149	(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統  117	3 土砂災害警戒情報の伝達系統 [市・県・県警察・岡山地方気象台・自衛隊・NHK岡山放送局] 	③

(注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施するものとする。  
2 [] 内は、通知方法を示す。[防]：防災情報提供システム、[オ]：オンライン（アデス）、  
[県防]：岡山県防災情報ネットワーク、[県総]：岡山県総合防災情報システム

(削除)

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
27	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第2節気象予報・警報などの 収集・伝達	-	<p>②洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報</p> <p>※FAX、クラウド、庁内LAN（掲示板）または電話</p>	(削除)	③
28	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第2節気象予報・警報などの 収集・伝達	150	<p>(4) 洪水予報通報伝達系統</p> <p>①国直轄区間</p> <p>②県管理区間</p>	<p>4 洪水予報通報伝達系統</p> <p>(1) 国直轄区間 旭川及び百間川洪水予報伝達系統</p> <p>(以降の河川も同様の図に差し替え) 吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統 高梁川及び小田川洪水予報伝達系統</p> <p>(2) 県管理区間 笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統 旭川水系旭川中流部洪水予報伝達系統</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
29	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第2節気象予報・警報などの 収集・伝達	157	<p>(10) 防災気象情報等の受信時の伝達</p> <p>① 勤務時間内 ア 危機管理室長等は、国・県等の各機関又は消防局から各種予警報及び情報等を受信したときは、その標題及び内容を直ちに庁内LAN職員共通システム掲示板に掲示し、全庁に周知する。 警報の内容等によって直ちに災害発生が予想される情報と判断された場合には、<u>ただちにメール等により全職員に周知するとともに、各局主管課長等に対し電話やファクシミリ等で、個別に直接情報伝達を通知する。</u> イ 消防局は、岡山地方気象台・旭川ダム統合管理事務所から、各種予報及び警報、情報を受信したときは、消防署・消防団・関係事業所等に通報する。</p> <p>② 勤務時間外及び休日 情報指令課は、あらかじめ定めた通報要領により、危機管理室長、あるいは、対応担当課長及び職員に通報する（<u>追記</u>）。</p> <p>③ 情報受信後の対応 通報を受けた危機管理室長は、防災気象情報等各種情報を分析・協議して、必要に応じて関係各課に連絡又は災害対策本部等を設置する<u>手続きをとると同時に</u>、住民に対する伝達が必要と判断したときは、広報広聴班他に広報活動の実施を指示する。</p>	<p>10 防災気象情報等の受信時の伝達 [市] (1) 勤務時間内 危機管理室長は、国・県等の各機関又は消防局から各種予警報及び情報等を受信したときは、その標題及び内容を直ちに庁内LAN職員共通システム掲示板に掲示し、全庁に周知する。 警報の内容等によって直ちに災害発生が予想される情報と判断された場合には、<u>(削除) 配備指令・安否確認システムにより全職員に周知する。</u> 消防局は、岡山地方気象台・旭川ダム統合管理事務所から、各種予報及び警報、情報を受信したときは、消防署・消防団・関係事業所等に通報する。</p> <p>(2) 勤務時間外及び休日 情報指令課は、あらかじめ定めた通報要領により、危機管理担当課長（<u>削除</u>）に通報するとともに、<u>配備指令・安否確認システムにより全職員に周知する。</u></p> <p>(3) 情報受信後の対応 通報を受けた危機管理担当課長は、防災気象情報等各種情報を分析（<u>削除</u>）て、必要に応じて関係各課に連絡又は災害対策本部等を設置する（<u>削除</u>）と同時に、住民に対する伝達が必要と判断したときは、広報広聴班他に広報活動の実施を指示する。</p>	③
30	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第3節防災情報の収集・伝達	158	<p>災害情報の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための基礎となるもので、災害が発生するおそれがあると予想される場合、また、発生をしている場合には、速やかにこれらの情報の収集とともに伝達に努める。 また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</p>	<p>第1項 方針 災害情報（<u>削除</u>）は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための基礎となることから、（<u>削除</u>）速やかにこれらの情報の収集とともに伝達に努める。 また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</p>	③
31	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第3節防災情報の収集・伝達	158	<p>(1) 気象観測値・河川水位等に関する情報の収集</p> <p>① 情報の収集先 ア 気象観測値及び河川水位並びに海面潮位に関する情報は、主に次の機関から収集できる。 (ア) 気象庁及び岡山地方気象台 (イ) 国土交通省 (ウ) 岡山市防災情報ネットワークシステム (エ) 岡山県総合防災情報システム イ 情報収集担当職場 <u>岡山市防災情報ネットワークシステム及び岡山県総合防災情報システムは、ともに庁内LAN端末を介して入手する。</u></p>	<p>[市] (1) 情報の収集先 気象観測値、河川水位、海面潮位に関する情報の主な収集先は以下のとおり。 ① 岡山防災ポータル ② 市の防災情報 ③ 岡山県総合防災情報システム (<u>削除</u>)</p>	③
32	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第3節防災情報の収集・伝達	158	<p>(2) 災害危険箇所等に関する情報の収集</p> <p>① 職員による情報の収集 (略) オ 重要水防箇所 <u>なお、警戒の時期は水防警報・指定河川洪水予報・高潮警報の発表時等、河川水位上昇時とする。</u> カ 海岸危険箇所 <u>なお、警戒の時期は県沿岸に高潮警報、あるいは三幡九幡海岸・岡山港海岸・久々井海岸に水防警報が発表される等、潮位上昇時とする。</u> キ ため池 ク 宅地造成工事規制区域</p>	<p>2 災害危険箇所等に関する情報の収集 [市] (1) 職員による情報の収集 (略) ⑤ 重要水防箇所 (<u>削除</u>) ⑥ 海岸危険箇所 (<u>削除</u>) ⑦ ため池 ⑧ 宅地造成工事規制区域</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
33	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第3節防災情報の収集・伝達	159	③ 異常現象発見者の通報 (略) イ 上記通報を受けた市長は、危機管理室長に指示し、県・岡山地方気象台・その他の関係機関に通報する。 また、市は、国、県及び住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。	(3) 異常現象発見者の通報 (略) ② 日記通報を受けた(削除)場合、県・岡山地方気象台・その他の関係機関に通報する。 (削除)	③
34	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	161	① 情報収集 (略) イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、消防ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。	(1) 情報収集 [市] (略) ② 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、消防ヘリコプター、ドローン等による(削除)情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行い、(削除)防災関係機関への共有を図る	③
35	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	161	ア (略) ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。(消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。) イ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うため、県に連絡を行う。 ウ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 (略) カ 消防部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、本部長に報告するとともにその状況を直ちに消防庁及び県に報告する。	(2) 関係機関への連絡 (略) ② (削除)通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。(消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。) ③ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うため、県に連絡を行う。 ④ 道路等の途絶による(削除)孤立集落については、早期解消の必要があることから、(削除)所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、(削除)当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 (略) (削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
36	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	162	<p>(2) 報告の種類及び報告の方法</p> <p>① 災害発生通報 重大な災害が発生した場合、各班は直ちに「災害発生通報」(様式第3号-1)により報告する。</p> <p>② 被害状況が判明したい所轄警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し、逐次、「災害発生状況等」(様式第3号-2)により報告する。</p> <p>③ 人的被害・住家被害報告 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき又は災害状況・社会的影響等から報告する必要があると認められるとき、「人的被害・住家被害」(様式第3号-4)により備前県民局に逐次報告する。</p> <p>④ 避難状況・救護所開設状況報告 避難勧告等により住民の避難が開始されたとき又は救護所を開設したときは、「避難状況・救護所開設状況」(様式第3号-5)により、逐次、備前県民局に報告する。</p> <p>⑤ 公共土木施設被害報告 河川・海岸・貯水池・ため池・砂防・治山・港湾漁港施設・道路・公園・水道等の被害で、災害対策本部が設置されたとき又は災害復旧事業について、国庫補助に該当する災害が発生したとき、「公共施設被害」(様式第3号-6)により、逐次、備前県民局関係部に報告する。(市管理の公共施設は、国土交通省河川局防災課にも報告する。) なお、この場合確定報告は、各関係機関の定める様式により行う。</p> <p>⑥ 商工関係被害 商工業関係の被害が発生したときは、「商工関係被害」(様式第3号-9)により備前県民局協働推進室に報告する。</p> <p>⑦ 観光関係被害 観光関係の被害が発生したときは、「観光関係被害」(様式第3号-10)により備前県民局協働推進室に報告する。</p> <p>⑧ 災害概況報告 上記ア・イの即報後において、被害の全体がおおむね判明したとき、「災害発生状況等(即報・確定報告)」(様式第3号-2)により、被害の概要を備前県民局協働推進室に報告する。</p> <p>⑨ 災害状況決定報告 被害状況を最終的に把握し、災害応急対策活動が終了したとき、「災害発生状況等(即報・確定報告)」(様式第3号-2)により、被害の確定状況を報告する。</p>	<p>2 報告の種類及び報告の方法 [市] (1) 災害発生通報等 重大な災害が発生した場合、各班は直ちに岡山県総合防災情報システムにより報告する。 (削除)</p> <p>(削除)</p>	③
37	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	165	<p>第4章 災害広報及び報道</p> <p>災害時の混乱した状態においては、人心の安定・秩序の回復を図ることが重要であり、災害の状態及び応急対策実施状況等を、住民が必要とする情報の提供ができるようその体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。(追加) なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</p>	<p>第4章 災害広報及び報道</p> <p>災害時の混乱した状態においては、人心の安定・秩序の回復を図ることが重要であり、災害の状態及び応急対策実施状況等を(削除)提供できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る(削除)。 (削除)、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項を広報し、特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うものとする。 広報を実施する際は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</p>	①
38	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	-	<p>(3) 報告の実施</p> <p>① 災害が発生した場合、各部・区本部は、前項①～⑨に定める方法・様式により、電話・県防災行政無線及びファクシミリ・クラウド型防災情報システム・県防災情報システム・Eメール等で、災害対策本部(設置前は危機管理室)に報告し、災害対策本部は県本部に報告する。</p> <p>② 緊急かつ重大な事項については、直接災害対策本部会議に報告する。</p> <p>③ 災害の経過により、被害状況等に変更のあった場合は、逐次報告する。</p> <p>④ 報告は、各部情報連絡員が行い、出先機関からは、電話又はファクシミリで行う。</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
39	第3部災害応急対策計画 第3章防災活動 第4節県等への災害情報の報告	—	<p>(4) 報告の経路 県への報告は、災害及び報告の種類に応じ、次に示す系統により行う。</p> 	(削除)	③
40	第3部災害応急対策計画 第4章災害広報及び報道 第1節 住民への情報伝達	165	<p>(3) サイレン・半鐘 旭川ダムの放流情報は、サイレン吹鳴によって行うが、その他の災害情報についてもサイレン・半鐘による伝達が可能であるので、事前に事業所・町内会等の協力をとりつけ、また信号の意味を周知徹底する。</p> <p>(4) 広報車及び職員による口頭伝達 広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織、区等による口頭伝達は、住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能であるので、積極的に実施し、情報の空白状態をなくするよう努める。</p> <p>(5) 防災行政無線（同報系） 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市民等への緊急連絡（気象警報・避難勧告等の情報）を迅速かつ的確に行うため、避難場所及び施設等に設置した防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局や戸別受信機を利用し、住民に伝達する。</p> <p>(6) 緊急速報メール 携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メールシステムを利用し、市域内にある各電気通信事業者の端末に対し緊急情報等のメール配信を行う。</p> <p>(7) 緊急告知ラジオ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民等への緊急連絡（気象警報・避難勧告等の情報）を迅速かつ的確に行うため、岡山シティエフエムから緊急電波を受信すると自動的に電源が入り、避難勧告等の情報を伝える。</p> <p>(8) 岡山市防災メール（多言語版） 多言語（12言語）対応したメール配信システムを利用し、事前に登録された携帯電話やスマートフォン等に、緊急情報等のメール配信を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>3 広報車及び職員による口頭伝達 〔市・自主防災組織 消防団〕 広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織等による口頭伝達は、住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能であるので、積極的に実施し、情報の空白状態をなくするよう努める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	③



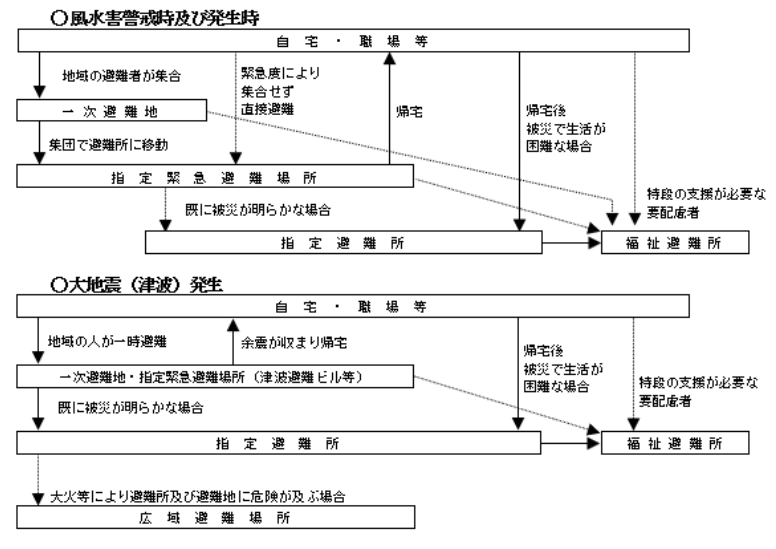
◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
41	第3部災害応急対策計画 第4章災害広報及び報道 第3節 広報	168	3 広報担当 (略) (2) 広報広聴班は、本部長の指示の下、本部において集約された情報により広報する。 (3) 広報広聴班は、大規模災害時等状況によって、総括事務本部に班員を常駐させ、災害及び応急対応状況等広報のため、情報の収集整理を行う。 (4) 広報広聴班は、総括事務本部において集約された、情報の詳細が必要な場合には、業務を担当する当該各部に対し資料提供を求め、あるいは取材により広報のための情報の収集整理を行う。 (5) 各部は、 <u>広報広聴班及び本部設置中</u> にあつては、本部の了解なく単独で広報を行わない。	第2項 実施内容 1 広報担当 (略) ② 広報広聴班は、本部長の指示の下、本部において集約された情報を広報する。 ③ 広報広聴班は、 <u>(削除)</u> 総括事務本部に班員を常駐させ、災害及び応急対応状況等にかんする情報の収集整理を行う。 ④ 広報広聴班は、総括事務本部において集約された、情報の詳細が必要な場合には、業務を担当する当該各部に <u>(削除)</u> 資料提供を求め、あるいは取材により広報のための情報の収集整理を行う。 ⑤ 各部は <u>(削除)</u> 本部設置中にあつては、本部の了解なく単独で広報を行わない。 (略)	③
42	第3部災害応急対策計画 第4章災害広報及び報道 第3節 広報	168	4 広報の内容 <u>各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。</u>	2 広報の実施内容 [市] <u>(削除)</u> 災害に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関と連携し <u>(削除)</u> 、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項を広報 <u>(削除)</u> する。	③
43	第3部災害応急対策計画 第4章災害広報及び報道 第3節 広報	169	5 広報の方法 (3) 広報紙、チラシ等の紙媒体 (略)	3 広報の方法 [市] (3) 広報誌、チラシ等の紙媒体 (略)	③
44	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第1節災害救助法の適用	173	3 災害救助法の適用 (2) 救助の種類及び実施者 災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりである。 <u>岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。</u> (略) (新設)	第3項 実施内容 1 災害救助法の適用 (2) 救助の種類及び実施者 災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりである。 <u>(削除)</u> (略) [県] <u>岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。</u>	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																												
	部・章・節	頁	旧	新																													
45	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第1節災害救助法の適用	174	<p>(3) 適用基準等</p> <p>① 適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、市長が災害救助法による救助を必要と認めるときである。</p> <p>ア 市内全域において、150世帯以上又は、北区内で150世帯以上、中、南の各区内で100世帯以上、東区で80世帯以上の住家が滅失したとき。</p> <p>イ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、市内の滅失世帯数が75世帯以上に達したとき。</p> <p>ウ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市域の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。</p> <p>エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。</p> <p>オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。</p>	<p>2 適用基準</p> <p>[市]</p> <p>次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。</p> <p>(1) 適用基準</p> <table border="1"> <tr> <td>基準1 (1号)</td> <td>住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が <b>150世帯以上</b>の場合。 ただし、<b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b>（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</td> </tr> <tr> <td>基準2 (2号)</td> <td>住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、<b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b>（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</td> </tr> <tr> <td>基準3 (3号)</td> <td><b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b>（住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（15世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）</td> </tr> <tr> <td>基準4 (4号)</td> <td><b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b>であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、<b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、<b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）</td> </tr> </table> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市全域</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山市</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>80</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	基準1 (1号)	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が <b>150世帯以上</b> の場合。 ただし、 <b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第1号）	基準2 (2号)	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、 <b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第2号）	基準3 (3号)	<b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b> （住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（15世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）	基準4 (4号)	<b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b> であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、 <b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、 <b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）	市全域	滅失世帯数		A	B	岡山市	150	75	北区	150	75	中区	100	50	東区	80	40	南区	100	50	③
基準1 (1号)	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が <b>150世帯以上</b> の場合。 ただし、 <b>1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第1号）																																
基準2 (2号)	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、 <b>岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合は、本市又はその行政区にのみ適用する。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第2号）																																
基準3 (3号)	<b>岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住家滅失世帯数が多数</b> （住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上）の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（15世帯以上）の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）																																
基準4 (4号)	<b>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</b> であって、次の基準に該当するとき (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、 <b>避難して継続的に救助を必要とすること。</b> (2) 被災者について、 <b>食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</b> （災害救助法施行令第1条第1項第4号）																																
市全域	滅失世帯数																																
	A	B																															
岡山市	150	75																															
北区	150	75																															
中区	100	50																															
東区	80	40																															
南区	100	50																															

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
46	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	178	1 方針 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その災害種別及び規模等により、被害を被る可能性がある <del>と判断された</del> 地域の住民等の保護が必要と認められる <del>ときのために</del> 、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）、避難の方法及び指定避難所の設置等について定め、安全な場所あるいは地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものとする。風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。	第1項 方針 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その <del>(削除)</del> 地域の住民等を保護 <del>(削除)</del> する必要があることから、高齢者等避難、避難指示、避難の方法及び指定避難所の設置等について定め、 <del>(削除)</del> 、人的被害の軽減を図るものとする。 風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなど、種々の措置を的確に行うことが重要である。	③
47	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	178	1 方針 (略) 特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。 指定避難所は「避難が必要な人を受入れる施設」とし、勧告等発令地区のすべての世帯が避難の必要性があるということではない。	第1項方針 (略) 特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早い段階で避難行動の開始を求めるとともに、高齢者以外の者に対して必要に応じて、普段の行動の見合わせや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。 (削除)	③
48	第2部災害予防計画 第5章被災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置	-	⑨ 避難行動と各種避難所の関係 避難及び避難所の活用は、災害の種別によって異なるが、特に風水害と大地震(津波)とで大別し、次のように位置付け、市民等に避難行動を行うよう周知するものとする。 	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
49	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	178	<p>(1) 避難勧告等の実施権者 避難勧告・避難指示（緊急）は、次に掲げる者が関係法令に基づき行う。</p> <pre>         graph LR             A[① 避難指示] --- B[洪水・高潮]             A --- C[地すべり]             A --- D[全災害]             B --- B1[知事又は、その命を受けた県の職員（水防法第29条）]             B --- B2[水防管理者＝市長（水防法第29条）]             B2 --- B2a[水防管理者が指示する場合は、管轄警察署長に通知]             C --- C1[知事又は、その命を受けた県の職員]             C --- C2[管轄警察署長に通知（地すべり等防止法第25条）]             D --- D1[市長（災害対策基本法第60条）]             D --- D2[知事に報告及び必要がなくなったときは告示]             D --- D3[警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）]             D --- D4[公安委員会に報告・市長に通知]             D --- D5[海上保安官（災害対策基本法第61条）]             D --- D5a[市長に通知]             D --- D6[災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）]             D --- D6a[防衛庁長官の指定する者に報告]             E[② 避難所開設及び収容] --- F[市長]             </pre>	<p>2 避難指示等の実施権者 〔市・県・警察署・海上保安庁・自衛隊〕 避難指示等は、次に掲げる者が関係法令に基づき行う。</p> <p>1) 市長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項） 市長と連絡がとれなく急を要するときは、副市長又はその命を受けた職員が代行できる。上記の指示をしたときは、速やかに県知事に報告する。（同条第4項）</p> <p>2) 県知事 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって措置を行う。（災害対策基本法第60条第6項） 洪水又は高潮又は地すべりに著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>3) 警察官 災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その他事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条） 市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができる。（災害対策基本法第61条）</p> <p>4) 海上保安官 市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができる。（災害対策基本法第61条）</p> <p>5) 自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）</p> <p>6) 消防管理者（水防法に係る災害の場合） 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。（水防法第29条）</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																	
	部・章・節	頁	旧	新																																		
50	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	179	<p>(2) 避難勧告等の種類及び実施時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供 警戒レベル1</td> <td>気象情報予報等、災害の誘因となる自然現象が確認され、以後、避難勧告等の発令が予測される場合</td> <td>・災害への心構えを高める ・降雨の情報や市からの避難勧告等の情報を注視 ・避難に備え自らの避難行動を確認する</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル2</td> <td>災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や避難行動要支援者(要配慮者等、避難行動に時間を要する者を支援する者が、支援行動のための準備を開始する必要がある場合</td> <td>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告(避難指示) 警戒レベル3・4</td> <td>・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難場所への立退き避難が必要となる程度の場合 ※上記において、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難を指示 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地質の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</td> <td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとき自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報 警戒レベル5</td> <td>・既に災害が発生している状況</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	市民に求める行動	情報提供 警戒レベル1	気象情報予報等、災害の誘因となる自然現象が確認され、以後、避難勧告等の発令が予測される場合	・災害への心構えを高める ・降雨の情報や市からの避難勧告等の情報を注視 ・避難に備え自らの避難行動を確認する	避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル2	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や避難行動要支援者(要配慮者等、避難行動に時間を要する者を支援する者が、支援行動のための準備を開始する必要がある場合	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難勧告(避難指示) 警戒レベル3・4	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難場所への立退き避難が必要となる程度の場合 ※上記において、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難を指示 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地質の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとき自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	災害発生情報 警戒レベル5	・既に災害が発生している状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	<p>3 避難指示等の種類及び実施時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期注意情報 警戒レベル1</td> <td>・「今後気象状況悪化のおそれ」 ・気象状況が現在はまた悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として(正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に)発表される情報</td> <td>・「災害への心構えを高める」 ・自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル・旅館等)の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>大雨・洪水・高潮・高波浪注意情報 警戒レベル2</td> <td>・「気象状況悪化」 ・それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報</td> <td>・「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難 警戒レベル3</td> <td>・「災害のおそれあり」 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</td> <td>・「危険な場所から高齢者等は避難」 ・市長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 警戒レベル4</td> <td>・「災害のおそれ高い」 ・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</td> <td>・「危険な場所から全員避難」 ・市長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保 警戒レベル5</td> <td>・「災害発生又は切迫」 ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動改善するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。</td> <td>・「命の危険直ちに安全確保!」 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ・ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	市民に求める行動	早期注意情報 警戒レベル1	・「今後気象状況悪化のおそれ」 ・気象状況が現在はまた悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として(正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に)発表される情報	・「災害への心構えを高める」 ・自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル・旅館等)の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。	大雨・洪水・高潮・高波浪注意情報 警戒レベル2	・「気象状況悪化」 ・それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報	・「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	高齢者等避難 警戒レベル3	・「災害のおそれあり」 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から高齢者等は避難」 ・市長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。	避難指示 警戒レベル4	・「災害のおそれ高い」 ・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から全員避難」 ・市長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。	緊急安全確保 警戒レベル5	・「災害発生又は切迫」 ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動改善するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。	・「命の危険直ちに安全確保!」 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ・ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。	③
区分	発令時の状況	市民に求める行動																																				
情報提供 警戒レベル1	気象情報予報等、災害の誘因となる自然現象が確認され、以後、避難勧告等の発令が予測される場合	・災害への心構えを高める ・降雨の情報や市からの避難勧告等の情報を注視 ・避難に備え自らの避難行動を確認する																																				
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル2	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や避難行動要支援者(要配慮者等、避難行動に時間を要する者を支援する者が、支援行動のための準備を開始する必要がある場合	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。																																				
避難勧告(避難指示) 警戒レベル3・4	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難場所への立退き避難が必要となる程度の場合 ※上記において、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難を指示 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地質の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとき自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。																																				
災害発生情報 警戒レベル5	・既に災害が発生している状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。																																				
区分	発令時の状況	市民に求める行動																																				
早期注意情報 警戒レベル1	・「今後気象状況悪化のおそれ」 ・気象状況が現在はまた悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として(正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に)発表される情報	・「災害への心構えを高める」 ・自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル・旅館等)の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。																																				
大雨・洪水・高潮・高波浪注意情報 警戒レベル2	・「気象状況悪化」 ・それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報	・「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																				
高齢者等避難 警戒レベル3	・「災害のおそれあり」 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から高齢者等は避難」 ・市長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。																																				
避難指示 警戒レベル4	・「災害のおそれ高い」 ・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から全員避難」 ・市長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。																																				
緊急安全確保 警戒レベル5	・「災害発生又は切迫」 ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動改善するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。	・「命の危険直ちに安全確保!」 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ・ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。																																				

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
51	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	180	（土砂災害に関する事項） 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。	（1）土砂災害に関する事項 （削除）土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした（削除）避難情報の発令基準を設定する。また、（削除）土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ（削除）に設定するとともに、必要に応じて見直す。	③
52	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	181	（高潮に関する事項） 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。	（2）高潮に関する事項 （削除）高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした（削除）避難情報の発令基準を設定する（削除）。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ（削除）設定するとともに、必要に応じて見直す。	③
53	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	181	（洪水に関する事項） 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。	（3）洪水に関する事項 （削除）洪水予報河川等及び水位周知河川について（削除）避難情報の発令基準を設定する。（削除）また、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。（削除）	③
54	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	181	（4）避難勧告等の実施方針 （略） ②市長不在又は連絡不通の場合における代理者は、副市長あるいは危機管理監とする。また、事態が緊急あるいは連絡伝達により、市長の指示を仰がない場合及び猶予がない場合は、現場における実施執行補助者として、各消防署長等が任に当たるものとする。 （略） （新設）	5 避難指示等の実施方針 [市（削除）] ①（削除）原則として高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の3段階に分けて実施する。ただし、災害の種類及び発生状況により、時間的猶予のない場合には高齢者等避難を経ずに直ちに避難指示を実施する。実施に当たっては、県及び県警察本部への報告並びに報道機関等への情報提供を行い、住民等への情報伝達及び避難行動のための連携を図る。 ②市長不在又は連絡不通の場合の代理者は、副市長あるいは危機管理監とする。 ③避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性を確認する。	①
55	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	181	（新設） 市以外の機関の避難指示（緊急）実施権者は、各法律に基づき避難指示（緊急）を実施するとともに、その法律に基づく関係機関への報告又は通知をするほか、当該実施権者及び実施機関は、市長及び消防局長に通知し、住民等の生命及び身体の保護のため連携を図るものとする。	[県・県警察・海上保安庁・自衛隊] ①市以外の機関の避難指示実施権者は、各法律に基づき避難指示を実施するとともに、その法律に基づく関係機関への報告又は通知をするほか、当該実施権者及び実施機関は、市長に通知し、住民等の生命及び身体の保護のため連携を図る。	③
56	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	183	（6）避難勧告等の判断基準と発令対象範囲 収集した情報を基に、各災害種別ごとに示した判断基準表を参考に検討を行い、避難勧告等の発令を迅速かつ的確に判断し市長（本部長）に具申する。ただし、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。市長は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、岡山地方気象台や県に助言を求めることが出来る。	7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲 [市] 災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																
	部・章・節	頁	旧	新																	
57	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	183	<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>① 洪水予報指定河川及び水位周知河川の氾濫災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が避難判断水位に達し、今後氾濫危険水位に到達すると予測される場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)</td> <td>大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫危険情報が発表された場合・・・★ ■水位が氾濫危険水位に達しており、更なる強い降雨の継続が予想される場合 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害発生情報</td> <td>■洪水予報区間で氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合(★) ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記表中の★は、洪水予報河川のみ適用する。 ・上流域の気象状況やダム放流量や下流域における潮位及び児島湖の水位にも留意し、総合的に判断する。 ・また、既に河川が氾濫するなど、住民に立退き避難を求めると、かえって危険性が高まる状況下では、新たに避難指示を行わない。</p>	区分	基準	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が避難判断水位に達し、今後氾濫危険水位に到達すると予測される場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★	警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫危険情報が発表された場合・・・★ ■水位が氾濫危険水位に達しており、更なる強い降雨の継続が予想される場合 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル5 災害発生情報	■洪水予報区間で氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合(★) ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>(1) 洪水予報指定河川及び水位周知河川の氾濫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達した場合 ■氾濫危険情報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>■氾濫が発生した場合 ■氾濫発生情報が発表された場合・・・★ ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記表中の★は、洪水予報河川のみ適用する。 ・上流域の気象状況やダム放流量や下流域における潮位及び児島湖の水位にも留意し、総合的に判断する。 (削除)</p>	区分	基準	警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★	警戒レベル4 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達した場合 ■氾濫危険情報が発表された場合	警戒レベル5 緊急安全確保	■氾濫が発生した場合 ■氾濫発生情報が発表された場合・・・★ ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。	③
区分	基準																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が避難判断水位に達し、今後氾濫危険水位に到達すると予測される場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★																				
警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	大雨警報(浸水害)、洪水警報(★)が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫危険情報が発表された場合・・・★ ■水位が氾濫危険水位に達しており、更なる強い降雨の継続が予想される場合 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																				
警戒レベル5 災害発生情報	■洪水予報区間で氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合(★) ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令																				
区分	基準																				
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合・・・★																				
警戒レベル4 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達した場合 ■氾濫危険情報が発表された場合																				
警戒レベル5 緊急安全確保	■氾濫が発生した場合 ■氾濫発生情報が発表された場合・・・★ ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。																				
58	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	184	<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>② 内水氾濫（雨水出水）災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)</td> <td>■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難勧告を発令する。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害発生情報</td> <td>■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table> <p>【内水氾濫（雨水出水）災害に対する発令対象範囲】 状況に応じて、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令するものとする。</p>	区分	基準	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合	警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難勧告を発令する。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル5 災害発生情報	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>(2) 内水氾濫（雨水出水）災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【内水氾濫（雨水出水）災害に対する発令対象範囲】 状況に応じて、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する。</p>	区分	基準	警戒レベル3 高齢者等避難	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合	警戒レベル4 避難指示	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。	警戒レベル5 緊急安全確保	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。	③
区分	基準																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合																				
警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難勧告を発令する。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																				
警戒レベル5 災害発生情報	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令																				
区分	基準																				
警戒レベル3 高齢者等避難	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合																				
警戒レベル4 避難指示	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。																				
警戒レベル5 緊急安全確保	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。																				

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																
	部・章・節	頁	旧	新																	
59	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	184	<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>③ 土砂災害 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」に達しているメッシュ ・・・(発令対象:学区単位) ※夜間から翌日早朝の間に「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」(岡山県土砂災害危険度情報)に到達する可能性が想定された場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)</td> <td>上記の情報提供後、引き続き以下の条件を満たしている地域に発令する。 ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険レベルが「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」に達しているメッシュ(5km) ※ただし、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合などは、避難勧告を発令。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 災害発生情報</td> <td>■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table> <p>【土砂災害に対する発令対象範囲】 避難勧告等の発令対象区域については、その予測規模が広範囲であることから小学校区単位での発令を基本とする が、局所的な判断が可能な場合は、町丁目等の地区単位で発令するものとする。</p>	区分	基準	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」に達しているメッシュ ・・・(発令対象:学区単位) ※夜間から翌日早朝の間に「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」(岡山県土砂災害危険度情報)に到達する可能性が想定された場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討。	警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	上記の情報提供後、引き続き以下の条件を満たしている地域に発令する。 ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険レベルが「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」に達しているメッシュ(5km) ※ただし、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合などは、避難勧告を発令。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	警戒レベル5 災害発生情報	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>(3) 土砂災害 県や岡山地方気象台(ホットライン)に助言を求めるなど、関係機関との連携を密にしながら、以下に示した判断基準表により、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」(赤色)に達し、更に「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)への到達が見込まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>■岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「災害切迫(黒)」に達している場合。 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【土砂災害に対する発令対象範囲】 避難指示等の発令対象範囲は、県が発表している土砂災害警戒区域とする。なお、町丁目単位での発令を基本とする が、広範囲となる可能性が高いため、状況に応じて小学校区単位での発令も検討する。</p>	区分	基準	警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」(赤色)に達し、更に「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)への到達が見込まれる場合。	警戒レベル4 避難指示	■岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合。	警戒レベル5 緊急安全確保	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「災害切迫(黒)」に達している場合。 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。	③
区分	基準																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」に達しているメッシュ ・・・(発令対象:学区単位) ※夜間から翌日早朝の間に「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」(岡山県土砂災害危険度情報)に到達する可能性が想定された場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討。																				
警戒レベル4 避難勧告・ *避難指示 (緊急)	上記の情報提供後、引き続き以下の条件を満たしている地域に発令する。 ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報による危険レベルが「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」に達しているメッシュ(5km) ※ただし、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合などは、避難勧告を発令。 *緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令																				
警戒レベル5 災害発生情報	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令																				
区分	基準																				
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」(赤色)に達し、更に「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)への到達が見込まれる場合。																				
警戒レベル4 避難指示	■岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が増えたときなど)が見られた場合。																				
警戒レベル5 緊急安全確保	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「災害切迫(黒)」に達している場合。 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。																				

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由						
	部・章・節	頁	旧	新							
60	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	—	<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>④ 津波災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告</td> <td>※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示（緊急）の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。                      ■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※                      ■津波警報（1m&lt;予想高さ≦3m）が発表された場合                      ■大津波警報（3m&lt;予想高さ）が発表された場合                      ※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【津波災害に対する発令対象範囲】</p> <p>ア 揺れを伴う場合の避難指示（緊急）発令対象区域</p> <p>○パターンA 「避難指示発令対象区域全域を一つの発令単位とする」                      ⇒国道2号より南側の小学校区及び御南、西、旭東、旭操、財田、富山、可知、古都、芥子山学区</p> <p>○パターンB 「すべて小学校単位（42学区）で発令する」のいずれかのパターンで発令するものとする。</p> <p>イ 揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示発令対象区域</p> <p>○揺れを伴わない津波災害については、堤防が機能する場合の津波浸水想定図を参考に、浸水想定地区（小学校区単位）と沿岸部一帯を発令対象範囲とする。</p>	区分	基準	避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告	※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示（緊急）の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。	避難指示（緊急）	以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。 ■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※ ■津波警報（1m<予想高さ≦3m）が発表された場合 ■大津波警報（3m<予想高さ）が発表された場合 ※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲 (削除)</p>	③
区分	基準										
避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告	※津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示（緊急）の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令も検討する。										
避難指示（緊急）	以下のいずれかの条件を満たすときに発令するが、避難指示（緊急）を行う範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合でその範囲が異なることに留意する。 ■津波注意報（0.2m≦予想高さ≦1m）が発表された場合・・・※ ■津波警報（1m<予想高さ≦3m）が発表された場合 ■大津波警報（3m<予想高さ）が発表された場合 ※津波注意報による発令は、揺れの有無に関係なく、沿岸部一帯のみを発令対象範囲とする。										



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由														
	部・章・節	頁	旧	新															
61	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	185	<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>⑤ 高潮災害 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>高潮警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達するおそれがあるとき⇒(A 区域)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達した場合⇒(A 区域) ■宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) ■高潮警報が発表され、周囲の堤防等の決壊の前兆現象が確認された場合 ※潮位に応じて2段階の発令を行うことに留意する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>以下のいずれかに該当する場合、避難が必要と判断される区域に発令する。 ■高潮特別警報が発表され、宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達し、さらに潮位上昇が見込まれる場合⇒(A・B 区域) ■高島観測所の潮位が、2.60m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) 上記のほか、 ・海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合 ・水門等の機能異常 ・異常な越波・越流の発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>(A区域) : 宇野港潮位2.00m⇒児島半島沿岸及び犬島・久々井・宝伝 (B区域) : 宇野港潮位2.30m⇒岡南地域・吉井川及び旭川河口沿岸部</p>	区分	基準	避難準備・高齢者等避難開始	高潮警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達するおそれがあるとき⇒(A 区域)	避難勧告	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達した場合⇒(A 区域) ■宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) ■高潮警報が発表され、周囲の堤防等の決壊の前兆現象が確認された場合 ※潮位に応じて2段階の発令を行うことに留意する。	避難指示 (緊急)	以下のいずれかに該当する場合、避難が必要と判断される区域に発令する。 ■高潮特別警報が発表され、宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達し、さらに潮位上昇が見込まれる場合⇒(A・B 区域) ■高島観測所の潮位が、2.60m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) 上記のほか、 ・海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合 ・水門等の機能異常 ・異常な越波・越流の発生	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>(4) 高潮災害 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.0m(TP)に達し2.2m(TP)に達する恐れがある場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.3m(TP)に達した場合 【C地区】: 高齢者等避難の発令せず、避難指示のみ</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.1m(TP)に達した場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.5m(TP)に達した場合 【C地区】: ■宇野港の潮位が、2.73m(TP)に達した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(A区域) : 南輝・福島・甲浦・小串・朝日・幸島 (B区域) : 福浜・平福・操明・大宮・浦安 (C区域) : 岡南・豊・太伯・芳泉</p>	区分	基準	警戒レベル3 高齢者等避難	高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.0m(TP)に達し2.2m(TP)に達する恐れがある場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.3m(TP)に達した場合 【C地区】: 高齢者等避難の発令せず、避難指示のみ	警戒レベル4 避難指示	以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.1m(TP)に達した場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.5m(TP)に達した場合 【C地区】: ■宇野港の潮位が、2.73m(TP)に達した場合	②
区分	基準																		
避難準備・高齢者等避難開始	高潮警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達するおそれがあるとき⇒(A 区域)																		
避難勧告	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■宇野港の潮位が、危険潮位 2.00m (TP) に達した場合⇒(A 区域) ■宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) ■高潮警報が発表され、周囲の堤防等の決壊の前兆現象が確認された場合 ※潮位に応じて2段階の発令を行うことに留意する。																		
避難指示 (緊急)	以下のいずれかに該当する場合、避難が必要と判断される区域に発令する。 ■高潮特別警報が発表され、宇野港の潮位が、経験的な潮位基準 2.30m (TP) に達し、さらに潮位上昇が見込まれる場合⇒(A・B 区域) ■高島観測所の潮位が、2.60m (TP) に達した場合⇒(A・B 区域) 上記のほか、 ・海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合 ・水門等の機能異常 ・異常な越波・越流の発生																		
区分	基準																		
警戒レベル3 高齢者等避難	高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.0m(TP)に達し2.2m(TP)に達する恐れがある場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.3m(TP)に達した場合 【C地区】: 高齢者等避難の発令せず、避難指示のみ																		
警戒レベル4 避難指示	以下の条件を満たすときに発令する 【A地区】: ■宇野港の潮位が、2.1m(TP)に達した場合 【B地区】: ■宇野港の潮位が、2.5m(TP)に達した場合 【C地区】: ■宇野港の潮位が、2.73m(TP)に達した場合																		

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由						
	部・章・節	頁	旧	新							
62	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置		<p>(6) 避難勧告等の判断基準と発令対象範囲</p> <p>⑥ 地震災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。                      ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合                      ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地震災害に対する発令対象範囲】 発令対象区域については、状況により、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する。</p>	区分	基準	避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告	—	避難指示(緊急)	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合	<p>7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲 (削除)</p>	③
区分	基準										
避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告	—										
避難指示(緊急)	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 ■地震による火災により、延焼のおそれがある場合 ■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合										
63	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	185	<p>(8) 避難勧告等の伝達</p> <p>災害発生情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)は、対象地域の住民・就業者・滞在者等に、迅速かつ的確に伝達するものとし、(追記) 避難の促進を図るため、事態の重大性と危険の切迫性を盛り込んで行う。                      なお、指示及び伝達事項は、住民等にあらかじめ周知徹底しておき、発表時には簡単な指示で足りるようにしておくものとする。</p>	<p>8 避難指示等の伝達 [市・報道機関] 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、対象地域の住民・就業者・滞在者等に、迅速かつ的確に伝達するものとし、(削除)。 (削除) 発令と同時に避難場所を開設する。                      なお、指示及び伝達事項は、(削除) 簡単な指示で足りるように努める。</p>	③						

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
64	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	186	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 避難勧告等の伝達は、下記の伝達系統図により行う。</p> <p>イ 避難勧告等の伝達は、サイレン又は警鐘による信号音・テレビ及びラジオによる放送、緊急速報メール、さらに広報車・指揮車・消防車等車両による巡回広報・インターネット等によって対象地域住民等対象者に周知・徹底する。</p> <p>（追記）</p>	<p>(2) 伝達方法</p> <p>①避難指示等の伝達は、下記の伝達系統図により行う。</p> <p>② 避難指示等の伝達は、以下を活用して対象地域住民等対象者に周知・徹底する。なお、令和8年度の新庁舎整備に合わせ、的確かつ迅速な避難判断・市民への情報発信ができるよう、情報伝達システム等を更新・整備する。</p> <p>ア 公共放送の利用 緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定（県－NHK、民間放送各社）」に定める手続きにより、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事に依頼する。</p> <p>イ Lアラート（災害情報共有システム） Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、メディア等を通じて緊急情報等の配信を行う。</p> <p>ウ サイレン・半鐘 旭川ダムの放流情報は、サイレン吹鳴によって行うが、その他の災害情報についてもサイレン・半鐘による伝達が可能であるので、事前に事業所・町内会等に信号の意味を周知する。</p> <p>エ 広報車及び職員による口頭伝達 広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織、区等による口頭伝達を積極的に実施し、情報の空白状態をなくすよう努める。</p> <p>オ 防災行政無線（同報系） 避難場所及び施設等に設置した防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局を利用し、伝達する。</p> <p>カ 緊急速報メール 携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メールシステムを利用し、市域内にある各電気通信事業者の端末に対しメール配信を行う。</p> <p>キ 緊急告知ラジオ 岡山シティエフエムの緊急電波を利用し、自動的緊急告知ラジオの電源を入れ、最大音量で避難指示等の情報を伝える。</p> <p>ク 岡山市防災メール（多言語版） 多言語（12言語）対応したメール配信システムを利用し、事前に登録された携帯電話やスマートフォン等に、緊急情報等のメール配信を行う。</p> <p>ケ 岡山市公式LINE・ツイッター・フェイスブック 各種SNSを利用し、緊急情報等の配信を行う。</p> <p>コ 市Webサイト 市Webサイトを利用し、緊急情報等の配信を行う。</p>	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
65	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	187	<p>ウ その他状況により、関係部班職員・区役所班職員及び消防団員は、自主防災組織他、町内会・自治会の協力も得ながら、加入電話・携帯マイク・訪問・面会等によって戸別に伝達し、周知・徹底を期する。</p>	<p>③ その他状況により、関係部班職員・区役所班職員及び消防団員は、自主防災組織、町内会等の協力も得ながら、加入電話・携帯マイク・訪問・面会等によって戸別に伝達し、周知・徹底を期する。</p>	③
66	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	187	(新設)	<p>9 避難場所の事前開設 〔市〕 台風の接近や、長雨などにより夜間に災害が発生する可能性がある場合など、避難情報の発令基準に到達する前に避難場所を開設する必要があるは、避難情報の発令を伴わない避難場所の開設を行う。なお、開設する避難場所は原則中学校区で1箇所とする。</p>	②
67	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	187	<p>(9) 自主避難への対応 気象予報・警報等により気象の悪化が予想され、避難情報発令前に住民自らが自宅等では危険、あるいは不安を感じて避難（以下「自主避難」という。）しようとする場合の避難先については、原則として各自あるいは自主防災組織等地域において、知人宅や集会所等あらかじめ決めておく必要がある。 自主避難をする場所が確保できない者について、本市に連絡があった場合には避難可能な最小限の施設を提供に努める。 ただし、今後は自主防災組織等の結成及び地域独自の避難計画策定を促進し、市民と行政、さらに地域企業の協働による、自主避難体制及び避難所運営に向けて努力する。</p>	<p>10 自主避難への対応 〔市〕 気象警報発表後、避難情報発令前に住民自らが自宅の危険性や不安を感じて避難（以下「自主避難」という。）をする場合には、自主避難可能な最小限の施設を提供する。</p>	②
68	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	187	<p>(10) 避難の方法 避難とは、生命及び身体あるいは財産に危険が及ぶ可能性がある場合にとる行動であることから、日頃の準備や心がけとして、市域に在住・在勤・在学する住民等に対し、被害を最小限にとどめるため次の諸点の周知に徹底する。</p>	<p>11 避難の準備 〔市・住民〕 (削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
69	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	187	<p>(10) 避難の方法</p> <p>①避難の準備</p> <p>ア 被害を最小限にとどめるための心がけ (略)</p> <p>(イ) 台風が県内及び隣県を通過すると予想される場合や、勢力が強い場合には、停電に備えた準備を行う。 また、接近や通過の時間帯が夜間の場合には、食事を早くとる等生活のリズムを変え、緊急事態にも容易に対処できるようにしておく。 (略)</p>	<p>11 避難の準備</p> <p>(1) 避難の準備</p> <p>1) 被害を最小限にとどめるための心がけ</p> <p>ア 梅雨や台風（削除）の時期となる前に、家屋（屋根や外壁・雨戸やガラス戸）の補修、雨樋や集水桝等の排水経路の点検や清掃、テレビアンテナの固定等を行っておく。 降雨や強風時に屋根に上る（削除）等、危険な行為は決して行わない。</p> <p>イ 気象・水象現象による災害（削除）は、次第に悪天候になるなど事前の情報や状況が必ずあることから、注意報・警報等、防災気象情報の最新情報の入手に心がける。</p> <p>ウ 台風の接近や通過（削除）が予想される場合には、倒木等の防止のため立木を剪定し、（削除）転倒・落下防止のため（削除）植木や自転車等をあらかじめ片づけておく。</p> <p>エ 台風が県内及び隣県を通過すると予想される場合や、勢力が強い場合には、停電に備えた準備を行う。 （削除）</p> <p>オ 大雨による内水・河川氾濫・高潮による洪水が予想される場合、（削除）浸水害に備えて電化製品を整理し、貴重品等を高いところに上げたり、畳を上げたりする等減災に努める。 また、自動車等も浸水を避け、あらかじめ高台等に退避させておく。</p> <p>カ （削除）飲料水や食糧等、家族が3日間以上、できれば1週間は生活できる量を目安として備蓄を行う。 (略)</p>	③
70	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	—	<p>イ 避難の際の心がけ (略)</p> <p>(キ) 台風の接近等に際し、岡山市が避難勧告等の発令をしていない段階において、あらかじめ避難しようとするときは、個人の判断により早期に自主避難をする。</p>	<p>2)避難の際の心がけ (略) （削除）</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
71	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	188	<p>(10) 避難の方法</p> <p>② 避難の誘導 避難の誘導に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。</p> <p>ア 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市町村が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>ク <u>風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u></p> <p>ケ <u>住民に対して避難勧告等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p> <p>コ <u>災害の状況に応じて避難勧告等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u></p> <p>カ <u>危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p>	<p>12 避難の誘導 避難の誘導に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。</p> <p>[市（削除）]</p> <p>①避難は、原則として地域住民が自主的に行う（削除）が、状況によっては県警察と連携し誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織、町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。</p> <p>②避難指示等の発令対象区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>（削除）</p> <p>③（削除）指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>④避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>⑤災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施（削除）等により、（削除）住民等（削除）周知徹底を図る（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>⑥風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>（削除）</p> <p>⑦危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示</p>	③
72	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	189	<p>シ 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</p> <p>ス 住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。市は、人口や面積の規模が大きいため、夜間や早朝に突発的な局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>セ <u>避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>ソ <u>指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>タ（削除）</p> <p>チ（削除）</p> <p>ツ（削除）</p>	<p>⑧災害対策本部の置かれる本庁舎で十分な状況把握が行えない場合は、<u>避難指示（削除）判断を（削除）被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</u></p> <p>（削除）</p> <p>⑨指定緊急避難場所や指定避難所への避難者について、<u>住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>（削除）</p> <p>⑩避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、<u>他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</u></p> <p>（削除）</p>	②
73	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	190	<p>[住民]</p> <p><u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。</u></p>	<p>[住民]</p> <p>①避難指示等が発令された場合の避難（削除）先は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保（削除）できる場合は、（削除）「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。</p>	①



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
74	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	191	<p>(12) 指定避難所の開設及び運営 基本的な事項は岡山市避難所運営マニュアルに定める。</p> <p>① 施設管理者への事前連絡 災害発生及びそれに伴う避難は、時間を予想できないことから、気象予報・警報等により災害発生のおそれがあると判断した場合には、総括事務本部は、各施設の所管班に対し、各施設管理者への、避難所開設を行う旨の連絡を指示するものとする。 ただし、地震災害の場合には各管理者は連絡を受けなくとも、避難所開設への準備を行うものとする。</p>	<p>14 指定避難所の開設及び運営 基本的な事項は岡山市避難所運営マニュアルに定める。</p> <p>(1) 施設管理者への事前連絡 [市] 指定避難場所を開設する必要がある場合には、総括事務本部は、各施設の所管班に対し、各施設管理者への避難所開設を行う旨の連絡を指示する。 ただし、地震災害の場合には各管理者は連絡を受けなくとも、避難所開設への準備を行う。</p>	③
75	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	191	<p>(12) 指定避難所の開設及び運営 ② 指定避難所の開設 (新設)</p>	<p>14 指定避難所の開設及び運営 (2) 指定避難所の開設 [市] 1)指定避難所の開設・運営体制 指定避難所の開設・運営に係る業務の流れは以下のとおり。</p> <p>★各局主管課は、中学校区内で指定職員の配置調整が困難(病休等)となった場合、局内での指定職員の調整を行う。 ★避難所管理員(校長・校長等)との連絡は教育委員会が行う(各局本部等から連絡しないこと)</p> <p>2)指定避難所の開設業務概要 指定避難所を開設するに当たり、指定職員が行う業務概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建物・周辺の状況を確認(危険個所の有無)</li> <li>②区本部に到着・開設報告、状況の報告</li> <li>③指定職員リーダーに到着・開設報告</li> <li>④ビブスを装着し、受付を設置</li> <li>⑤避難者の居住スペースの区割り</li> <li>⑥壁内文の掲示</li> <li>⑦備蓄物資を受付周辺に搬入</li> <li>⑧フェイスシールド・ゴム手袋を装着(感染症対策が必要な場合)</li> </ol> <p>※以上の作業を避難者が来るまでに終わることが望ましい</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑨世帯ごとに「避難所利用者登録票」の記入を依頼</li> <li>⑩後ほど、登録票を基に「避難所利用者名簿」を作成、リスト化</li> <li>⑪テレビ及び緊急告知ラジオ、(特設公衆電話)の設置</li> </ol>	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
76	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	192	<p>② 指定避難所の開設 (新設)</p> <p>ア あらかじめ指定している施設のうち、洪水・内水等、予め災害規模が広範囲に渡ると予測できる場合は、市立小中学校、公民館を主体に早期に開設、地域コミュニティにより開設された避難所については、順次開設の広報をするものとし、比較的被災範囲が狭い場合は、災害発生場所あるいは避難対象地域から、最も近い場所を利用することを原則とするが、災害の発生状況あるいは地域の実情に合わせ、使用の了解の得られる民間所有の施設も含め、指定施設以外の施設も利用する。さらに、要配慮者等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。地震・津波時は2階建て以上の指定避難所は緊急待避場所として原則開放する。休日・夜間等で開放が困難な場合は、自動開放装置や施錠を壊す等対処法を検討する。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>ウ 本部において避難勧告等に伴う指定避難所の開設を決定した場合には、各区本部は、対象地域の指定職員のリーダーを通じて指定職員を指定避難所に派遣し、指定職員は指定避難所を開設し避難者の収容を開始する。</p> <p>エ 指定避難所を開設したときは、本部は広報広聴班等を通じて、その施設名及び所在地等を住民等に周知するとともに、県及び県警察に速やかに報告する。</p> <p>オ 指定職員は、敷地及び建物内の照明、敷地への車両の進入及び誘導、また施設の電気・ガス・水道・トイレ等の使用については、活用施設の管理者あるいは所管班と、備蓄物資及び救助物資の配布が必要な場合は、福祉事務所等と連携を図り指定避難所の運営管理にあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>3)指定避難所の開設等に係る考え方</p> <p>①避難指示等の発令と同時に、発令対象地域の小・中学校、公民館を同時に開設する。また、指定避難所の過密防止として、発令対象地域に隣接する地域に位置する指定避難所も合わせて開設する。</p> <p>(削除)</p> <p>②本部において避難指示等に伴う指定避難所の開設を決定した場合には、各区本部は、対象地域の指定職員のリーダーを通じて指定職員を指定避難所に派遣し、指定職員は施設の安全性を確認したうえで、指定避難所を開設し避難者の収容を開始する。</p> <p>③指定避難所を開設したときは、本部は広報広聴班等を通じて、その施設名及び所在地等を住民等に周知するとともに、県及び県警察に速やかに報告する。</p> <p>④指定職員は、地域住民や避難者と協力して避難所運営を行い、避難者数、避難世帯数、状況等について、定期的に区本部に報告する。なお、各指定避難所の備蓄物資では物資が不足する等、必要に応じて随時各区本部に連絡する。</p> <p>⑤指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。</p> <p>⑥特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。</p> <p>⑦指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>⑧被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p>	②
77	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	193	<p>⑤ 指定避難所の運営管理</p> <p>市は、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。(追記)</p> <p>避難所運営マニュアルを参考とし、その地区・建物の状況によりフレキシブルに運営する。必要ならば、指定避難所ごとの運営マニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 指定避難所の運営管理</p> <p>〔市〕</p> <p>市は、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等を周知する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>また、障害者・外国人・性的マイノリティー等にも充分配慮し、多様なニーズの把握、支援を行う。</p> <p>(削除)</p>	①
78	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	193	<p>⑤ 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>ア 運営については、指定避難所の開設数が多いと市のみでは困難なことから、町内会・自主防災組織・地域と協働で行う。ただし、避難所運営が72時間以内と予想される場合は、避難所運営マニュアルにより、市職員が主体となり運営する。</p>	<p>(5) 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>① 運営については、町内会・自主防災組織・地域と協働で行う。</p>	③
79	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置		<p>(5) 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>オ 一時避難等、短時間の避難の場合を除き、避難の時間帯及び経過時間によって給食・炊き出し・給水・毛布・その他物資の必要を認めた場合には、備蓄及び救援物資の配給等について、各区本部等と連絡をとって適切迅速な措置をする。</p> <p>なお、給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、県や他の市町村に対して協力を求める等、適切迅速な措置を講じる。</p>	<p>(5) 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
80	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	193	（5）指定避難所の運営管理 （略） 主 開設した指定避難所にまで、危険が迫ったと認知された場合には、本部等と連絡を取り合い、再避難等について移動手段等も含め適切迅速な対応をし、混乱のないよう措置をとる。 ○岡山市避難所運営マニュアル参照 (7) 避難者記録簿 (4) 避難者名簿 (ウ) 食料・物資受入簿	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑥開設した指定避難所にまで、危険が迫ったと認知された場合には、区本部等と連絡を取り合い、再避難等について移動手段等も含め適切迅速な対応をし、混乱のないよう措置をとる。 （削除）	③
81	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	194	（5）指定避難所の運営管理 （略） ケ 各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑧指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。	③
82	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	194	（5）指定避難所の運営管理 （略） サ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （新設）	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑩（削除） 避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ⑪指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	①
83	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	194	（5）指定避難所の運営管理 （略） シ 指定避難所に、被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（以下「被災ペット」という。）のためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 なお、ペットとの避難は同行避難を原則とするが、状況に応じて同伴可能な指定避難所の設置に努める。ただし、身体障害者補助犬については避難者と同様に扱う。 （略）	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑫ 指定避難所に、（削除）「被災ペット」（削除）スペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する（削除）ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。ペットとの避難は同行避難を原則とする。 （削除） ⑬（削除） 指定避難所に受入れている避難者に係る情報（削除）の早期把握に努める。	③
84	第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	194	（5）指定避難所の運営管理 （略） セ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等、女性や子どもの指定避難所における安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。 なお、災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、女性のための専用相談窓口を開設する。 （略）	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑭（削除） 避難所の運営における意思決定の場へ女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、（削除）安全確保等、様々なニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。なお、災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、性別に伴う困りごとの専用相談窓口を開設する。 （略）	③
85	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	194	（5）指定避難所の運営管理 （略） （新設）	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑮避難所内の女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できるように努め、照明の増設や、性暴力・DVの注意喚起ポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。	①



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
86	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	チ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活病（廃用症候群）の早期発見等の予防対策を進める等により、その改善に向けた協定先との協力体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑱ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活病（廃用症候群）の早期発見等の予防対策を進める等により、その改善に向けた協定先との協力体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。 （削除）	③
87	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	（5）指定避難所の運営管理 （略） ツ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑲ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。	①
88	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	（5）指定避難所の運営管理 （略） （新設）	（5）指定避難所の運営管理 （略） ⑳ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部は、危機管理部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	①
89	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	（新設）	〔県〕 避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。 〔民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等〕 要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。	①
90	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	⑥ 指定避難所への物資の調達 ア 指定避難所において必要な物資は、その内容及び数量を各区本部がとりまとめ、災害対策本部が調達する。 イ 指定避難所及び避難生活に必要な物資は、各部が締結する各種協定先からも調達するものとする。 ウ 市において必要物資及び機械等の調達ができないときは、県備前地方本部あるいは日赤県支部等に応援の要請をする。 エ 指定避難所における生活環境の確保に努めるものとし、そのため必要に応じ、リース業者等の協力を得て、各種仮設設備及び賃貸物品を早期に設置する。 オ 生活用水が不足する場合、防災協定締結先所有プールの水等の利用も検討する。	（6）指定避難所への物資の調達 〔市〕 ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している物資を避難者に供給する。 ② 各指定避難所の分散備蓄物資では不足が生じる場合は、不足する物資の品目・量を区本部（総務班）に報告する。 ③ 区本部（総務班）はその内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④ 総括事務本部（物資係）は、集中備蓄倉庫からの配送または物資供給締結事業者からの調達を行う。それでも物資の確保が困難な場合は、県本部に救援を依頼する。 ⑤ 指定避難所における生活環境の確保に努めるものとし、そのため必要に応じ、リース業者等の協力を得て、各種仮設設備及び賃貸物品を早期に設置する。 ⑥ 生活用水が不足する場合、各学校におけるプールの水等の利用も検討する。	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
91	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	195	(新設)	<p>14 指定避難所の開設及び運営 (7) 広域避難 [市]</p> <p>① 市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要するときは、岡山県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>[県]</p> <p>① 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>② 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p> <p>[運送事業者]</p> <p>① 関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>[放送事業者]</p> <p>① 避難者のニーズを十分把握するとともに、市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関相互と連絡をとりあい、連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</p>	①
92	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	196	<p>⑦ 福祉避難所の開設</p> <p>ア 市は、発災時に必要に応じ、要配慮者のため、最寄りの福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理については、施設管理者に要請することになるが、市は、県と連携し関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所連絡員を配置する。なお、福祉避難所の収容能力を超える等、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(8) 福祉避難所の開設 [市]</p> <p>① 災害時に必要に応じ、要配慮者のため、最寄りの福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理については、施設管理者に要請することになるが、（削除）県と連携し関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所連絡員を配置する。なお、福祉避難所の収容能力を超える等、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。</p> <p>② 指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員が所有するホテル・旅館を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する</p>	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
93	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	196	<p>ウ 社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県等の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れるものとする。</p> <p>エ 市と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。</p> <p>市は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。</p> <p>オ 市は、福祉避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等で生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。</p>	<p><del>〔県・社会福祉施設〕</del> (略)</p> <p>②社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県等の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れるものとする。 (削除)</p> <p>③健康状態の悪化等により、福祉避難所等で生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。</p>	③
94	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	196	<p>⑧ 広域一時滞在</p> <p>ア 本市が被災した場合、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化にかんがみ、本市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める（追加）。</p> <p>イ 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市からの要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を本市に代わって行う。</p> <p>ウ 県は、被災市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。</p> <p>エ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>(9) 広域一時滞在</p> <p>〔市〕</p> <p>① <del>〔削除〕</del> 避難の長期化にかんがみ、市 <del>〔削除〕</del> 外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合 <del>〔削除〕</del>、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>〔県〕</p> <p>① 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市からの要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を本市に代わって行う。</p> <p>② 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。</p> <p>(削除)</p>	①
95	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	197	<p>(13) 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法</p> <p><del>避難所設置に係る対象範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。</del></p> <p>① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。</p> <p>② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>《参照》</p> <p>○避難施設等（資料編）</p> <p>○輸送用車両等の保有状況等（資料編）</p>	<p>15 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法</p> <p>① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。</p> <p>② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。</p> <p>(削除)</p>	③
96	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置	197	<p>(新設)</p>	<p>16 帳簿の整備</p> <p>〔市〕</p> <p>関係各部署は、避難所の設置の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
97	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	198	<p>2 実施期間</p> <p>(1) 食品の給与は、総括事務本部（物資係）、各区本部（総務班）等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。</p> <p>(2) 災害応急対策に従事する者に対する食品の給与は、災害対策本部又は救助本部の指示に基づいて各部班が実施する。</p> <p>(3) 市の機関のみでは食品の給与の実施が困難な場合は、県備前地方本部及び隣接市町村へ食品の給与の実施又はこれに要する人員及び食品につき応援を要請する。</p>	<p>第2項 関係機関の役割の例</p> <p>食品の給与は、総括事務本部（物資係）、各区本部（総務班）等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。また必要に応じて、専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け、適切に食料の供給を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	④
98	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	-	<p>②県は、被災市における（略）</p> <p>③県は、食料の供給のため（略）</p> <p>④県は、自ら食料の調達及び炊き出し等（略）</p> <p>⑤県は、市が行う食料の調達について、（略）</p> <p>⑥応援の要請を受けた機関は、（略）</p>	(削除)	③
99	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	-	<p>4 食品の調達</p> <p>(1) 米穀</p> <p>① 米穀は、市内の小売販売業者から買い受けるものとするが、事前に米穀小売商業組合等と協議し、災害救助用米穀等の優先供給が得られるよう協力関係の確立に努める。</p> <p>② 米穀小売業者に不足を生じた場合又は緊急を要する場合は、県本部に要請し、災害救助用米穀又は米穀販売業者から緊急引渡しを受ける。</p> <p>③ 交通通信の断絶のため、県の指示を受けることが不能となったときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号、総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。</p> <p>(2) その他の食品</p> <p>米穀以外の食品（副食品・パン類・麺類・ミルク・調味料等）は、財務班が市場班及び指名業者等と連携をとり必要な数量を確保する。</p> <p>(3) 食品以外の物品</p> <p>食品の給与を実施する上で、必要な消耗品類（釜・鍋・やかん・食器・箸等）及び熱源設備が被災した場合の熱料等は、財務班 県・市 調達 [米穀]</p>	(削除)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
100	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	198	(新設)	<p>2 本市の備蓄する食料の供給</p> <p>[市]</p> <p>①避難所運営職員（以下この節において「指定職員」という。）は、分散備蓄倉庫に備蓄している食料を避難者に供給する。</p> <p>② 各指定避難所の分散備蓄食料では不足が生じる場合は、不足する食料の品目・量を区本部（総務班）に報告する。</p> <p>③ 区本部（総務班）は、内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。</p> <p>④ 総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで食料の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資の配送協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。</p> <p>⑤なお、岡山市が備蓄している食料は、クラッカー、アルファ化米、アルファ化米（おかゆ）、粉ミルク、液体ミルクである。</p> <p>⑥必要に応じて、専門知識を持つ者（管理栄養士等）の助言を受け、適切に食料の供給を行う。</p>	②、④
101	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	199	(新設)	<p>3 備蓄で不足する場合の食料の調達</p> <p>[市]</p> <p>① 区本部（総務班）は、不足する品目・量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。</p> <p>② 総括事務本部（物資係）は、物資供給協定締結事業者に対し、必要な食料の品目・量の調達・配送を依頼する。</p>	②
102	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	199	(新設)	<p>4 救助物資の調達</p> <p>[市]</p> <p>① 総括事務本部（物資係）は、不足する食料を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に食料の品目・量を報告し、救援を依頼する。</p> <p>② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設の管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資の配送協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。</p> <p>③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの受託業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。</p>	②
103		199	<p>5 応援協力関係</p> <p>(1) 市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による、食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>5 応援協力関係</p> <p>[市]</p> <p>① (削除) 食料の調達及び炊き出し等により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ食料の調達及び炊き出し等による、食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。</p> <p>[県]</p> <p>①自ら食料の調達及び炊き出し等により食料を給与し、又は市(削除)からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>②市(削除)の実施する食料の調達及び炊き出し等による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>(削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
104	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給		6 食品の給与の方法 （1）食品の給与の方針 ① 食品の給与は、現に食している状態にある、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与する。 ○米穀による炊き出し○パン類○麺類○ミルク○副食品○給食弁当 ○インスタント食品 ② 災害発生の直後は、炊き出し施設の被害や熱源確保の困難等の事情が予想されるので、調理の不要なパン類・給食弁当又は簡単な調理で食することができるインスタント食品により、食品の給与を行うが、日時の経過とともに栄養に配慮の上、通常の家料理に近づけるものとする。	（削除）	③
105	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	200	6 食品の給与方法 （2）炊き出し ① 実施場所 ア 小・中学校（指定避難所）及び給食センター等の給食施設を利用する場合は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するまでは給食施設を利用して実施する。 イ 災害の規模によって炊き出し能力が不足するときは、区役所等の市有施設で実施するとともに、町内会・自主防災組織等の協力を得て行う、自主的炊き出し活動を促進する。 ウ 既存施設が利用できないときは、給水・配水・防火・風通し・日当り等の条件を考慮して、炊き出し場所を設置する。 ② 各種協力団体 炊き出しを実施するに当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。 （追記）	6 炊き出しの方法 〔市〕 （1）実施場所 小・中学校（指定避難所）及び給食センター等の給食施設を利用する場合は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するまでは給食施設を利用して実施する。なお、衛生面に注意するとともに、食器を洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム等を張るなど工夫する。 （削除） （2）各種協力団体 炊き出しを実施するに当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする また、食物アレルギーに対する配慮を行うため、専門知識を持つ管理栄養士等の協力応援を促進する。	③、④
106	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供給	—	③ 実施責任者 ア 区本部総務班長は、班の職員の中から実施責任者（炊き出しが指定避難所の給食施設を利用して実施されるときは、その指定避難所の管理責任者）等を選任し、炊き出し場所に派遣・駐在させる。 イ 実施責任者の任務は、おおむね次のとおりである。 a 各種協力団体の協力の確保 b 被災者に対する適正な食品の給与 c 一時縁故先に避難する者に対する食品の給与 d 炊き出し関係諸帳簿の整備 e 災害対策本部又は救助本部への報告等 ④ 食品衛生及び保健指導 保健所は、必要に応じ栄養に関する助言を行うとともに、炊き出し場所での乳幼児等の栄養指導及び食品の衛生指導を行う。	（削除）	③
107	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供	200	7 食品の給与に係る費用・期間等の措置方法 岡山市災害救助条例に定める単価等の範囲内で実施する。	7 食品の給与に係る費用・期間等の措置方法 ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
108	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第3節 食料の供	200	<p>8 帳簿の整備 [市] 各区本部（総務班）は、次の書類・帳簿等を作成し、保管するとともに必要により総括事務本部（物資係）にその写しを送付する。</p> <p>① 被災者用応急米使用状況表（様式第14号） ② 救助作業者及び緊急復旧作業従事者用応急米使用状況表（様式第15号） ③ 被災者に対する米穀配給状況表（様式第16号） ④ 炊出し受給者名簿（様式第17号） ⑤ 食糧品現品給与簿（様式第18号） ⑥ 食品給与物品受払簿（様式第19号） ⑦ 炊出し（食品給与）物品借用書（様式第20号） ⑧ 炊出し（食品給与）協力者・奉仕団名簿（様式第21号）</p> <p>《参照》 ○必要物資の備蓄及び調達等（資料編） ○炊き出し施設（資料編）</p>	<p>8 帳簿の整備 [市] 各区本部（総務班）等の関係各部班は、食品の給与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p> <p>（削除）</p>	②、③
109	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第4節 飲料水の供給	201	<p>2 実施機関等 (1) 飲料水の供給は、水道部（給水対策班）が市本部（物資係）、各区本部（総務班）等、関係各部班と緊密な連携をとり実施する。 (2) 市の機関のみでは飲料水の供給の実施が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会、大都市水道局災害相互応援の応援幹事都市、県備前地方本部・隣接市町村及び自衛隊へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。</p>	<p>第2項 関係機関の役割 飲料水の供給は、水道部（給水対策班）総括事務本部（物資係）、各区本部（総務班）等、関係各部班と緊密な連携をとり実施する。</p> <p>（削除）</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由																																																																		
	部・章・節	頁	旧	新																																																																			
110	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第4節 飲料水の供給	201	<p>3 給水対象者 (略) (新設)</p>	<p>1 給水対象者 (略)</p> <p>2 本市の備蓄する飲料水の提供 [市] ①避難所運営職員（以下この節において「指定職員」という。）は、分散備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。 ② 指定職員は、各指定避難所の分散備蓄飲料水では不足が生じる場合は、不足する量を区本部（総務班）に報告する。 ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④ 総括事務本部（物資係）は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで飲料水の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。</p> <p>3 備蓄で不足する場合の飲料水の調達 [市] ① 区本部（総務班）は不足する飲料水の量をとりまとめ、総括事務所本部（物資係）に報告する。 ② 総括事務所本部（物資係）は、物資供給の協定事業者に対し、必要な飲料水の調達・配送を依頼する。</p> <p>4 救援物資の調達 [市] ① 総括事務本部（物資係）は、不足する飲料水を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に必要な飲料水の量を報告し、救援を依頼する。 ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設の管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。 ③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。</p>	②																																																																		
111	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第4節 飲料水の供給	202	<p>4 飲料水の確保 (1) 水源の確保 ① 浄水対策班は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。 ア 上水道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>1日最大供給量</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>1日最大供給量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三野浄水場</td> <td>北区三野一丁目2-1</td> <td>191,000 m³</td> <td>紙工浄水場</td> <td>北区御津紙工2605-2</td> <td>500 m³</td> </tr> <tr> <td>旭東浄水場</td> <td>北区今在家462-4</td> <td>52,000</td> <td>宇垣浄水場</td> <td>北区御津宇垣642-25</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>山浦浄水場</td> <td>北区祇園824-1</td> <td>20,000</td> <td>川口浄水場</td> <td>北区建部町川口209</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>牟佐浄水場</td> <td>北区牟佐1513</td> <td>5,000</td> <td>大内浄水場</td> <td>東区瀬戸町大内1820</td> <td>17,575</td> </tr> <tr> <td>矢原浄水場</td> <td>北区御津矢原580</td> <td>5,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量	三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	紙工浄水場	北区御津紙工2605-2	500 m³	旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	500	山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100	牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	17,575	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800				<p>5 飲料水の確保 (1) 水源の確保 ① 浄水対策班は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。 ア 上水道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>1日最大供給量</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>1日最大供給量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三野浄水場</td> <td>北区三野一丁目2-1</td> <td>191,000 m³</td> <td>矢原浄水場</td> <td>北区御津矢原580</td> <td>5,800 m³</td> </tr> <tr> <td>旭東浄水場</td> <td>北区今在家462-4</td> <td>52,000</td> <td>宇垣浄水場</td> <td>北区御津宇垣642-25</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>山浦浄水場</td> <td>北区祇園824-1</td> <td>20,000</td> <td>川口浄水場</td> <td>北区建部町川口209</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>牟佐浄水場</td> <td>北区牟佐1513</td> <td>5,000</td> <td>大内浄水場</td> <td>東区瀬戸町大内1820</td> <td>14,913</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量	三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³	旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000	山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100	牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	14,913	③
施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量																																																																		
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	紙工浄水場	北区御津紙工2605-2	500 m³																																																																		
旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	500																																																																		
山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100																																																																		
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	17,575																																																																		
矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800																																																																					
施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量																																																																		
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³																																																																		
旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000																																																																		
山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100																																																																		
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	14,913																																																																		

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
112	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第4節 飲料水の供給	204	<p>10 帳簿の整備 水道部長は、次の書類・帳簿等を作成し保管するとともに、飲料水の供給状況を県備前地方本部に報告する。 なお、必要によりその写しを保健福祉総務班に送付する。</p> <p>(1) 飲料水供給記録簿（様式第22号） (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用資材受払簿（様式第23号） (3) 給水用機械器具修繕簿（様式第24号）</p>	<p>11 帳簿の整備 〔市〕 水道部長等の関係各部班は、飲料水の供給の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。</p>	②
113	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	205	<p>3 給与又は貸与の対象者及び対象品目 (略) (新設)</p>	<p>第2項 関係機関の役割 (削除) 生活必需品等の給与又は貸与は、総括事務本部（物資係）、保健福祉部（福祉救護班）、岡山っ子育て部（児童救護1班、2班）、各区本部（総務班、福祉事務所班）等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。</p> <p>第3項 実施内容</p> <p>1 給与又は貸与の対象者及び対象品目 (略)</p> <p>2 本市の備蓄する生活必需品等の供給 〔市〕 ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している生活必需品等を避難者に供給する。 ② 各指定避難所の生活必需品等では不足が生じる場合は、不足する生活必需品等の品目・量を区本部（総務班）に報告する。 ③ 区本部（総務班）は、その内容をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ④ 総括事務本部（物資係）は、物資係員及び物資配送の受託業者に対し、他の避難所または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで生活必需品等の配送を指示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。 ⑤ 岡山市が備蓄している生活必需品等は、哺乳瓶、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、毛布、ボックストイレ、ボックストイレ簡易テント、排便収納袋、トイレトペーパー等である。</p> <p>3 備蓄で不足する場合の生活必需品等の調達 〔市〕 ① 区本部（総務班）は不足する生活必需品等の品目・量をとりまとめ、総括事務本部（物資係）に報告する。 ② 総括事務本部（物資係）は、物資供給協定締結事業者に対し、必要な物資の品目・量の調達・配送を依頼する。 ③ 緊急を要する場合、福祉援護班は日赤県支部に対し、備蓄する生活必需品等の交付について申請するものとする。</p> <p>4 救援物資の調達 〔市〕 ① 総括事務本部（物資係）は、不足する生活必需品等を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に必要な品目・量を報告し、救援を依頼する。 ② 総括事務本部（物資係）は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。 ③ 総括事務本部（物資係）は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの必要物資、量を指示する。</p>	②



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
114	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	-	<p>5 生活必需品等の調達</p> <p>(1) 福祉事務所は、被害状況・罹災人員・世帯別構成員等を十分調査し、「世帯構成員別被害状況（様式第26号）」等により配分計画をまとめ、必要な品目及び数量を決定する。</p> <p>(2) 災害発生時の混乱した際に正確な被害状況・罹災人員・世帯別構成員等を把握することが困難で、緊急に生活必需品等を手配しなければならないときは、岡山市の平均世帯構成員により算出する。</p> <p>(3) 生活必需品等の購入計画は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮して速やかに決定し、購入を必要とする生活必需品等は、財務班が経済総務班と連携をとり、指名業者等から速やかに調達する。</p> <p>(4) 緊急を要する場合、福祉援護班は日赤県支部に対し、備蓄する生活必需品等の交付について申請するものとする。</p>	(削除)	③
115	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	-	<p>6 生活必需品等の輸送</p> <p>[市]</p> <p>(1) 通常の方法による輸送が可能な場合は、指名業者等調達先に配分計画による品目・数量及び避難所・区役所・支所・地域センター等、納入場所を指示して輸送する。</p> <p>(2) 上記により難しい場合又は備蓄物資の輸送は、市有車両によって行うが、市有車両及び要員が不足する場合は、一般社団法人岡山県トラック協会岡山支部に要請し、輸送力の確保を図る。</p> <p>(3) 孤立した集落への輸送は、漁業組合等から舟艇を借り上げ又は岡山市消防ヘリコプターでの輸送若しくは県・県警察・自衛隊等へ、ヘリコプターの派遣を要請して実施する。</p>	(削除)	③
116	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	207	<p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 市は、自ら生活必需品等の給与し、又は貸与の実施が困難な場合は、隣接市町村又は県備前地方本部へ、生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等の確保について応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>(4) 応援の要請を受けた機関は、これを積極的に協力する。</p>	<p>5 応援協力関係</p> <p>[市]</p> <p>①自ら生活必需品等を給与し、又は貸与の実施が困難な場合は、隣接市町村又は県(削除)へ、生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等の確保について応援を要請する。</p> <p>[県]</p> <p>①自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。</p> <p>②市(削除)の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>(削除)</p>	③
117	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	207	<p>7 生活必需品等の配分</p> <p>(1) 福祉事務所及び福祉救護班は、あらかじめ指定した配分場所（避難所・区役所・支所・地域センター等）において、「救助用物資割当台帳（様式第29号）」により、被災者に配分する。</p> <p>(2) 配分に当たっては、住家の被害別・世帯人員・世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。</p> <p>(3) 配分場所において給与できなかつた世帯等については、職員が個別巡回し又は町内会・自主防災組織等の協力を得て配分する。</p> <p>(4) 配分した生活必需品等については、被災者又は受領者から、「物資給与及び受領書（様式第30号）」を徴するものとする。</p>	<p>6 生活必需品等の配分</p> <p>[市]</p> <p>① 総括事務本部（物資係）、福祉事務所及び福祉救護班は、あらかじめ指定した配分場所（避難所・区役所・支所・地域センター等）において、被災者に配分する。</p> <p>② 配分に当たっては、住家の被害別・世帯人員・世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。</p> <p>③ 配分場所において給与できなかつた世帯等については、職員が個別巡回し又は町内会・自主防災組織等の協力を得て配分する。</p> <p>(削除)</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
118	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	207	9 帳簿の整備 [市] 保健福祉部（福祉援護班）、岡山っ子育て部（児童救護1班、2班）、各区本部（総務班、福祉事務所班）は、生活必需品等の給与又は貸与に関して、次の書類・帳簿等を作成し、総括事務本部（物資係）にその写しを送付する。 <u>(1) 世帯構成員別被害状況（様式第26号）</u> <u>(2) 物資購入（配分）計画表（様式第27号）</u> <u>(3) 救助用物資引継書（様式第28号）</u> <u>(4) 救助用物資割当台帳（様式第29号）</u> <u>(5) 物資給与及び受領書（様式第30号）</u> <u>(6) 救助用物資受払簿（様式第31号）</u>	8 帳簿の整備 [市] 保健福祉部（福祉援護班）、岡山っ子育て部（児童救護1班、2班）、各区本部（総務班、福祉事務所班）等の関係各部班は、生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。 <u>(削除)</u>	③
119	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第6節 医療・助産	208	3 実施体制等  岡山市保健医療救護本部には、総務チーム、医療救護チーム及び保健・衛生チームを設けるとともに、医療救護班の派遣調整等を行う岡山市災害医療対策会議を設置する。なお、岡山市災害医療対策本部には、岡山県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請する。	第3項裏施内容 1 実施体制等 [市・日赤県支部・医療機関] 岡山市保健医療救護本部には、総務チーム、医療救護チーム及び保健・衛生チームを設けるとともに、医療救護班の派遣調整等を行う岡山市災害医療対策会議を設置する。なお、岡山市災害医療対策会議には、岡山県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請する。	③
120	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第6節 医療・助産	209	6 医療救護の実施 (1) 医療救護班の派遣要請  ① 市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。 ② 災害の規模により、前記①の方法によっては十分な医療救護ができない場合、日赤に救護班の派遣を要請する。（なお、日赤救護班はその使命により独自に出動する場合がある。）	4 医療救護の実施 (1) 医療救護班の派遣要請 [市（削除）] ① 市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。 ② 災害の規模により、 <u>(削除)</u> 十分な医療救護ができない場合、日赤に救護班の派遣を要請する。（なお、日赤救護班はその使命により独自に出動する場合がある。）	③
121	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第6節 医療・助産	214	12 帳簿の整備 <u>医療救護の実施に関しては、次の諸帳簿を作成し保管する。</u> <u>(1) 病院・診療所医療実施状況記録（様式第48号）</u> <u>(2) 医薬品・衛生材料受払簿（様式第49号）</u> <u>(3) 助産台帳（様式第50号）</u> <u>(4) 医療・助産関係支出証拠書類</u>	10 帳簿の整備 関係各部班は、医療救護の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
122	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第6節医療・助産	215	<p>13 応援協力関係 (1) 災害医療救護体制の整備 (略)</p> <p>オ 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等にD H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。</p>	<p>11 応援協力関係 [市・県] (1) 災害医療救護体制の整備</p> <p>災害発生時における医療救護を、的確かつ円滑に実施するため、防災関係機関の実務の責任者同士が緊密な連携を維持し、災害医療救護体制の整備を図る。</p> <p>①市は、当該市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>②県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市等に応援をするよう指示する。</p> <p>③県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。</p> <p>④県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。</p> <p>⑤県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。</p> <p>⑥医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。（削除）</p>	①
123	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第7節遺体の捜索・収容・埋葬等	217	<p>2 実施機関等 (1) 遺体の捜索は消防部（各消防署班）及び各区本部（福祉事務所班）が、遺体の処理は総括事務本部（遺体取扱係）、各区本部（総務班、支所班、福祉事務所班）及び保健福祉部（保健所班）が、埋火葬等は市民生活部（生活安全班）及び区本部（総務班）が、それぞれ緊密な連携をとり実施する。</p>	<p>【主な実施内容】 (1) 遺体の捜索等 遺体の捜索は県警察、消防部（各消防署班）及び各区本部（福祉事務所班）が、遺体の処理は総括事務本部（遺体取扱係）、各区本部（総務班、支所班、福祉事務所班）及び保健福祉部（保健所班）が、埋火葬等は市民生活部（生活安全班）及び区本部（総務班）が、それぞれ緊密な連携をとり実施する。</p>	③
124	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第7節遺体の捜索・収容・埋葬等	220	<p>7 応援協力関係 (1) 市の機関のみでは、遺体の捜索、収容及び埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜査、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。 (新設)</p> <p>(2) 県は、市の実施する遺体の捜査、収容、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援をするよう指示する。</p> <p>(3) 玉野海上保安部は、遺体の捜索が困難な場合は、市や県へ遺体の捜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。</p> <p>(4) 県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。 また、市は災害救助法が適用された災害が発生したとき、市からの要請により、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。</p> <p>(5) 応援の要請をうけた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>5 応援協力関係 [市] (1)市の機関のみでは、遺体の捜索、収容及び埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜査、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</p> <p>②災害救助法が適用された災害が発生したとき、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。 [県・海上保安庁] ①県は、市の実施する遺体の捜査、収容、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援をするよう指示する。</p> <p>②玉野海上保安部は、遺体の捜索が困難な場合は、市や県へ遺体の捜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。</p> <p>③県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。（削除） (削除)</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
125	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第7節遺体の搜索・収容・埋葬等	220	8 帳簿の整備 関係各班は、次の書類・帳簿等を作成し保管する。 (1) 遺体搜索状況記録簿（様式第51号） (2) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿（様式第52号） (3) 遺体搜索用機械器具修繕簿（様式第53号） (4) 遺体処理台帳（様式第54号） (5) 埋葬台帳（様式第55号） 《参照》 ○墓地等（資料編）	6 帳簿の整備 〔市〕 関係各班は、遺体の搜索・収容・埋火葬等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
126	第3部災害応急対策計画 第8章 輸送	221	第3部災害応急対策計画 第8章 輸送	第3部災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	③
127	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	221	2 実施機関等 (1) 輸送活動は、各班が所管する業務の遂行に際して、その部班が保有し又は直ちに調達できる車両・船艇等により実施する。 (2) 重症患者等の後方医療施設への輸送は、消防部の救急車により実施する。 (3) 市の機関のみでは、輸送活動の円滑な実施が困難な場合又は輸送対策上、出発地で車両等を確保することが効率的な場合は、日本通運株式会社（岡山支店）、一般社団法人岡山県トラック協会岡山支部・岡山県バス協会・他市町村及び県本部へ輸送活動の実施又はこれに要する要員及び車両等につき応援を要請する。	第2項 関係機関の役割の例 輸送活動は、各班が所管する業務の遂行に際して、その部班が保有し又は直ちに調達できる車両・船艇等により実施する。 (削除)	③
128	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	222	(1) 緊急通行車両の確認手続き ① 緊急通行車両確認手続きの対象 (略) ア 地域防災計画等に基づき、災害応急対策に使用される計画がある車両 災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定されている次の事項について、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために行う災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。	2 緊急通行車両の確認手続き (1) 緊急通行車両の確認手続き 1) 緊急通行車両確認手続きの対象 (略) ア (削除) 地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定されている次の事項について、(削除) 災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。	③
129	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	223	イ 指定行政機関等が保有し又は調達する車両 指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・地方公共団体の長・指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し若しくは、指定行政機関等との契約等により常時、指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。	イ 指定行政機関等が保有し又は調達する車両 指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・地方公共団体の長・指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し若しくは、(削除) 指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。	③
130	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	225	7 報告及び帳簿の整備 (1) 報告 災害救助法及び岡山市災害救助条例に基づく輸送を実施したときは、各班長は、日時・輸送内容等を危機管理班に報告する。 (2) 整備すべき帳簿 ① 車両等使用書（様式第62号） ② 輸送記録簿（様式第63号） ③ 燃料等受払簿（様式第64号） ④ 修繕費支払簿（様式第65号）	4 帳簿の整備 〔市〕 関係各班は、災害救助法及び岡山市災害救助条例による輸送に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
131	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第8節 輸送	225	<del>④関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、（略） ⑤市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は（略）</del>	5 応援協力関係 〔市〕 自動車及び船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保についての応援を要請する。 〔県〕 自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。 （削除）	③
132	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第9節 住まいの確保	226	1 方針 災害により住家が滅失又は破損し、居住することができなくなった世帯に対し、住宅の供与あるいは応急修理等を実施して、被災者の住まいの確保をするため、その方法について定めるものとする。 （追記）	第1項 方針 災害により住家が滅失又は破損し、居住することができなくなった世帯に対し、住宅の供与あるいは応急修理等を実施して、被災者の住まいの確保をするため、その方法について定めるものとする。 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。	①
133	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第9節 住まいの確保	229	（新設）	6 応急仮設住宅の供与等に係る費用・期間等の措置方法 ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。	③
134	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第9節 住まいの確保	229	8 帳簿の整備 次の書類・帳簿等を作成し保管する。 （1）公営住宅等の供与に関する記録 ① 公営住宅等への入居者台帳 ② 公営住宅等の供与に関する目的外使用許可申請書その他関係書類 （2）応急仮設住宅の供与に関する記録 ① 応急仮設住宅入居者台帳またはこれに準ずるもの ② 応急仮設住宅の供与に関する各契約書その他関係書類 （3）被災した住宅の応急修理に関する記録 ① 被災した住宅の応急修理記録簿またはこれに準ずるもの ② 被災した住宅の応急修理請負契約書その他関係書類	7 帳簿の整備 〔市〕 関係各部署は、応急仮設住宅の供与等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
135	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第9節 住まいの確保	229	（新設）	8 利子補給に係る市支援の検討 被災した住宅の復旧のための資金の融通を受けた被災者に対し、その一部を市が利子補給する制度で、災害ごとに補給制度の創設について検討する。	③
136	第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の救助保護 第10節 障害物除去	230	〔主な実施内容〕 ①障害物の除去は（略） ③国及び県が管理する（略） ④電柱・架線・看板（略） ⑤市及び要請機関のみでは（略）	第2項 関係機関の役割の例 （削除）	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
137	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第10節 障害物除去	230	3 住宅関係障害物の除去 (3) 実施 ① 市有の車両・機械器具を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ② 必要と認めるときは、(追加) 関係機関 (追加) との協定等に基づき実施する。 (略)	1 住宅関係障害物の除去 (3) 実施 ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき実施する。 (略)	③
138	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第10節 障害物除去	230	4 道路関係障害物の除去 (2) 実施 ① 市有の車両・機械器具を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ② 必要と認めるときは、(追加) 関係機関 (追加) との協定等に基づき、請負により実施する。 (3) 障害物除去の優先道路順位 災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、(追加) 次の順位を基準として実施する。 (略)	2 道路関係障害物の除去 (2) 実施 ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。 ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき、請負により実施する。 (3) 障害物除去の優先道路順位 災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、まずは人命に関わる避難路の確保を最優先として、次の順位を基準に実施する。 (略)	③
139	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第10節 障害物除去	231	(新設) 7 帳簿の整備 関係各班は、次の書類・帳簿を作成し保管する。 (1) 救助日報 (様式第25号) (2) 障害物除去該当世帯調 (様式第36号) (3) 障害物除去の状況記録簿 (様式第37号) (4) 障害物除去に関するその他関係書類	5 障害物の除去に係る費用・期間等の措置方法 ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。 ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。 6 帳簿の整備 〔市〕 関係各班は、障害物の除去の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
140	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策		第2項 関係機関の役割の例 〔主な実施内容〕 学校等の応急教育及び学校等の応急復旧等は教育部が実施する。 (略)	(削除)	③
141	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	232	3 学校等の管理・運営  (4) 教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。  (1) 幼稚園長及び学校長 (以下「校長等」という。) は、学校等の措置について迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。 (2) 校長等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、気象予報・警報等、災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。 (3) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。 (4) 教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。 (5) 校長等は、学校等が指定避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。	1 学校等の管理・運営 〔市〕 ①教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。 〔学校管理者 教職員等〕 ①幼稚園長及び学校長 (以下「校長等」という。) は、学校等の措置について迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。 ②校長等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、気象予報・警報等、災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。 ③災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。 ④校長等は、学校等が指定避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
142	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	233	4 児童生徒の安全措置 (略) (新設)	2 児童生徒の安全措置 〔市〕 (略) (3) 心のケアの実施 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。	①
143	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	234	6 学用品・授業料に関する措置 (1) 学用品の給与 ④ 帳簿の整備及び報告 教育部長は、次の書類・帳簿等を作成し、保管するとともに必要により、その写しを危機管理班に送付する。 ア 学用品の給与状況（様式第56号） イ 災害救助法適用地域における教科書の補給完了に伴う報告要領 小・中（様式第57号） ウ 学用品引継書（様式第58号） エ 学用品割当台帳（様式第59号） オ 学用品給与券（様式第60号） カ 学用品受払簿（様式第61号）	4 学用品・授業料に関する措置 〔市・学校管理者・教職員等〕 (1) 学用品の給与 4) 帳簿の整備 教育部は、学用品の供与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。	③
144	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	234	6 学用品・授業料等に関する措置 (2) 授業料等の減免等 (略) ② 校長等は（追記）、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、育英資金の貸与を希望する生徒に対して所要の措置をとる。	4 学用品・授業料に関する措置 (2) 授業料等の減免等 (略) ② 校長等と連携のうえ、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、育英資金の貸与を希望する生徒に対して、所要の措置をとる。	③
145	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	235	(新設)	7 疎開児童生徒等への対応 〔学校管理者 教職員等〕 ①校長は、市と協議した内容について指定避難所等に告示板等を設ける等、教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。 〔市〕 ①市は、県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。	③
146	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	235	(新設)	8 学校の再開 〔学校管理者 教職員等〕 ①校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。 〔市〕 ②市は、県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。 ア 施設の診断及び他施設との調整 イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡 ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を、災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。 エ 問い合わせ窓口の設置	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
147	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第11節文教災害対策	236	10 文化財 (3) 避難 文化財建造物・記念物等で強い地震等にあった場合（追記）、余震等による文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。	10文化財 (3) 避難 風水害（削除）等による文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。	③
148	第3部災害応急対策計画 第7章 道路交通規制	238	第7章 道路交通規制 3 輸送順位 輸送を行うにあたり、順位を設けて実施する必要がある場合は、地域住民の生命の安全を確保するための輸送及び災害の拡大防止のために必要な輸送を優先して行い、おおむね次の順位によるものとする。 (1) 人員 ①被災者②避難者③災害応急対策要員（職員・消防団員）  (2) 物資 ①医薬品・医療器材等 ②食料及び飲料水 ③衣料品等生活必需物資 ④災害応急復旧用資機材 ⑤車両用燃料	第7章 道路交通規制 第3項 実施内容 (略) 2 輸送順位 輸送を行うにあたり、順位を設けて実施する必要がある場合は、地域住民の生命の安全を確保するための輸送及び災害の拡大防止のために必要な輸送を優先して行い、おおむね次の順位によるものとする。 (1) 人員 ①被災者②避難者③災害応急対策要員（職員・消防団員）  (2) 物資 ①医薬品・医療器材等 ②食料及び飲料水 ③衣料品等生活必需物資 ④災害応急復旧用資機材 ⑤車両用燃料	③
149	第3部災害応急対策計画 第7章 道路交通規制	239	4 交通規制 (2) 道路管理者による交通規制  災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を行う場合、県警察と協議して、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。 また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 国（国土交通大臣）は、道路管理者である県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	3 交通規制 (2) 道路管理者による交通規制 [市・県] 災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を行う場合、県警察と協議して、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。 また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、（削除）緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 [中国地方整備局] （削除） （削除）県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	①
150	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	241	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	第3部災害応急対策計画 第8章保健衛生	③
151	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	241	2 実施機関等 (1) 保健活動及び予防措置は、保健福祉部が実施する。ただし、避難所における感染症対策については、危機管理部、指定職員、施設管理者、指定管理者及び市民などが一体となって実施する。 (2) 保健活動及び予防措置の効果的な実施を図るため、保健福祉部は、関係部及び県備前地方本部・岡医連・市医師会・日赤県支部等へ、その実施について協力を要請する。 (3) 予防措置を実施するため、必要に応じて（一般社団法人）岡山県ペストコントロール協会に協力を要請する。	第2項 関係機関の役割の例 (削除)	③
152	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	242	5 予防措置の実施 (略) (3) そ族・昆虫の駆除 そ族・昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を調査し、期間を定めて駆除する。なお、災害の状況により必要と認める場合は、駆除専門業者へ委託して実施する。	3 予防措置の実施 [市] (略) (3) ねずみ・昆虫の駆除 ねずみ・昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を調査し、期間を定めて駆除する。なお、災害の状況により必要と認める場合は、駆除専門業者へ委託して実施する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
153	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	242	<p>5 予防措置の実施</p> <p>(4) 指定避難所における感染症対策</p> <p>① 指定避難所の過密状態防止</p> <p>ア 市民に対してハザードマップ等で安全を確認したうえで親族・友人宅への避難や、自宅での垂直避難を検討することを周知・啓発する。</p> <p>イ 避難情報が発令された区域内に加え隣接する地域の指定避難所を開設する。</p> <p>ウ 避難者同士の間隔を1メートル程度確保する。</p> <p>エ 大雨時に浸水被害想定のない指定避難所での車中泊避難場所を確保する。</p> <p>オ ホテルや旅館等を活用する。</p> <p>② 指定避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底</p> <p>定期的な体温測定や清掃、消毒等感染症予防対策を周知・啓発する。</p> <p>③ 避難者自身に感染予防・感染症拡大防止措置を行ってもらうための周知・啓発</p> <p>ア 市民に対して、個人で必要なマスク、除菌シート、体温計、ゴム手袋、食料等を持参することを周知・啓発する。</p> <p>イ 咳をする時は、ハンカチ等で口を押える咳エチケットを周知・啓発する。</p> <p>④ 予防対策品の配備</p> <p>予防対策用品を配備する。(マスク・消毒液・非接触体温計・ベッド・パーティション等)</p> <p>⑤ 体調不良の避難者への適切な対応</p> <p>発熱や咳のある避難者のための専用スペース(居室・トイレ)を確保する。</p>	<p>3 予防措置の実施</p> <p>(4) 指定避難所における感染症対策</p> <p>指定難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の調査、防疫活動を実施する。(削除)</p>	③
154	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第8節保健衛生	243	<p>7 被災ペットの保護</p> <p>県、市は連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。</p> <p>(略)</p>	<p>5 被災ペットの保護</p> <p>[市]</p> <p>県と、(削除)連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。</p> <p>(略)</p>	③
155	第3部 災害応急対策計画 第8章 保健衛生	243	<p>8 帳簿の整備</p> <p>保健福祉部長は、防疫及び保健衛生の実施に関して、次の書類を作成し保管する。</p> <p>(1) 被害状況報告書(様式第38号)</p> <p>(2) 感染症予防活動状況報告書(様式第39号)</p> <p>(3) 災害防疫経費所要額調(様式第40号)</p> <p>《参照》</p> <p>○清掃防疫施設・設備等(資料編)</p>	<p>6 帳簿の整備</p> <p>[市]</p> <p>保健福祉部は、防疫及び保健衛生の実施に係る書類を作成し保管する。</p> <p>《参照》</p> <p>○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 10清掃防疫施設・設備等</p>	③
156	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第9節清掃	244	<p>第3編災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第9節清掃</p>	<p>第3部災害応急対策計画 第9章清掃</p>	③
157	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第9節清掃	244	<p>1 方針</p> <p>災害により被災地から排出された、ごみ及びし尿等を、速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図るため、国の災害廃棄物対策指針に基づいて災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、岡山市における被災想定調査の結果を踏まえ、具体的に示すものとする。</p>	<p>第1項 方針</p> <p>災害により被災地から排出された、ごみ及びし尿等を、速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図るため、国の災害廃棄物対策指針に基づいて災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、(削除)示すものとする。</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
158	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第9節清掃	244	第2項 関係機関の役割の例 〔主な実施内容〕 ①被災地の清掃業務、環境部が実施する。 ②市の機関のみでは清掃の実施が困難な場合、（略）	第2項 関係機関の役割の例 （削除）	③
159	第3部災害応急対策計画 第5章被災者の救助保護 第9節清掃	245	4 し尿処理 （略） （3） 仮設トイレの設置 し尿収集の遅延等により、被災地域の住民がトイレを使用できない場合は、仮設トイレ等の設置について配慮するものとする。	2 し尿処理 （略） （3） 仮設トイレの整備 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること（削除）等により、被災地域の住民がトイレを使用できない場合は、仮設トイレ等を整備できるように、建設事業者やレンタル事業者等と協力体制を整えておく。	③
160	第3部災害応急対策計画 第9章清掃	246	5 応援協力関係 （新設） （1） 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 （2） 市は、相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。 （新設） （3） 県は、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害等発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整をおこなう。 （4） 県は、市町村から廃棄物の処理に関し、要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する。 （5） ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	3 応援協力関係 〔市〕 ①災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、Webサイトで公開する等、周知に努める。 ②相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。 ③災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。 ④ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 ⑤大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、（削除）平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 〔県〕 ①市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害等発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整をおこなう。 ② 市町村から廃棄物の処理に関し、要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する	①
161	第3部災害応急対策計画 第10章ライフライン（電気・通信・ガス・上下水道等）の機能確保 第1節 電気	247	（3） 応援協力関係 〔中国電力ネットワーク株式会社〕 他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。 （3） 応援協力関係 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。	4 応援協力関係 〔中国電力ネットワーク株式会社〕 他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。 （削除）	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
162	第3部災害応急対策計画 第10章ライフライン（電気・通信・ガス・上下水道等）の機能確保 第2節 ガス	249	<p>(3) 応援及び協力</p> <p>① ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料・資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震・洪水等、非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。</p> <p>② 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>4 応援及び協力 【ガス事業者】 (削除) 応急工事の実施が困難な場合又は原料・資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震・洪水等、非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。 (削除)</p>	③
163	第3部災害応急対策計画 第10章ライフライン（電気・通信・ガス・上下水道等）の機能確保 第6節下水道	254	<p>7 下水道 (1) 実施責任者 下水道河川部</p> <p>(2) 実施内容 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>第6節下水道 第1項関係機関 ・市（情報収集係・統括係・庶務係・市長公室部・下水道河川部）</p> <p>第2項実施内容 1 施設の応急復旧 【市】 ① 災害の発生に際しては、「岡山市下水道事業業務計画（BCP）」に基づき、まず施設の緊急点検・調査を行い、状況に応じて緊急措置を講ずること、公衆衛生の確保に努める。 ② その後、応急復旧に必要な調査を行い復旧作業を行う。</p> <p>2 汚水溢水の回避措置 【市】 処理場、中継ポンプ場や管さよに重大な支障があると確認された場合、対象施設の下水集水エリアにおける下水道の使用制限を行う。</p> <p>3 災害広報 【市】 下水道の使用制限を行った場合は、使用制限範囲等の被害状況や復旧見込等について、Webサイト及びSNS等を通じて住民などに周知する。</p> <p>4 応援要請 【市】 緊急対応や応急復旧等が自己の力で処理し得ないと判断された場合は、「大規模災害時受援計画」に基づき、岡山市測量設計業協会や日本下水道事業団など、下水道河川局が災害時に協定を締結している団体に支援を要請する。</p>	②

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
164	第3部災害応急対策計画 第12章雪害対策	—	<p>第12章雪害対策</p> <p>1 方針</p> <p>豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。</p> <p>2 実施責任者</p> <p>市（都市整備局、区役所） 中国地方整備局（岡山国道事務所） 西日本高速道路株式会社（中国支社） 県（土木部） 県警察</p> <p>3 実施内容</p> <p>（1）雪崩災害の防止活動</p> <p>市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。 また、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。</p> <p>（2）情報の伝達</p> <p>市及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び市、県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ</p> <p>（3）道路交通の確保</p> <p>冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。 豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。 特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。 また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。</p> <p>（4）除雪体制等の整備</p> <p>熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</p> <p>（5）雪崩災害発生後の活動</p> <p>雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。 また、市が応援の要請を受けた場合には、これに積極的に協力する。</p>	(削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
165	第3部災害応急対策計画 第1章 応急対策 第1節 応急	258	<p>(1) 水防活動</p> <p>① 水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>② 県知事から指定された指定水防管理団体たる水防管理者市長は、気象警報及び水防警報等が発表され水防上必要があると認めるときは、県及び市が定めた水防計画の基準により防災担当職員、防災関係機関等の出動準備又は出動指示を行い水防体制の万全を図る。</p> <p>③ 監視及び警戒</p> <p>水防管理者は、気象警報等が発表された段階から水防区域の監視及びパトロールを行い異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者並びに県へ通報する。</p> <p>また、ため池管理者及び下水道管理者等も同様とする。</p>	<p>1 水防活動</p> <p>(1) 水防活動</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>(削除) 気象警報及び水防警報等が発表され水防上必要があると認めるときは、県及び市が定めた水防計画の基準により防災担当職員、防災関係機関等の出動準備又は出動指示を行い水防体制の万全を図る。</p> <p>(2) 監視及び警戒</p> <p>[市]</p> <p>(削除) 気象警報等が発表された段階から水防区域の監視及びパトロールを行い、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者並びに県へ通報する。</p> <p>(削除)</p>	③
166	第3部災害応急対策計画 第1章 応急対策 第1節 応急	258	<p>3 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>市は県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。国に対しても、災害対応用機械・資材及び職員の派遣を要請することができる。(追記)</p> <p>また、県は市からの派遣要請等に基づき、災害による被害が激甚な場合、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として県が組織する「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>また、水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</p> <p>※地域防災計画は災害対策基本法で定め、一方、岡山市水防計画は水防法で定めているが、本市における防災組織等は一元化した対応を実施することから、地域防災計画の部門計画として(追記)水防計画を位置付けている。</p>	<p>3 応援協力関係</p> <p>[市]</p> <p>(略)</p> <p>(削除) 県に対しては、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。国に対しても、災害対応用機械・資材及び職員の派遣を要請することができる。その際、県が組織する「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の関係者で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</p> <p>[県]</p> <p>(削除) 市からの派遣要請等に基づき、災害による被害が激甚な場合、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(削除)</p> <p>※地域防災計画は災害対策基本法で定め、一方、岡山市水防計画は水防法で定めているが、本市における防災組織等は一元化した対応を実施することから、地域防災計画の部門計画として岡山市水防計画を位置付けている。</p>	③
167	第3部災害応急計画 第13章 流木の防止	265	<p>2 貯木場における措置</p> <p>(2) 高潮により、流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水・溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者・占有者が木材を安全な位置に移動し又は周囲に流出防止柵を設置する等、流出防止に努める。</p> <p>(3) 土木班は、必要があると認めるときは、所有者・占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとることを警告・指導する。</p> <p>(1) 民間貯木場の管理者は、当該木材の所有者及び占有者に対し、木材・筏を整理・緊縛させ、混乱・流出の防止を図るほか、貯木場によっては入口に流木止め設備を張り巡らせ又は水門を閉鎖させ、木材・筏の場外への流出を防止する措置を講じさせる。</p>	<p>1 貯木場における措置</p> <p>[市]</p> <p>①高潮により、流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水・溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者・占有者が木材を安全な位置に移動し又は周囲に流出防止柵を設置する等、流出防止に努める。</p> <p>②土木班は、必要があると認めるときは、所有者・占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとることを警告・指導する。</p> <p>[民間貯木場の管理者]</p> <p>(削除) 当該木材の所有者及び占有者に対し、木材・筏を整理・緊縛させ、混乱・流出の防止を図るほか、貯木場によっては入口に流木止め設備を張り巡らせ又は水門を閉鎖させ、木材・筏の場外への流出を防止する措置を講じさせる。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
168	第3部災害応急計画 第13章 流木の防止	265	<p>3 流木に対する措置</p> <p>(3) 河川流域内に漂流する流木等に対し、河川管理者及び区本部土木班は、その所有者が判明している場合は、当該所有者等に直ちに安全な場所に除去させ、また所有者等が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して被害の発生を防止し、若しくはその軽減を図る。</p> <p>(1) 木材の所有者・占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等の措置を講じ、被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 港湾区域内に漂流する流木等に対し、玉野海上保安部及び県備前地方本部は、相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合には、当該所有者に直ちに除去させ、また所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して、船舶運行の安全を図る。</p>	<p>2 流木に対する措置</p> <p>[市・県・中国地方整備局]</p> <p>河川流域内に漂流する流木等に対し、河川管理者及び区本部土木班は、その所有者が判明している場合は、当該所有者等に直ちに安全な場所に除去させ、また所有者等が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して被害の発生を防止し、若しくはその軽減を図る。</p> <p>[木材の所有者・占有者]</p> <p>(削除) 自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等の措置を講じ、被害の軽減を図る。</p> <p>[県・海上保安庁]</p> <p>港湾区域内に漂流する流木等に対し、玉野海上保安部及び県備前地方本部は、相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合には、当該所有者に直ちに除去させ、また所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して、船舶運行の安全を図る。</p>	③
169	第3部災害応急計画 第1章 事故災害応急対策 第1節 道路災害対策	267	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>① 道路構造物の被災等により、大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省及び関係機関に、事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。 (追記)</p> <p>② 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。</p> <p>③ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。</p> <p>④ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局長に速やかに、報告するものとする。</p>	<p>第3項 実施内容</p> <p>1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>[市]</p> <p>①道路構造物の被災等により、大規模な事故が発生した場合、(削除)速やかに国土交通省及び関係機関に、事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況(削除)等を連絡する。 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。</p> <p>②(削除)人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。</p> <p>[県・県警察]</p> <p>①県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。</p> <p>②県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局長に速やかに、報告するものとする。</p>	③
170	第3部災害応急計画 第1章 事故災害応急対策 第1節 道路災害対策	267	<p>(2) 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>① 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため、必要な措置を講じるものとする。 (追記)</p> <p>② 関係機関は、「(追記)第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制を取る。</p>	<p>2 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>[市]</p> <p>①(削除)発災後、速やかに災害拡大防止のため、必要な措置を講じるものとする。 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。</p> <p>②関係機関は、「第3部 第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制を取る。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
171	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節道路災害対策	268	<p>(4) 道路・橋梁等の応急措置</p> <p>① 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から、優先的にその被害の状況に応じて、排土作業・盛土作業・仮舗装作業・障害物の除去・仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。 <u>(追記)</u></p> <p>② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに、応急措置を講じるよう通報する。 <u>(追記)</u></p> <p>③ 道路管理者は、類似の災害の再発生防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。</p> <p>④ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等、必要な措置を講じる。</p>	<p>4 道路・橋梁等の応急措置 [市]</p> <p>①道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から、優先的にその被害の状況に応じて、排土作業・盛土作業・仮舗装作業・障害物の除去・仮橋の設置等の応急工事により、交通の確保を図る。 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。</p> <p>② <u>(削除)</u> 所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに、応急措置を講じるよう通報する。 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社や上下水道・電気・ガス・電話等の道路占有施設設置者も同様とする。</p> <p>③ <u>(削除)</u> 類似の災害の再発生防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。 [県警察]</p> <p>①県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等、必要な措置を講じる。</p>	③
172	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節道路災害対策	268	<p>4 応援協力関係</p> <p>(3) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で、十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。</p>	<p>6 応援協力関係 [市]</p> <p>①応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。</p> <p>②被災車両の撤去について、十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。 [県・県警察]</p> <p>①県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。 県警察は、交通及び地域安全の確保等で、十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。 <u>(削除)</u></p>	③
173	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第2節鉄道災害対策	270	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>① 大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は「第3章 防災活動」第3節 災害情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。</p> <p>② 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。</p> <p>③ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報、及び自ら実施する応急対策の活動状況等を、市及び関係機関に連絡する。</p> <p>④ 県及び公共機関は、関係省庁に応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。</p> <p>⑤ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。</p>	<p>第3項実施内容</p> <p>1 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 [鉄道事業者]</p> <p>①大規模な鉄道事故が発生した場合、<u>(削除)</u>「第3部 第3章 <u>(削除)</u> 第3節 災害情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生や <u>(削除)</u> 応急対策の活動状況 <u>(削除)</u> 等を連絡する。 [市]</p> <p>① <u>(削除)</u> 人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。 [県・県警察]</p> <p>①県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報、県の応急対策の活動状況等を、市及び関係機関に連絡する。</p> <p>②県及び公共機関は、関係省庁に応急対策の活動状況 <u>(削除)</u> 等を連絡する。 <u>(削除)</u></p>	③
174	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第2節鉄道災害対策	271	<p>(3) 救助・救急・医療及び消火活動</p> <p>① 鉄道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に、可能な限り積極的に協力する。</p> <p>② 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。</p> <p>③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ、市民からの協力により必要な資材を確保して効率的な活動を行う。</p> <p>④ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3編第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。</p>	<p>3 救助・救急・医療及び消火活動 [鉄道事業者]</p> <p>①鉄道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に、可能な限り積極的に協力する。 <u>(削除)</u></p> <p>②一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3部 第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
175	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第2節鉄道災害対策	271	(5) 災害復旧活動 鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被害施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。 この場合、可能な限り復旧予定時刻を明確化するよう努める	5 災害復旧活動 〔鉄軌道事業者〕 事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、 <u>（削除）</u> 被害施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。 鉄道事業者は、 <u>所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u> なお、可能な限り復旧予定時刻を明確化するよう努める。	③
176	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第2節鉄道災害対策	271	4 応援協力関係 (1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員・資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員確保について応援を要請し又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。 (2) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 (3) 関係機関は、相互に密接な連携をとる。	6 応援協力関係 〔鉄軌道事業者〕 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員・資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員確保について応援を要請し又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。 <u>（削除）</u>	③
177	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第3節海上災害対策	272	2 実施機関等 (1) 海上流出油及び海上災害が発生した場合、関係各部署は玉野海上保安部と緊密な連携をとり、災害応急対策を実施する。 (2) 玉野海上保安部又は県は、沿岸市町及び県警察と連携協力して、災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ、自衛隊の派遣及び関係機関の協力について要請する。	第2項 関係機関の役割の例 <u>（削除）</u>	③
178	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第3節海上災害対策	273	4 発災原因者（企業体・船舶等）の措置 (略) (5) その他災害の拡大防止を図るため、必要な措置を実施する。	2 発災原因者（企業体・船舶等）の措置 〔発災原因者〕 (略) <u>（削除）</u>	③
179	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第3節海上災害対策	273	5 市の措置 (1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害発生の状況等について周知するとともに、必要と認めるときは、避難準備・高齢者等避難開始・避難の勧告又は避難指示（緊急）の発令を行う。 (2) 警戒区域を設定し、一般住民に対し、火気使用禁止の措置等を講じ又は立入制限・退去等を命令する。 (3) 情報の収集・伝達及び広報活動を行う。 (4) 沿岸漂着油の防除措置・処理を講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視・警戒する。 (5) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上の石油等危険物質の流出防止措置について指導する。 (6) 消防隊を出動させ、玉野海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物質の拡散防止活動を実施する。 なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。 (7) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県・その他防災関係機関に対して応援を要請する。 (8) 負傷者を救出し、医療救護を実施する。	3 市の措置 〔市〕 ①被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害発生の状況等について周知するとともに、必要と認めるときは、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。 ②警戒区域を設定し、一般住民に対し、火気使用禁止の措置等を講じ又は立入制限・退去等を命令する。 <u>（削除）</u> ③沿岸漂着油の防除措置・処理を講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視・警戒する。 ④事故貯油施設の所有者等に対し、海上の石油等危険物質の流出防止措置について指導する。 〔消防機関〕 ①消防隊を出動させ、玉野海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物質の拡散防止活動を実施する。 ②消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。 ③火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県・その他防災関係機関に対して応援を要請する。 ④負傷者を救出し、医療救護を実施する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
180	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第3節海上災害対策	273	<p>6 玉野海上保安部の措置</p> <p>(1) 流出油応急対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>(2) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船舶及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。</p> <p>(3) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等、必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 多数の者の遭難を伴う船舶の爆発・火災・沈没又は大量の危険物質の流出等港の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。</p> <p>また、化学消火薬剤等、必要資機材の確保が困難である場合、県へその確保につき応援を要請する。</p>	<p>4 玉野海上保安部の措置</p> <p><u>〔海上保安庁〕</u></p> <p>①流出油応急対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>② <u>（削除）</u> 巡視船舶及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。</p> <p>③ <u>（削除）</u> 航行の制限又は禁止及び移動命令等、必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>⑦多数の者の遭難を伴う船舶の爆発・火災・沈没又は大量の危険物質の流出等港の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要がある <u>（削除）</u> は、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等、必要資機材の確保が困難である場合、県へその確保につき応援を要請する。</p>	③
181	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第4節航空機事故災害対策	276	<p>4 実施内容</p> <p><u>（1）市の措置</u></p> <p>(略)</p> <p>④ 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じ県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p><u>県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。</u></p> <p>⑤ さらに、<u>（追記）</u> 消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請、及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。</p>	<p>2 各機関の実施内容</p> <p><u>〔市〕</u></p> <p>(略)</p> <p>④災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じ県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。<u>（削除）</u></p> <p>⑤市及び消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請、及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。</p>	③
182	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第4節航空機事故災害対策	277	<p>4 実施内容</p> <p><u>（4）県の措置</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤ 市から、指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあつせんを行う。</p> <p>また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請又は内閣総理大臣に対して、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</p>	<p>2 各機関の実施内容</p> <p><u>〔県〕</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤市からの <u>（削除）</u> 求めにより、関係指定地方行政機関に対して職員派遣のあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請又は内閣総理大臣に対して、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</p>	③
183	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第4節航空機事故災害対策		<p>5 応援協力関係</p> <p><u>その他防災関係機関は、市・県及び空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
184	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第5節因規模な火災対策	279	3 実施内容 (1) 情報収集連絡  大規模な火災が発生した場合、市は火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災の場合、市は直接消防庁へも連絡する。また、合わせて消防長会中国支部（広島市消防局）にも連絡する。  県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。	第3項 実施内容 (1) 情報収集連絡 [市] 大規模な火災が発生した場合、火災の状況・被害の規模（削除）を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災の場合、直接消防庁へも連絡する。また、合わせて消防長会中国支部（広島市消防局）にも連絡する。 [県] (削除) 自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。	③
185	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第5節因規模な火災対策	279	(2) 消火・避難活動  ① 火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。（追記）  ② 大規模な火災が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。  ③ 大規模な火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。	(2) 消火・避難活動 [市] 火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。また、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。 [県] 大規模な火災が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。 (削除)	①
186	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第5節因規模な火災対策	280	4 応援協力関係  (1) 市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。 また、化学消火薬剤等を発災市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。  (2) 県は、大規模な火災の発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。 また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。	2 応援協力関係 [市] 火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。（削除）また、化学消火薬剤等を発災市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。 [県] 大規模な火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。 (略)	③
187	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第5節因規模な火災対策	280	(略) ④ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ、輸送のための船舶の確保と（追記）陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ、輸送のための車両の確保・県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。 ⑤ 火災の規模・被害の状況から、県警察の協力・自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。 (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。	2 応援協力関係 [県] (略) エ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ（削除）船舶の確保を要請し、陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ（削除）車両の確保と県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。 オ 火災の規模・被害の状況から、県警察の協力・自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。 (削除)	③
188	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第6節林野火災対策	281	3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡  ① 大規模な林野火災が発生した場合、市は、火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。 ② 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に、各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。 (新設)	第3項実施内容 1 情報の収集・連絡 [市] ①大規模な林野火災が発生した場合、（削除）火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に（削除）連絡する。 ②情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に、各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。 [県] ①県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。	①



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
189	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第6節林野火災対策	281	<p>(3) 消火・避難活動</p> <p>① 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。</p> <p>② 市は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。</p> <p>④ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。</p> <p>③ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。</p>	<p>3 消火・避難活動</p> <p>〔市・県警察〕</p> <p>①林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。</p> <p>② (削除) 必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。</p> <p>③林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。</p> <p>〔県警察〕</p> <p>① (削除) 必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。</p>	③
190	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第6節林野火災対策	282	<p>4 応援協力関係</p> <p>(1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。</p> <p>また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>7 応援協力関係</p> <p>〔市〕</p> <p>①林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。(削除) また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。</p> <p>(略)</p>	③
191	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第6節林野火災対策	283	<p>4 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>④ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ輸送のための船舶の確保、(追記) 陸上の場合是一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。</p> <p>⑤ 火災の規模・被害の状況等から、県警察の協力・自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。</p> <p>(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>7 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>〔県〕</p> <p>(略)</p> <p>エ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ(削除) 船舶の確保を要請し、陸上の場合是一般社団法人岡山県トラック協会へ(削除) 車両の確保と県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。</p> <p>オ 火災の規模・被害の状況等から、県警察の協力・自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。</p> <p>(削除)</p>	③
192	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第7節危険物等災害対策	286	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 危険物等施設</p> <p>(略)</p> <p>③ 県警察の措置</p> <p>(略)</p> <p>オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求められたときは、関係指定行政機関に対して(追記) そのあつせんを行う。</p> <p>また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対し、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</p>	<p>第3項 実施内容</p> <p>1 危険物等施設</p> <p>(略)</p> <p>〔県〕</p> <p>(略)</p> <p>⑤市から(削除) の求めにより、関係指定行政機関に対して職員派遣のあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対し、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</p>	③
193	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第7節危険物等災害対策	286	<p>(2) 危険物等積載車両</p> <p>危険物等輸送事業者・県警察・市及び県は、それぞれ(追記) に準じた適切な措置を講じる。</p>	<p>2 危険物等積載車両</p> <p>〔市・県・県警察・危険物等輸送事業者〕</p> <p>危険物等輸送事業者・県警察・市及び県は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた適切な措置を講じる。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
194	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第7節危険物等災害対策	—	<p>4 応援協力関係</p> <p><u>(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 広域的な応援体制</u> 地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者はあらかじめ関係地方公共団体並びに、事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p> <p><u>(3) 緊密な情報交換</u> 関係機関は応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。</p>	(削除)	③
195	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第8節高圧ガス災害対策方針	289	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 高圧ガス施設 (略)</p> <p>④ 県の措置 (略)</p> <p>オ 市から指定地方行政機関の職員派遣について、あつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して<u>(追記) そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対して、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</u></p>	<p>第3項 実施内容</p> <p>1 高圧ガス施設 (略) [県] (略)</p> <p>⑤市から<u>(削除)</u>の求めにより、関係指定行政機関に対して職員派遣のあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対し、そのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。</p>	③
196	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第8節高圧ガス災害対策方針	289	<p>(2) 高圧ガス積載車両</p> <p>高圧ガス輸送事業者・県警察・市・県・中国四国産業保安監督部は、それぞれ<u>(追記)</u>危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。</p>	<p>2 高圧ガス積載車両</p> <p>[市・県・県警察・中国四国産業保安監督部・高圧ガス輸送事業者]</p> <p>高圧ガス輸送事業者・県警察・市・県・中国四国産業保安監督部は、それぞれ高圧ガス施設の場合に準じた措置を講じる。</p>	③
197	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第8節高圧ガス災害対策方針	—	<p>4 応援協力関係</p> <p><u>(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 広域的な応援体制</u> 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p> <p><u>(3) 緊密な情報交換</u> 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。</p>	(削除)	③
198	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第9節火薬類災害対策	291	<p>(2) 火薬類積載車両</p> <p>① 市の措置</p> <p><u>(1) - ①に準じた措置を講じる</u></p> <p>② 火薬類輸送事業者の措置</p> <p><u>(1) - ②に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局岡山運輸支局へも通報する。</u></p> <p>③ 県警察の措置</p> <p><u>(1) - ③に準じた措置を講じる。</u></p> <p>④ 中国運輸局岡山運輸支局の措置</p> <p>鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が(1) - ④に準じた措置を講じる。</p>	<p>2 火薬類積載車両</p> <p>[市]</p> <p><u>火薬類輸送事業者・県警察・市・県は、それぞれ火薬類関係施設の場合に準じた適切な措置を講じる。</u></p> <p>[中国運輸局岡山運輸支局]</p> <p>鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が1 [県] に準じた措置を講じる。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
199	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第9節医薬類災害対策	—	4 応援協力体制 (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。 (2) 広域的な応援体制 市は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火災類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。 (3) 緊密な情報交換 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。	(削除)	③
200	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第10節 有害ガス等災害対策	—	4 応援協力 その他の防災機関及び特定事業所等は、市・県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。	(削除)	③
201	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第11節 地下街等におけるガス災害対策	—	3 実施内容 地下街等においてガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発・火災等の事故（以下「ガス事故」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。	(削除)	③
202	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第11節 地下街等におけるガス災害対策	295	(3) ガス供給事業者の措置 (略) ⑤ ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作して、ガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。 なお、この場合の取り扱いについて、あらかじめ協議し、確認書を交しておく。 ⑥ 遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。 (略) (5) 県の措置 (略) ③ 市から、指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求められたときは、関係地方指定行政機関に対して、(追記) そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。	1 各機関の実施内容 [ガス供給事業者] ⑤ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作して、ガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。 (削除) ⑥遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。 (略) [県] (略) ③市からの(削除) 求めにより、関係地方指定行政機関に対して職員派遣のあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。	③
203	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第11節 地下街等におけるガス災害対策	—	4 応援協力関係 その他の防災関係機関及び関係企業は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して応援活動等を実施する。	(削除)	③
204	第3部災害応急対策計画 第14章事故災害応急対策 第16節 自衛隊の災害派遣	302	1 方針 天災・地震その他の災害が発生し又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、市の組織だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。	第1項 方針 自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等について計画を定める。	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
205	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節 自衛隊の災害派遣	304	4 災害派遣要請等の依頼手続き  (1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請 <u>(新設)</u> ① 知事等は、収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。 ② 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。 (略)	3 災害派遣要請等の依頼手続き [県] (1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請 ① <u>市長から自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。</u> ② (削除) 収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。 ③ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。 (略)	①
206	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節 自衛隊の災害派遣	304	(2) 市長の派遣要請の要求 ① 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 ② 市長は、上記①によって、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。 ③ 知事は、市長から上記①②の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。 なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予測される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換・部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。	[市] (2) 市長の派遣要請の要求 ① 自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 (削除) 知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。 (削除)	③
207	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節 自衛隊の災害派遣	305	<u>(新設)</u>	(5) 連絡方法 岡山県危機管理課 一般電話 (086)226-7293(直通) (086)226-7372(休日・夜間) FAX (086)225-4559,4659 日本原駐屯地 一般電話 (0868)36-5151(内線237) FAX (0868)36-5151(内線238) [自衛隊] (6) 自主派遣	③
208	第3部災害応急対策計画 第1章事故災害応急対策 第1節 自衛隊の災害派遣	305	④ 部隊自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。 災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。 ◆自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準 連隊規模；約15,000㎡ 師団等規模；約140,000㎡	4 災害派遣部隊の受入れ [市] ① (削除) 次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。 (略) I 部隊自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事等と協議して準備する。 (略)	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
209	第3部災害応急対策計画 第17章 応援・雇用	308	1 方針 大規模な災害が発生した場合、市の機関のみでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援及び雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。	第1項方針 大規模な災害が発生した場合、市の機関のみでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援及び雇用について定める。なお、市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「 <u>応急対策職員派遣制度</u> 」により、速やかに応援体制を整える。	①
210	第3部災害応急対策計画 第17章 応援・雇用	308	① 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、締結している災害時相互応援に関する各協定（中国・四国地方県庁所在地市とはカウンターパート制を導入している。）に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。 応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。 ② 知事は、 <u>応援措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方、中国・四国地方及び全国都道府県等における災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、応援を要請する。</u> なお、中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入した。 ③ 知事は、 <u>応急措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方、中国・四国地方及び全国都道府県等における災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。</u> ④ 知事は、災害応急対策を行うため必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。 ⑤ 知事は、災害の規模等に照らし、 <u>応援の指示又は要求を行う適当な相手が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合等、地方公共団体の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。</u> ⑥ 知事又は市長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。 ア 被害状況 イ 応援を要する救助の種類 ウ 応援を要する職種別人員 エ 応援を要する期間 オ 応援の場所 カ その他応援に関し必要な事項	〔市〕 ①災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。 ○ <u>応急対策職員派遣制度</u> ○ <u>広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請</u> ○ <u>中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定</u> ○ <u>21大都市災害時相互応援に関する協定</u> ○ <u>岡山市及び広島市災害時相互応援に関する協定</u> ○ <u>災害時における相互協力に関する基本協定（国土交通省中国地方整備局）</u> ○ <u>災害時相互応援協定（姫路市、鳥取市）</u> ○ <u>岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定(岡山県及び県下27市町村)</u> 〔県〕 ① <u>(削除)</u> 必要に応じ、中国地方、中国・四国地方及び全国都道府県等における災害等発生時の広域支援に関する協定や災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。 <u>(削除)</u> ②災害の規模等に照らし、 <u>(削除)</u> 地方公共団体の応援 <u>(削除)</u> のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が <u>(削除)</u> 応援することを求めるよう、要求する。 ③知事又は市の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。 ア 被害状況 イ 応援を要する救助の種類 ウ 応援を要する職種別人員 エ 応援を要する期間 オ 応援の場所 カ その他応援に関し必要な事項	③
211	第3部災害応急対策計画 第17章 応援・雇用	309	(2) 指定行政機関・指定地方行政機関・他県・他市町村等に対する職員の派遣要請 ① 市長又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。 ② 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ③ 市長又は知事が行う職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣についての必要な事項	2 指定行政機関・指定地方行政機関・他県・他市町村等に対する職員の派遣要請 〔市〕 ① <u>(削除)</u> 災害応急対策又は災害復旧のため <u>(削除)</u> 必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ② <u>(削除)</u> 職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣についての必要な事項	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
212	第3編災害応急対策計画 第17章応援・雇用	310	<p>(4) 他の市町村に対する応援又は職員派遣</p> <p>他の市町村から応援又は職員の派遣要請、若しくは県知事による派遣のあっせんがあった場合には、所掌事務の遂行に著しい支障がある等、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣するものとする。この場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	<p>4 職員の派遣に係る留意事項</p> <p>[市]</p> <p>他の市町村から応援又は職員の派遣要請、若しくは県知事による派遣のあっせんがあった場合には、所掌事務の遂行に著しい支障がある等、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣するものとする。この場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の感染防止策を徹底する。</p>	③
213	第3編災害応急対策計画 第17章応援・雇用	310	<p>4 災害支援対策用機械等の出動要請</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出動要請の第一報は口頭（電話）とし、事後文書で整理する。</li> <li>実線の手続きを基本とするが、破線の手続きも受け付ける。</li> <li>機械の引渡し後の費用は、要請者（市又は県）が負担。</li> <li>派遣の制限県又は市から出動要請があった場合でも、機械を派遣できない場合がある。</li> </ul> <p>(直轄管理施設にかかわる災害対策等のために、既に使用している場合又は使用が見込まれる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出動要請に当たっては、出動先・現地の状況等について、出来るだけ詳細な情報を連絡する。</li> </ul>	<p>8 災害支援対策用機械等の出動要請</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出動要請の第一報は口頭（電話）とし、事後文書で整理する。</li> <li>実線の手続きを基本とするが、破線の手続きも受け付ける。</li> <li>機械の引渡し後の費用は、要請者（市又は県）が負担。</li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出動要請に当たっては、出動先・現地の状況等について、出来るだけ詳細な情報を連絡する。</li> </ul>	③
214	第3部災害応急対策計画 第18章ボランティアの受入れ、活動支援	312	<p>1 方針</p> <p>災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び県、日赤岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、(追記) ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握ものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組(追記) 連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	<p>第1項方針</p> <p>(削除) 市及び県、日赤岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、被災地内外からのボランティアに対する被災地のニーズの把握(削除)、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体等及びNPO等との連携を図り、(削除) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	③
215	第3部災害応急対策計画 第18章ボランティアの受入れ、活動支援	—	<p>1 方針</p> <p>(略)</p> <p>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>第1項方針</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	③
216	第3部災害応急対策計画 第18章ボランティアの受入れ、活動支援	312	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>市災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会の設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行うとともに、県及び県社会福祉協議会とも連絡調整を行い、その活動の受入体制を整備する。</p> <p>(追記)</p>	<p>第1項実施内容</p> <p>1 各機関の実施内容</p> <p>[市]</p> <p>指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会の設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。(削除)</p> <p>また、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>	①
217	第3部災害応急対策計画 第18章ボランティアの受入れ、活動支援	313	<p>(4) 社会福祉協議会の措置</p> <p>① 県・市社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした、被災者の生活支援における、一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティア募集範囲等について判断する。</p> <p>(略)</p>	<p>[社会福祉協議会]</p> <p>① 県・市社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした、被災者の生活支援における、一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。(削除)</p> <p>(略)</p>	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
218	第3部災害応急対策計画 第18章ボランティアの受入れ、活動支援	313	<p>② 市の社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</p> <p>なお、市の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。</p> <p>ア 被災地のボランティアニーズの把握。</p> <p>イ ボランティアの受付及び登録。</p> <p>ウ ボランティアのコーディネート。</p> <p>エ ボランティアに対する具体的活動の指示。</p> <p>オ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の調達及び供給。</p> <p>カ ボランティア活動の拠点等の提供。</p> <p>キ ボランティアが不足する場合における、必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請。</p> <p>ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請</p> <p>ケ その他ボランティア活動の第一線としての活動。</p>	<p>②(削除) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</p> <p>ア 被災地のボランティアニーズの把握。</p> <p>イ ボランティアの受付及び登録。</p> <p>ウ ボランティアのコーディネート。</p> <p>エ ボランティアに対する具体的活動の指示。</p> <p>オ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の調達及び供給。</p> <p>カ ボランティア活動の拠点等の提供。</p> <p>キ ボランティアが不足する場合における、必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請。</p> <p>ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請</p> <p>ケ その他ボランティア活動の第一線としての活動。</p> <p>本市の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。</p>	③
219	第3部災害応急対策計画 第19章義援金品の募集・受付・配分	—	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 義援金品等の募集・受付・配分</p> <p>市は、災害義援金の募集・受付・配分について、県・市社会福祉協議会・日赤県支部・民生委員児童委員協議会・連合町内会・連合婦人会等、関係団体に協力を要請して実施する。</p>	(削除)	③
220	第3部災害応急対策計画 第19章義援金品等の募集・受付・配分	315	<p>(1) 義援金品の募集</p> <p>市・県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日赤県支部・岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金等関係団体と協力して、義援金品を募集する。</p> <p>なお、県民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に充分配慮した方法とするよう努める。</p>	<p>(1) 義援金品の募集</p> <p>市・県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日赤県支部・社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金等関係団体と協力して、義援金品を募集する。</p> <p>また、(削除) 義援品を提供する場合には、(削除) 品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に充分配慮した方法とするよう努める。</p>	③
221	第3部災害応急対策計画 第19章義援金品等の募集・受付・配分	—	<p>4 連絡調整事項</p> <p>義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法を定めておく。</p>	(削除)	③
222	第3部災害応急対策計画 第19章義援金品等の募集・受付・配分	315	<p>5 義援金の管理・運用等</p> <p>募集及び受け付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。</p> <p>(1) 家庭からの募集</p> <p>民生委員児童委員協議会・町内会・婦人会等の組織で、各家庭を訪問し又は募集場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法により募集する。</p> <p>(2) 職域募集等</p> <p>小・中学校あるいは事業所等で募集した義援金は、それぞれの機関において、市又は日赤県支部等（以下「配分機関」という。）に寄託する。</p> <p>(3) 個人等の申し込みによる募集</p> <p>個人等から義援金の寄託の申し込みがあったときは、その都度受け付けをする。</p> <p>(4) (追記) 義援金を受け付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。</p>	<p>2 義援金の管理 (削除)</p> <p>[市]</p> <p>受け付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 義援金の受付</p> <p>個人や事業所等から義援金を受け付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。</p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第3部災害応急対策計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
223	第3部災害応急対策計画 第19章義援金等の募集・受付・配分	316	<p>(7) 帳簿の整備 保健福祉部は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>拠出者名簿（様式第69号）</u></li> <li>・<u>引継書（様式第70号）</u></li> <li>・<u>受領書（様式第71号）</u></li> <li>・<u>現金出納簿（様式第72号）</u></li> <li>・<u>義援金受払簿（様式第73号）</u></li> </ul>	<p>(1) 帳簿の整備 保健福祉局は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管する。</p> <p><u>（削除）</u></p>	③
224	第3部災害応急対策計画 第19章義援金等の募集・受付・配分	—	<p>6 他機関への寄託 <u>県内又は他の都道府県において大災害が発生し、救助のため一般から拠出された義援金は、速やかに当該災害発生地の市町村又は日本赤十字岡山県支部へ寄託する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	③
225	第3部災害応急対策計画 第21章区の応急対策	320	<p>4 避難及び避難所の設置</p> <p><u>区本部は、災害対策本部と協議し、区民を安全な場所へ避難させることが必要と認めるときは、避難の方法及び指定避難所の設置を行う。</u></p> <p><u>また、被災状況が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合は、災害対策本部が県等への一連の手続きを行い、区本部は避難勧告等の広報及び指定避難所開設の準備等を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、資料編に記載のとおり。</u></p>	<p>6 避難及び避難所の設置</p> <p><u>〔市（区本部）〕</u></p> <p><u>災害対策本部と協議し、区民を安全な場所へ避難させることが必要と認めるときは、避難の方法及び指定避難所の設置を行う。</u></p> <p><u>また、被災状況が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合は、災害対策本部が県等への一連の手続きを行い、区本部は避難指示等の広報及び指定避難所開設の準備等を実施するものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第4部災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
1	第4部災害復旧・復興計画 第1節地域の復旧・復興の 基本方向の決定	325	第4編 災害復旧・復興計画  被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 <u>(追記)</u>	第1項 方針 被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 なお、被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、必要な基礎データの不足や喪失や復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた。これを踏まえ、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進める。	②、④
2	第4部災害復旧・復興計画 第1節地域の復旧・復興の 基本方向の決定	325	第1節地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) <u>(新設)</u> (略)	第1節地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) ③ 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。 (略)	①
3	第4部災害復旧・復興計画 第1節地域の復旧・復興の 基本方向の決定	325	③ 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。 <u>(新設)</u>	<u>[市]</u> ① (削除) 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。 ②被災後の早期復旧・復興を実現するため、以下の項目を定めた事前復興計画の策定を検討する。 ア 復興体制の事前検討 イ 復興手順の事前検討 ウ 復興訓練の実施 エ 基礎データの事前整理、分析 オ 復興における目標等の事前検討	②、③、④
4	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建 等の支援	326	第2節 被災者等の生活再建等の支援  市・県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。 ① 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般わたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。	第1項方針 (削除) 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支援やその迅速な処理のための仕組みの構造に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる (削除)。  第2項 関係機関の役割の例	③
5	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建 等の支援	326	第2節 被災者等の生活再建等の支援 (略)  ③ 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家被害の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。 (略)	第2節 被災者等の生活再建等の支援 <u>[市・県]</u> (略) (削除)	③



◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第4部災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
6	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	326	(新設)	第3項 実施内容 (1)住まいの確保 〔市・県〕 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報を提供する。 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、国の「防災集団移転促進事業」を活用するなど、極力安全な地域への移転を推奨する。 〔市〕 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。 〔県〕 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。また、国と連携し、市の活動の支援に努める。	②
7	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	326	第2節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略) 6 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。 2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。 5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。(略) 7 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。 5 (略) なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、県は市町村が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。	(2)生活資金等の支給等 〔市・県〕 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う(削除)。 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。 〔県〕 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。 また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。	③
8	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	327	8 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。 10 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。 このため市は、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する支援を中長期的に行い、県はその後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら実施する。	(3)被災者の見守り、相談支援等 〔市〕 (削除) 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。 (4)被災者等の中長期的な心のケア 〔県〕 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。 このため県は、市が行う精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。	③

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第4部災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
9	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	327	<p>11 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生・起業等への支援策の充実を図る。</p>	<p>(5)雇用の確保等 〔市・県〕 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、<u>(削除)</u>職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。</p>	③
10	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	327	<p>3 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家被害の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。（略）</p> <p>1.4 (略) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (追記)</p>	<p>(6)迅速な罹災証明書の交付 〔市〕 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査体制や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに<u>(削除)</u>被災者に罹災証明書を交付する。 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する<u>(削除)</u>。 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定める。 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</p>	①
11	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	328	<p>(追記)</p> <p>3 (略) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>〔県〕 発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け罹災説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。 市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 <u>(削除)</u> 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p>	①

◆改訂内容の整理（風水害等対策編 第4部災害復旧・復興計画）

No.	改訂箇所		改訂内容		修正理由
	部・章・節	頁	旧	新	
12	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	328	<p>12 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p> <p>4 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総括的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(7)情報、サービスの提供等 〔市・県〕 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>〔市〕 (削除) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>〔県〕 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	①
13	第4部災害復旧・復興計画 第2節被災者等の生活再建等の支援	—	<p>9 市は、関係機関や団体と連携・協力し、子どもの居場所の設置に努め、被災や避難所生活などの環境の変化による子どもへの心身の影響の軽減を図るとともに、子育て世帯への生活再建等の支援を行う。</p> <p>13 被災地域外へ疎開等を行なっている個々の被災者に対しても不利にならず、不安を与えないよう従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービス等を提供する。</p>	(削除)	③
14	第4部災害復旧・復興計画 第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	335	<p>3 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p> <p>5 市税についての負担軽減措置</p>	<p>(3) 住宅復興資金 被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による、次の資金の融通が適用される場合には、住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。</p> <p>① 災害復興住宅資金 ② 地すべり等関連住宅資金 ③ 宅地防災工事資金 ④ マイホーム新築資金 ⑤ リフォームローン (略) (5) (削除) 税についての負担軽減措置</p>	③